

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第54回理事会

平成13年9月

第54回理事会次第

平成13年9月25日（火）午後6時～

スクワール麹町 5F 豊

1. 定足数報告

2. 議事録署名人選出

3. 挨拶

4. 議題

(1) 募金の現況（資料1）

(2) 償い事業終了に関する運営審議会の報告（資料2：議事録参照）

(3) 償い事業の現況

①オランダ事業終了に関する報告

②フィリピン事業

③韓国事業（資料3）

④台湾事業

⑤償い事業に関するラウンドテーブル（資料4）

(4) 償い事業終了と基金ニュースに関する企画

(5) アジア女性基金刊行の冊子（案）〔通称 パンプ③〕（資料5）

5. 懇談

償い事業終了後のアジア女性基金の在り方（意見交換）

6. その他

13年度の主たる事業の実施状況（資料配付：資料6）

資 料

	ページ
資料1 募金の現況	1
資料2 理事会・運営審議会の議事録	2
資料3 韓国訪問報告	8
資料4 第3回ラウンドテーブルに関する報告	10
資料6 平成13年度主たる事業の実施状況	12

資料5 「『慰安婦』問題」とアジア女性基金	別添
-----------------------	----

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42 赤坂アネックスビル
TEL: 03-3583-9346 FAX: 03-3583-9347
Home Page: <http://www.awf.or.jp> e-mail: dignity@awf.or.jp

13. 9. 25(14:00)

現在の募金状況

基金キャンペーン2000(12. 9. 1 ~ 13. 9. 21)	(概算募金額)
政府等及び各省庁関係職域	3, 984万円
都道府県等地方公共団体職域	1, 337万円
主要労働団体	1, 495万円
一般国民等	3, 165万円
計	9, 981万円

(参考)

寄付金総額収支状況

	収入総累計	支出総累計	差引残高
12年8月末	4億4, 826万円	3億4, 000万円(170人)	1億0, 826万円
13. 9. 21現在	5億4, 807万円	3億7, 600万円(188人)	1億7, 207万円

韓国訪問報告

2001年9月9日 和田春樹

8月31日に日本を出発し、ソウルを訪問し、9月3日に帰国した。有意義な旅であったと評価できる。

まず8月31日午後1時頃に仁川空港に到着し、2時半に大使館に杉山晋輔公使を訪問した。折から小和田大使が9月1日から開かれる日韓フォーラムに出席のため到着され、杉山公使を訪問されていた。日韓フォーラムには、小和田会長の他、小此木政夫慶応大学教授、山本正日本国際交流センター理事長、武見敬三参議院議員、薬師寺かずゆき朝日新聞論説委員などが参加し、韓国側の崔光洙会長、李仁浩韓国国際交流財団理事長（前駐露大使）、孔魯明元外相（元駐日大使）、李洛淵国會議員（民主党）らと懇談した。この時期に日韓フォーラムを開催されたのは、大変意義のあることだと思うとお話した。

杉山公使は、初対面であったが、私が、韓国の事業を終えるためには、終結の公示広告を出す必要がある、かつ基金から受け取った人々はそれでよいとの韓国政府からの承認の表明をうる必要がある、そのどちらのためにも、対協との話し合いを試みて、合意をうることが必要だと述べたところ、強く支持を表明していただいた。こういう日韓緊張のあとだから、かえって話し合いを進めることは可能かも知れないという意見を述べられ、私としては大変心強く感じた次第である。基金の「国民的償い」のコンセプトについても、柔軟に考える余地はあるのではないかという話をしたところ、注意深く聞いていただいた。

この日、夜は韓日文化交流会議韓国側座長代理、MBCテレビ理事長、金容雲氏と会った。氏からは29日に出した韓日文化交流会議韓国側委員11氏の「政府と国民へのアピール」について聞いた。また日韓首脳会談開催のための条件づくりには何が必要かという点についても、意見を交換した。

9月1日は、土曜日であったので、私の古い知人の全快祝いにソウルの郊外まで行った。夕方は、かつて韓国の民主化運動で重要な働きをした人々、弁護士で、全南大学学長をつとめた李敦明氏、季刊雑誌『創作と批評』編集長で、ソウル大学教授の白榮晴氏、詩人金芝河救援のために働き、民主化後は金泳三前大統領秘書をつとめた金正男氏と会った。

9月2日は、午前中央日報論説委員洪垣姫女史を訪問した。中央日報に私を激励するコラムを書いてくれ、アジア女性基金に対する理解を示してくれた人である。はじめて会った。彼女は94年から一年間慶応大学に留学したことがあるとのことで、ながく女性問題、慰安婦問題も取材してきた人であった。昨年からは論説委員になったが、三大紙では唯一の女性論説委員だとのことである。私は慰安婦問題、

アジア女性基金問題について話し、挺対協との和解をめざしたいと述べた。洪女史はなにかあたらしい智慧が出るといいというように言われた。

昼には、プロテスタント教会のX氏と会った。挺対協との話し合いを仲介してくれたことのある人である。教科書問題について多く話し、私は慰安婦問題についても打開が必要だと説明したが、氏は少し時期が早いという評価であった。その後ホテルから、韓日文化交流会議韓国側座長の池明親氏に電話して、話した。久しぶりであった。氏は柔軟な姿勢で、同会議の日本側委員とは意見の違いは前提として話し合ってきたので問題ないと言われたが、もとより会議の再開のためには日本側の工夫が必要であるように感じた。

夜には、民主党の国会議員李洛淵氏と会った。氏は元東亜日報記者で、私が最初に韓国へ来たとき、私の入国のために苦勞した人であった。基金の7人への支給のさい、ただ一人好意的な記事を書いてくれ、批判を浴びた人だった。いまは国会議員になり、最近では、韓国の鉄道での日本語アナウンス中止に抗議し、復活させたことが報じられた。彼は、挺対協との和解についての希望を聞いて、積極的に評価してくれた。日韓関係をまず正常化することについても、意見は一致した。東亜日報には、いまも影響力があるので、彼の支持はありがたいことである。国会内では、安保外交委員会に属しているとのことである。9月3日には、挺対協の共同代表金允玉女史と会った。電話をかけて、会ってほしいと言ったところ、ホテルに来てくれたのである。1時間ほど話した。私たちの立場はご存じでしょうと言われ、なぜ法的責任が認められないのかとも言われたが、なんらかの歩み寄りが必要だということを認め、どのようにしたら、受け入れられるか、自分たちも考えてみましょうと言ってくれた。もちろん、考え方の差は大きいですが、教科書問題の嵐をへて、新しい協力が必要だと感じているようであった。ふたたびの第一歩としては、まずまずの滑り出しだと感じた。

昼過ぎに、韓国歴史学会前会長で、ソウル大学教授の金容徳氏と会った。韓国と日本の歴史学会の代表者による教科書問題のシンポジウム開催を働きかけることで合意した。これが日韓の関係の打開にプラスになることを期待するのが、われわれの希望である。

ソウルの町には、「World Cup 2002 Korea-Japan」のポスターと韓国国旗と日の丸があちこちに懸かっていた。これを成功させるために、日本側から一ふんばりすることが必要であ・駿二思う。

Haruki Wada
(和田 春樹)

第3回「慰安婦」問題に関するラウンド・テーブル及び
公開フォーラムについての報告

2001年9月21日 和田 春樹

第3回「慰安婦」問題に関するラウンド・テーブルは、2001年9月5-6日、KKRホテル東京で行われた。海外から参加したゲストは、以下の人々である。

オランダ ハマー・モノド＝フロドヴィル女史 オランダ事業実施委員会委員長台湾
カオリー・リ＝チェン女史 台湾無任所大使リン・メイジュン女史台湾草の根女性グルー
プインドネシア ヌシャバニ・カチャスナ女史 上院議員、正義と民主主義を求め
るインドネシア女性連合事務局長フィリピン バーナード・カルガニラ氏 フィリピン大
学教授ホセ・デヴィド・ラプーズ氏 サント・トーマス大学教授アメリカ サラ・ソー（蘇
貞姫）女史 サンフランシスコ州立大学教授

第一日午前・午後の第一セッションでは、フィリピンからのラプーズ教授が日本
軍のフィリピン占領体制と慰安婦問題の関連について報告し、カルガニラ教授がア
ロヨ新政権のもとでのフィリピンの慰安婦問題についての見方について報告した。
ついでリン・メイジュン女史が台湾での慰安婦問題についての見方について報告し
た。最後にインドネシアのカチャスナ女史がインドネシアからみた慰安婦問題
について報告した。女史は昨年年末の女性国際法廷で検事をつとめた人であり、そ
の観点からの報告であった。

午後の第二セッションでは、横田洋三運営審議会委員長が、国連人権小委員会委
員としての経験をふまえて、国連での慰安婦問題討議について経過を説明した。つ
いで阿部浩己神奈川大学教授が国際法と戦後補償裁判の関係について明快な報告を
行った。

終了後、懇親会をおこない、終日会議に参加した村山理事長が挨拶した。

第二日午前の第三セッションでは、ハマー女史がオランダの事業について感銘深
い報告をした。

とくに女史自身が母とともにアンバラワ収容所にいたことを話し、母が慰安婦にさ
れなかったことは幸せであったと言われたことが記憶に残った。またオランダでの
事業の成功の理由について、女史はサラ・ソー教授の論文に言及して、被害者の「
選択の自由」を尊重するということの重要性を強調した。ついでサラ・ソー教授が
国際社会における慰安婦問題について報告した。

午後の第四セッションでは、石原副理事長が、官房副長官として関与した一九九
三年の河野談話の背景と意味について報告した。ついで、東良信経済産業省中小企

業務審議官が外政審議室審議官として関与した河野談話以後の過程について補足説明を行った。

いずれのセッションも、興味深い内容であり、重要な討論があった。基金からは村山理事長、石原副理事長、有馬、和田理事、横田、高崎、橋本運営審議会委員、事務局から齊藤、松田、中野部長らが出席した。伊勢事務局長も病院から抜け出して、しばらく参席した。外務省からは富、中野、野依課員が参加した。

九月七日のウィメンズプラザでの公開フォーラム「戦争被害—〈回復〉と〈和解〉をめぐる」では、ハマー女史、カルガニラ教授、カチャスナ上院議員、カオリー・リー＝チェン大使、和田が報告し、討論があった。この席ではじめて橋本首相のオランダ、コック首相あての手紙が配布された。討論の中で、台湾の慰安婦訴訟を支援する日本の会の代表をしている牧師が、橋本首相のお詫びの手紙を韓国で基金を受け取った被害者の家でみせてもらった、その手紙がもっと広められていれば、今回の教科書問題などはふせげたのではないかと述べたのが印象的であった。また台湾のリー＝チェン大使が被害者のために何かしようということとこういうことが二度と繰り返されないようにするということがわれわれの共通の課題であるとすれば、対話を進める必要がありますと強く言われたのもまた印象的であった。インドネシアのカチャスナ上院議員は、被害者個人への措置が必要だという観点から、インドネシア政府と基金が結んだ覚え書を修正することは可能かと質問したが、これに対しては司会の横田運営審議会委員長が明確に回答した。

第三回のラウンドテーブルは前二回のそれに増して、意味深く、成果のあった会議であったといえることができる。

平成 13 年度主たる事業の実施状況
(4～9 月)

2001.9.25 第 54 回理事会

- 4 月 20 日 事業報告会【大分市】
村山理事長、有馬理事、和田理事、伊勢事務局長ご出席
- 6 月 7 日 第 18 回「武力紛争下における女性の人權」研究会
- 7 月 14 日 オランダで終了式
- 7 月 24・25 日 国際専門家会議「ジェンダーと HIV/AIDS」【東京】
- 7 月 26 日 公開フォーラム「ジェンダーと HIV/AIDS」【東京】
- 8 月 28 日 公開セミナー「ドメスティック・バイオレンスにどう立ち向かうか」
【滋賀県近江八幡市】（共催：滋賀県、滋賀県犯罪被害者連絡協議会）
- 9 月 4 日 援助者のためのワークショップ【滋賀県大津市】（共催：滋賀県）
- 9 月 5・6 日 第 3 回ラウンドテーブル・専門家会議【東京】
- 9 月 5・7 日 援助者のためのワークショップ【熊本市】（共催：熊本県）
- 9 月 6 日 公開セミナー「ドメスティック・バイオレンス～家庭内における女性と子どもへの影響」
【熊本市】（共催：熊本県）
- 9 月 7 日 第 3 回ラウンドテーブル・公開フォーラム【東京】
- 9 月 18 日 経団連理事会で募金のお願い
村山理事長、石原副理事長、伊勢事務局長ご出席
- 9 月 18・19 日 援助者のためのワークショップ【茨城県水戸市】（共催：茨城県）

資料 5

【仮題】

「慰安婦」問題」とアジア女性基金

(案)

2001. 9. 25 第 54 回理事会

目 次

1 「慰安婦」とは何か.....	1
2 「慰安婦」の数.....	7
3 「従軍慰安婦」問題が明らかになるまで.....	11
4 アジア女性基金の誕生と事業の基本性格.....	14
5 オランダでの事業.....	19
6 フィリピンにおける事業.....	25
7 韓国における事業.....	29
8 台湾における事業.....	33
9 インドネシアにおける事業.....	36
10 歴史の教訓とする事業.....	39
11 基金-6年間の成果.....	41
12 付録.....	44

1 「慰安婦」とは何か

「従軍慰安婦」とは、かつての戦争の時代に、日本軍の慰安所に集められ、将兵に性的な奉仕を強いられた女性たちのことです。

このような慰安所の開設が、日本軍当局の要請によって初めて行われたのは、中国での戦争の過程でのことです。1931年（昭和6年）満州事変の際の軍の資料をみると、民間の業者が軍隊の駐屯地に将兵相手の店を開くということが行われましたが、軍隊自体の動きは消極的でした。翌年第1次上海事変によって戦火が上海に拡大されると、派遣された海軍陸戦隊の部隊は最初の慰安所を上海に開設させました。慰安所の数は、1937年（昭和12年）の日中戦争開始以後、飛躍的に増加します。

陸軍では慰安所を推進したのは上海派遣軍参謀副長岡村寧次と言われています。その動機は、占領地で頻発した中国人女性に対する日本軍人によるレイプ事件によって、中国人の反日感情がさらに強まることを恐れて、防止策をとらねばならないとしたところにありました。また将兵が性病にかかり、兵力が低下することを防止しようと考えました。中国人の女性との接触から軍の機密がもれることも恐れられました。

岡村の部下であった岡部直三郎上海派遣軍高級参謀も慰安所の組織化に働いたと言われていますが、その岡部直三郎が北支那方面軍参謀長として1938年（昭和13年）6月27日に出した通牒には、次のようにあります。

「諸情報ニヨルニ、・・・強烈ナル反日意識ヲ激成セシメシ原因ハ・・・日本軍人ノ強姦事件カ全般ニ傳播シ・・・深刻ナル反日感情ヲ醸成セルニ在リト謂フ」「軍人個人ノ行為ヲ嚴重取締ルト共ニ、一面成ルヘク速ニ性的慰安ノ設備ヲ整ヘ、設備ノ無キタメ不本意ヲ禁ヲ侵ス者無カラシムルヲ緊要トス」

慰安所は、このような当時の派遣軍司令部の判断によって設置されました。設置

に当たっては、多くの場合、軍が業者を選定し、依頼をして、日本本国から女性たちを集めさせました。1937年（昭和12年）12月21日に上海総領事館警察署長が長崎水上警察署長に送った依頼文によると、「将兵ノ慰安方ニ付関係諸機関ニ於テ考究中ノ処」、このたび「当館陸軍武官室、憲兵隊合議ノ結果施設ノ一端トシテ前線各地ニ軍慰安所（事実上ノ貸座敷）ヲ・・・設置スルコトナレリ」とあります。業者が依頼を受けて、日本に女性を募集に赴くにあたって、領事館警察署長は国内関係当局に便宜提供を直接求めています。1938年（昭和13年）の初め、日本の各地に赴いた業者は「上海皇軍慰安所」のために3,000人の女性を集めると語り、募集してまわりました。各地の警察は無知な婦女子を誘拐するものではないか、皇軍の名誉を傷つけるものではないかと反発しました。それで内務省警保局長は1938年2月23日付けで通達を出し、「慰安婦」となる者は内地ですでに「醜業婦」である者で、かつ21歳以上でなければならず、渡航のため親権者の承諾をとるべしと決めました。3月4日には陸軍省副官も通牒を出しました。「支那事変地ニ於ケル慰安所設置ノ為内地ニ於テ之カ従業婦等ヲ募集スルニ當リ、故ニ軍部諒解等ノ名義ヲ利用シ、為ニ軍ノ威信ヲ傷ツケ、且ツ一般民ノ誤解ヲ招ク虞アルモノ」が少なくないので、「将来是等ノ募集等ニ當リテハ、派遣軍ニ於テ統制シ、之ニ任スル人物ノ選定ヲ周到適切ニシ、其實施ニ當リテ関係地方ノ憲兵及警察当局トノ連繫ヲ密ニ」せよとしたのです。「満21歳以上」としたのは、日本が加入していた「婦人・児童の売買禁止に関する国際条約」で未成年者に売春をさせることが禁じられていたからです。

ところが、慰安所の数が急速に増えてきますと、中央の内務省も陸軍省もますますコミットせずにはおられなくなっていくます。1938年11月4日には、内務省警保局の内部で「本日南支派遣軍古荘部隊参謀陸軍航空兵少佐久門有文及陸軍省徴募課長ヨリ南支派遣軍ノ慰安所設置ノ為」「醜業ヲ目的トスル婦女約400名」を渡航

させるように「配意アリタシ」との要請があったので、「極秘ニ取扱フ」、400 名を大阪 100 名、京都 50 名、兵庫 100 名、福岡 100 名、山口 50 名と各県に割り当て、各県で業者を選定し、女性を募集させてほしいという文書が起草されています。

「慰安婦」は当初から台湾、朝鮮からも調達されました。前記の 1938 年 11 月 14 日の内務省警保局の文書には、「既ニ台湾總督府ノ手ヲ通シ合地ヨリ訳三百名渡畝ノ手配済」とのことだと書かれております。朱徳蘭氏の研究は、1939 年の台湾での事例を明らかにしています。海南島を占領した海軍から台湾の海軍武官に要請がされ、そこから華南と東南アジアの軍事的経済開発のために設立された国策会社、台湾拓殖株式会社に要請が行われました。この会社が海南島に慰安所のための建物を建設し、業者の選定と資金の提供を行いました。業者は自分の抱える女性を引き連れて、海南島へ渡っています。業者は日本人で、「慰安婦」とされた女性たちはすでに「醜業に従事している年齢 21 歳以上」の者でした。この場合は日本本土と同じ基準で募集を行っているようですが、この形がいつも守られたかどうかは、不明です。日本政府は 1925 年に「婦人・児童の売買禁止に関する国際条約」を批准するにあたって、植民地を適用外としたからです。

朝鮮では、警察が、日本の内地の警察と同じように、軍の依頼を受けた業者の募集を助ける際に、警保局の 1938 年 2 月通達に従っていたかどうかは不明です。それでも最初の段階では、朝鮮からもまず「醜業婦」であった者が動員されたと考えるのが自然です。ついで、貧しい家の娘に「慰安婦」となるように説得して、連れていったのでしょう。就職詐欺もこの段階から始まっていることも間違いないと思われます。朝鮮からは、内地では禁じられていた 21 歳以下の女性が多く連れて行かれたことが知られています。中には 16、7 歳の少女も含まれており、普通の娘たちが多く連れていかれることになりました。そのような乙女たちなら、性病に感染していることもなく、また朝鮮人だから中国人との連絡もありえず、軍の機密が漏れる

心配がないと考えられたのです。内地では守られた条件は朝鮮では最初から守られていなかった、守るように統制されていなかったのではないのでしょうか。

1941年(昭和16年)12月8日、太平洋戦争が始まると、日本軍はシンガポール、フィリピン、ビルマ、インドネシアに攻め込みました。南方に占領地が拡大していくとともに、そこにも軍慰安所が設置されました。この新しい局面での南方占領地の慰安所への女性の確保については、決定的な転換がおこったようです。1942年(昭和17年)1月14日付けの外務大臣の回答によると、「此ノ種渡航者ニ対シテハ〔旅券ヲ発給スルコトハ面白カラザルニ付〕軍ノ証明書ニ依リ〔軍用船ニテ〕渡航セシメラレ度シ」とあります。外務省も、内務省と警察も関わらないところで、南方占領地への慰安婦の派遣は完全に軍が直接掌握することになりました。それは内務省通達によるコントロールが外されることを意味したのです。

1942年2月末ないし3月はじめに、南方軍から、ボルネオ行き「慰安士人50名為シ得ル限り派遣方」の要請が台湾軍司令官に入りました。そこで台湾軍司令官の命令により、憲兵が調査して、三人の経営者を選定しました。三人の経営者は女性を集めて、出発しました。

同じように南方軍から朝鮮軍司令部にも朝鮮人女性を「慰安婦」として派遣するように要請がなされたと考えることができます。米軍の資料によれば、1942年(昭和17年)5月にビルマにおける「慰安サービス」のための女性を募集するために、京城の陸軍司令部が業者を選定して打診したのに業者が応じています。最終的にこのとき朝鮮から出発した朝鮮人女性は703名でした。朝鮮軍は業者を選定し、募集を行わせました。

京城で料理店を営んでいた朝鮮人夫婦が憲兵司令部の打診に応じて、この仕事を引き受け、20人の朝鮮人女性を勧誘した事例が知られています。彼らは両親に「300円から1,000円を払って、買い取った」、娘達は彼らの「単独の財産」にな

ったと言っていますが、これは前渡し金で縛ったということでしょう。女性たちの述べたところでは、募集時の年齢は17歳1名、18歳3名、19歳7名、20歳が1名、23歳以上が8名、つまり22人中の12名が21歳未満です。1938年に日本国内での募集に際して警保局がつけたような条件が守られていないことは明らかです。

この女性たちに「慰安婦」を求めているとはっきり説明することはしていないようです。女性たちの供述には次のようにあります。

「この『役務』の性格は明示されなかったが、病院に傷病兵を見舞い、包帯をまいてやり、一般に兵士たちを幸福にしてやることにかかわる仕事だと受け取られた。これらの業者たちがもちいた勧誘の説明は多くの金銭が手に入り、家族の負債を返済する好機だとか、楽な仕事だし、新しい土地シンガポールで新しい生活の見込みがあるなどであった。このような偽りの説明に基づいて、多くの娘たちが海外の仕事に応募し、数百円の前渡し金を受け取った。」

これは業者に欺かれたものであり、本人の意志に反して集められた事例にあたります。

太平洋戦争期の朝鮮、台湾からの「慰安婦」の調達には、南方軍からの要請を受けた朝鮮軍、台湾軍が主体となって、憲兵が業者を選定して、多くの場合、「慰安婦」とすることを隠したまま、募集して、軍用船で送り出したと考えられます。もとよりこの時期も日本からの「慰安婦」の調達も従来通りの形で引き続き行われていました。

さらにフィリピンとインドネシアなどでは、地元の女性も「慰安婦」とされました。インドネシアで抑留されたオランダ人の女性を強制的に「慰安婦」としたスマランのケースがよく知られています。フィリピンでは、暴力が行使されることが多かったことが知られています。レイプから始まって、連行され、屋内に監禁され、レイプを続けられることが広くみられました。これは軍の公認の慰安所とは違うが、

現地部隊にとっては事実上慰安所の代替物となったのです。

インドネシアでは、倉沢愛子氏の研究によれば、多くが居住地の区長や隣組の組長を通じて募集が行われたようです。占領軍の意を受けた村の当局からの要請という形の中には、本人の意志に反して集められた事例も少なくなかったと思われます。セレベス島の慰安所に関する報告書によれば、同島農村部の慰安所 18 施設はすべてセレベス島住民を「慰安婦」にしているものでした。慰安所の中には責任者として陸軍中佐、海軍大尉があげられ、「部隊ニ於テ経営ス」、責任者が「募集シテ経営セリ」というものと、「経営者ハ一般邦人トシ軍司令部ニ於テ監督ス」、「原住民・・・ノ経営ニ依ルモノニシテ警備隊長之ヲ監督ス」というものがありました。報告書は、例外なしに「売淫婦ハ本人ノ希望ニ依リ営業セシム」とか、「希望者ヲ募集シ」とか述べていますが、この報告書はオランダ軍軍法会議検察官の要求によって作成された文書でしたから、このことは軍法会議の追及を逃れるための弁解であった可能性もあります。またインドネシアでも、部隊が私的につくり、暴力的に女性を連れてきた慰安所の代替物もみられました。

慰安所では、女性たちは多数の将兵に性的な奉仕を強いられ、人間としての尊厳を踏みにじられました。米軍の捕虜尋問記録にみえるビルマ、ミチナの朝鮮人経営の慰安所の場合、外出は自由で、スポーツやピクニックに参加したとありますので、ここから「慰安婦」の生活は優雅であったかのように主張する人がいますが、米軍の取り調べに対して供述しているのですから、朝鮮人経営者の責任追及を回避するための誇張があると考えるのが自然です。前線の慰安所での生活が優雅であったはずはありません。一般に戦況の悪化とともに、生活は悲惨の度を加えました。

戦地では常時軍とともに行動させられ、まったく自由のない生活でした。日本軍が東南アジアで敗走し始めると、慰安所の女性たちは現地に置き去りにされるか、敗走する軍と運命をともにすることになりました。

2 「慰安婦」の数

一体どれほど女性たちが日本軍の慰安所に集められたのか、朝鮮人「慰安婦」の比率はどの程度であったのか、どれほどの人々が戦場から帰らなかったのかという点については、今日でも確実な答えをえるような調査ができていません。

まず「慰安婦」の総数を知りうるような総括的な資料は存在していません。そういうものはそもそも作られなかったと考えられます。したがって総数についてのさまざまな意見はすべて研究者の推算です。

推算の仕方は、研究者の考え方や方法論によって異なります。ひとつは、兵員総数を取り、「慰安婦」1人あたり兵員数のパラメーターで、これを除して、「慰安婦」数を推計するやり方があります。この場合、帰還による入れ替わりの度合いが考慮に入られます。これは吉見義明氏が基本的に採用している方法です。吉見氏は第一のパラメーターとして、1939年の第二軍の場合から兵100人に対して「慰安婦」1名をとっています。兵総数を300万人とすると、「慰安婦」は3万人、交代率1.5とすると、4万5000人となります。吉見氏は第二のパラメーターとして、業者の間で言われていた言葉から兵30人に1名をとっています。これによると、10万人となります。交代率を2と仮定すると、20万人となります。以上の計算から下限5万人、上限20万人という数字を、一応の仮定、目安として吉見氏は提示したのです。

最近中国の蘇智良氏は1999年の著書の中で、吉見氏の第二のパラメーターを取り、交代率を3.5、ないし4に改め、36万ないし41万人という数字を出しました。これも仮定の数字です。

秦郁彦氏は、1998年の論文では、吉見氏の方式を退けましたが、99年の著書では「平凡だが、無難」として、この方式に帰っています。ただし氏は、兵員総数を300

万人ではなく、250万人とし、パラメーターを国内の公娼統計（3000万人の遊客に公娼20万人）から150対1とし、1万6000人、交代率1.5以下として、2万人という数字を出しています。

問題はパラメーターと交代率の取り方であることは明らかです。「兵100人女1名慰安隊ヲ輸入」という言葉が金原メモ（「金原節三業務日誌」）に見える昭和14年4月の上海第21軍軍医部長の報告にあります。100人当たり「慰安婦」1名ということは、兵士が毎月1回慰安所に行くとしたら、慰安婦は日に5人を相手にして、月平均10日は休んでいるという状態です。病気で働けない女性がいることを考えれば、この想定は合理的だと考えられます。

民族別については、金一勉氏が、「慰安婦」の「8割～9割」、17～20万人が朝鮮人であると主張しました。これも印象論です。この面でも統計資料は存在しません。各種の資料を総合して言えることは、「朝鮮人慰安婦」は多かったが、絶対的多数を占めるには至っていないということです。「日本人慰安婦」も多かったと言えます。

1998年6月22日、国連人権委員会マイノリティ差別防止・保護小委員会特別報告者ゲイ・マクドゥーガル氏は同小委員会に報告「奴隷制の現代的形態—軍事衝突の間における組織的強姦、性的奴隷制、及び奴隷制的慣行」を提出しましたが、それに付録として報告「第二次大戦中の慰安所にたいする日本政府の法的責任についての分析」が付されました。その中で、氏は「日本政府と日本軍は1932年から45年の間に全アジアのレイプ・センター（Rape Centres）での性奴隷制を20万以上の女性に強制した」とし、「これらの女性の25パーセントしかこのような日常的虐待に堪えて生き残れなかったと言われる」と述べ、その根拠として「第二次大戦中に14万5000人の朝鮮人性奴隷が死んだという日本の自民党国会議員荒船清十郎の1975年の声明（マ）」があると指摘しています。

慰安所をひとしく「レイプ・センター」と呼ぶことも当を得ませんが、「慰安婦」にされた者は 20 万人以上だという断定も根拠がないことはすでに述べたとおりです。そして、総数のそのほぼ 4 分の 3、14 万 5000 人が死んだ、彼女たちはみな朝鮮人慰安婦であったというのはまったく根拠のない主張です。

マクドゥーガル氏はこの主張をカレン・パーカー氏、ジェニファー・チュウ氏の論文から取ったのですが、パーカー氏はこのことをある日本の女性国会議員から聞いたと書いているにすぎません。実はこの主張の根拠となった荒船清十郎氏の声明とは、彼が 1965 年（昭和 40 年）11 月 20 日に選挙区の集会（埼玉県秩父郡市軍恩連盟招待会）で行った次のような放言のことです。

「戦争中朝鮮の人達もお前達は日本人になったのだからといって貯金をさせて 1100 億になったがこれが終戦でフイになってしまった。それを返してくれと言って来ていた。それから 36 年間統治している間に日本の役人が持って来た朝鮮の宝物を返してくれと言って来ている。徴用工に戦争中連れて来て成績がよいので兵隊にして使ったがこの人の中で 57 万 6000 人死んでいる。それから朝鮮の慰安婦が 14 万 2000 人死んでいる。日本の軍人がやり殺してしまったのだ。合計 90 万人も犠牲者になっているが何とか恩給でも出してくれと言ってきた。最初これらの賠償として 50 億ドルと言って来たが、だんだんまけさせて今では 3 億ドルにまけて手を打とうと言ってきた。」

日韓条約交渉時に韓国側は、韓国人労務者、軍人軍属の合計は 103 万 2684 人であり、うち負傷ないし死亡したのは 10 万 2603 人だと指摘したのですが、「慰安婦」のことは一切持ち出していません。あげられた数字はすべて荒船氏が勝手にならべた数字なのです。国連機関の委嘱を受けた責任ある特別報告者マクドゥーガル氏がこのような資料に依拠することになったのは残念です。

蘇智良氏も金一勉氏の論文から荒船発言を知り、これを信じて、朝鮮人の「慰安

婦」が14万2000人いたとすれば、自身の推定した36万、ないし41万の「慰安婦」総数のうち「中国人慰安婦」は20万人にのぼると結論しています。残念ながら、これも荒船放言に誤導された推論です。

もとより、帰国できなかった人は相当多かったと考えられます。生き残った看護婦は全員帰国したでしょうが、「慰安婦」にされた人々の中には自分の置かれた境遇を恥じて、帰国しなかった人もいたことがすでに知られています。

1945年（昭和20年）8月15日戦争が終わりました。だが、平和が来ても、生き残った被害者たちにはやすらぎは訪れませんでした。帰国することをあきらめた人々は、異郷に漂い、そこで生涯を終える道を選びました。帰国した人々も傷ついた身体と残酷な過去の記憶をかかえ、苦しい生活を送りました。身体の障害や性病に冒され、子どもを産めない状態にされた人が多かったのです。そうでなくとも、結婚もできなかった人もいました。家族ができて、自分の過去を隠さねばならず、心の中の苦しみを他人に訴えることができないということが、この人々の身体と精神をもっとも痛めつけたことでした。

軍の慰安所で過ごした数年の経験の苦しみにおとらない苦しみの中に、この人々は戦後の半世紀を生きてきたのです。

3 「従軍慰安婦」問題が明らかになるまで

「従軍慰安婦」の存在は、日本ではまったく知られていなかったということはありません。戦争に行った人はみな知っていたことです。しかし、そのことが社会問題だと意識されることはありませんでした。日本と朝鮮の関係に関心を寄せる人は、1965年ぐらいから、このような人々の存在を知っていて、朝鮮に対する植民地支配がもたらしたもっとも残酷な結果がこの人々にあらわれていると考えていました。しかし、この人々はいわば歴史的過去の人物だと考えられていたのです。

朝鮮では、戦争の末期の1943年に女子挺身隊の募集が始まると、これに応じると「慰安婦」にされるという噂が流れました。総督府がそのような噂は故意に流されたもので、事実無根だと否定すると、いっそう人々はそのことを本当だと考えるようになりました。ですから「慰安婦」という存在は解放後の韓国でも知られていなかったわけではありません。しかし、これは触れたくない問題であったのでしょう。韓国でこの問題がようやく社会的に取り上げられるようになったのは、1987年の民主化のあとでした。尹貞玉（ユン・ジョンオク）さんの挺身隊取材記がハンギョレ新聞に発表されたのは90年1月のことです。日韓の歴史問題、謝罪問題が注目を集めるようになった中で、この問題が浮上しました。

「従軍慰安婦」問題が一挙に韓国の国民の心を捉えるようになるきっかけは、この年6月6日に参議院予算委員会でなされた次のような日本政府委員の答弁でした。

「従軍慰安婦なるものについて、古い人の話等も総合して聞きますと、やはり民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いているとか、そういうふうな状況のようございまして、こうした実態について私どもとして調査して結果を出すことは、率直に申しましてできかねると思っております。」

この答弁に対して、韓国では、軍と国家の関与を否定し、調査の可能性を否定し

たものとして、強い批判が起こりました。90年10月17日韓国の女性団体7団体が挺身隊研究会とともに声明を発表し、日本政府委員の答弁を批判し、慰安婦は強制的に連行された存在であることを認めるようにとの要求からはじまる6項目の「要求」を日本政府につきつけたのです。公式謝罪、真相の究明と発表、犠牲者のための慰霊碑の建設、生存者遺族への補償、歴史教育での取り上げが具体的な要求でした。これが年末に日本に伝わり、国会でも再質問がされましたが、決定的であったのは91年夏、犠牲者の一人、金学順さんがソウルで名乗り出て、日本の責任を告発するにたったことです。金学順さんはこの年12月の太平洋戦争被害者の補償要求訴訟にただ一人実名を名乗って原告となりました。

衝撃を受けた我が国では、女性たちを中心に運動が急速に始まりました。92年1月10日吉見義明中央大学教授が先に引用した北支那方面軍参謀長岡部直三郎の通牒などを、軍の関与を証明する資料として発表しました。これが強い印象を与えました。日本政府も本格的な調査に乗り出しました。政府の調査の結果はまず、第一次分が1992年（平成4年）7月6日に加藤紘一官房長官より発表され、翌年8月4日に第二次分が河野洋平官房長官の談話とともに政府より発表されました。内閣外政審議室は、内外関係機関での資料の調査、国内での関係者からの聞き取り、ソウルでの被害者からの聞き取りをまとめて、調査結果を発表しました。防衛庁防衛研究所図書館所蔵資料117点、外務省外交史料館所蔵資料54点、厚生省資料4点、文部省資料2点、国立公文書館資料21点、国立国会図書館資料17点、米国国立公文書館資料19点が公表されました。河野官房長官の談話（付録1）は、政府調査によってえられた認識とそれにもとづく判断を次のように述べています。

「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、そ

の場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。」

「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかんを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべてのの方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考えている。われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。」

これが「従軍慰安婦」問題について日本政府が到達した認識と態度でした。お詫びと反省の気持ちをどのように表すか、それはその後長く議論されていくことになりました。

この問題が社会的な問題として、大きくクローズアップされるについては、名乗りでた被害者の存在が大きな役割を演じました。しかし、その数は微々たるものです。たとえば、今日まで韓国で政府に届け出て認定され登録された犠牲者は187名です。そのうち34名がすでに亡くなっておられます。台湾では登録された方は35名です。フィリピンでは認定作業は進行中です。インドネシア、中国、北朝鮮、その他の国々にも被害者が生存しておられることが知られています。

いずれにしても多くの人がこの世を去ったか、名乗り出ることを望んでいないのです。名乗り出た方は全体の被害者のごく一部であることを忘れてはなりません。

4 アジア女性基金の誕生と事業の基本性格

1994年（平成6年）に村山富市総理を首班とする自民、社会、さきがけの三党連立政権が誕生しました。8月31日、村山総理は戦後50年に向けた談話の中で、「従軍慰安婦」問題について、あらためて「心からの深い反省とお詫びの気持ち」を表明し、この気持ちを国民に分ち合ってもらうために、「幅広い国民参加の道」を探求すると明らかにしました。この談話を受けて、与党三党は、「戦後50年問題プロジェクト従軍慰安婦問題等小委員会」を設置し、検討を進めました。

与党と政府部内では、これまでの日本政府の方針が検討されました。政府は、先の大戦に係る賠償、および財産請求権の問題は、サンフランシスコ条約、およびその他の関連する2国間条約に則り対応してきたとの方針を採ってきました。そうである以上、新たに国家として個人補償を行うことはできないという考えが出されました。これに対して、与党の中からも個人補償を行うべきだという考えが出されました。意見の対立は、問題の解決に早急に当たるという観点から克服され、1994年（平成6年）12月7日、この問題での「第一次報告」がとりまとめられました。

その内容は、「従軍慰安婦」問題については、「我が国としては、道義的立場から、その責任を果たさなければならない」として、「これら元慰安婦の人たちに対してお詫びと反省の気持ちから国民的な償いをあらわす」ことを表明するものでした。具体的には、与党三党は、国民参加の「基金」を設置し、元「従軍慰安婦」を対象とした措置を行うとともに、過去のあやまちを繰り返さないために女性に対する暴力など今日的な女性の名誉と尊厳に関わる問題の啓発・予防・対応・解決に向けた活動の支援も行うこと、政府がこの「基金」に対して拠出を含め可能な限り協力を行うことを申し入れたのです。

政府は、この「報告」を受けて、いわゆる「従軍慰安婦」問題に関して道義的責

任を認め、政府と国民が協力して、「基金」を設立し、元「慰安婦」の方々に対する全国的な償いの気持ちを表す事業と、女性をめぐる今日的な問題の解決のための事業を推進することを決定しました。

まず平成7年度予算に基金経費への補助金4億8千万円を計上し、1995年(平成7年)6月14日、五十嵐広三官房長官は、「女性のためのアジア平和友好基金」(仮称)の事業内容、政府の取り組みを以下のような表現で説明し、合わせて基金の設立を呼びかける「呼びかけ人」の顔ぶれを発表しました。まず、(1)元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うため広く国民に募金を求める。(2)元「慰安婦」の方々に対する医療、福祉などお役に立つような事業を行うものに対し、政府資金等により支援する。(3)この事業を実施する折、政府は元「慰安婦」の方々に対し、国としての率直な反省とお詫びの気持ちを表明する。(4)政府は、「慰安婦」関係の歴史資料を整えて、歴史の教訓とする。またこれに関連して、女性に対する暴力など今日的な問題の解決のための事業を行うものに対し、政府資金等により支援することも明らかにされました。

7月18日には村山総理の「ごあいさつ」(付録2)と基金の呼びかけ人による「呼びかけ文」(付録3)が発表され、翌19日には第一回の理事会が開かれ、「女性のためのアジア平和国民基金」(略称アジア女性基金)が正式に発足しました。7月末、原文兵衛前参議院議長が基金理事長に就任しました。

戦後50年を迎えた8月15日、基金は全国紙6紙の朝刊に「呼びかけ文」と村山総理の「ごあいさつ」を全面広告で発表し、キャンペーンを開始しました。その日午前、村山総理は、閣議決定に基づき、戦後50年の総理談話(付録4)を発表しました。「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は・・・疑うべくもないこの

歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。」

その日のうちに1455万円の拠金が寄せられ、月末には募金額は3778万円に達しました。募金はこの年末には1億3375万円になりました。1996年3月には2億円をこえ、4月には3億円を超え、6月には4億円を超えました。

基金の成立に対して、韓国政府はこれを歓迎する意向を示しましたが、運動団体は日本政府の謝罪と補償を要求して、「民間団体」による「慰労金」支給は受け入れられないと批判し、韓国政府の態度もその後変化するにいたりました。運動団体はその後問題の本質は戦争犯罪であるとして、責任者の処罰をも求めるにいたり、国連の人権委員会でそれらの主張を訴えました。国連人権委員会の「女性に対する暴力に関する特別報告者」に任命されたクマラスワミ氏は、1996年1月4日、人権委員会に報告書の付録として「慰安婦」問題に関する北朝鮮、韓国、日本での訪問調査の報告書を提出しました。その中で、「慰安婦」問題を「軍事的性奴隷制」の事例であったとし、日本政府は国際人道法の違反につき法的責任を負っていると主張しました。もっとも、同氏は、日本政府がこの件での道義的責任を認めていることを「出発点として歓迎する」と述べ、アジア女性基金は「『慰安婦』の運命に対する日本政府の道義的配慮の表現」だとしましたが、これによって政府は「国際公法下で行われる『慰安婦』の法的請求を免れるものではない」と強調しています。日本政府は法的責任を認め、補償を行い、資料を公開し、謝罪し、歴史教育を考え、責任者を可能な限り処罰すべきだというのが同報告書の勧告でした。

このような状況の中で、初期の基金は、呼びかけ人、理事、運営審議会委員の三者が一つになって、基金の事業の骨格を作り上げるための討論を重ねました。その上で政府の関係者との話し合いも経て、基金の事業の基本が決められたのです。それが明確に定式化されたのは、1996年9月に出された基金のパンフレット第2号に

おいてです。

まず、基金は日本政府が「慰安婦」問題に対する道義的責任を認め、反省とお詫びを表明したことに基づいて、国民的な償いの事業を政府との二人三脚によって実施するものであることが明確にされました。その事業は、当該国の政府、ないし政府の委任による民間団体が認定した元「慰安婦」の方々に対して実施されます。国民的な償い事業は三本の柱からなっています。第一は元「慰安婦」の方々への国民からの「償い金」の支給です。国民からの募金が行われ、お一人あたり 200 万円をお渡しするものです。

第二は、総理の手紙（付録 5）です。手紙は、「慰安婦」問題の本質は、軍の関与のもと、女性の名誉と尊厳を深く傷つけたところにあるとして、多くの苦痛を経験し、癒しがたい傷を負われたすべての人々に対し、道義的な責任を認め、心からのお詫びと反省を表明するとしています。また歴史を直視し、ただしく後世に伝えることを約束しています。この手紙が元「慰安婦」の方々お一人おひとりにお渡しされます。それに加えて基金としては、政府と国民の立場が一層はっきりと被害者に伝えられるように「基金」理事長の手紙（付録 6）を添えることにしました。

第三は、医療・福祉支援事業です。これは日本政府が道義的責任を認め、その責任を果たすために、犠牲者に対して 5 年間で総額 7 億円の政府資金により医療・福祉支援事業を実施するものだとの位置づけが与えられました。この規模は、各国の物価水準を勘案して決定されました。韓国と台湾については、一人あたり 300 万円相当、フィリピンについては 120 万円相当と定められました。方式の違うオランダでも一人あたり 300 万円相当となりました。

国民的な償いの事業とともに、歴史の教訓とする事業も基金の活動の柱のひとつとされました。基金の中に歴史資料委員会が設置され、資料の収集、刊行を推進することになりました。そして、この委員会は「政府調査『従軍慰安婦』関係資料集

成」全 5 巻と「『慰安婦』問題調査報告・1999」をその事業の成果として発行しました。

基金は最初、フィリピン、韓国、台湾に対する事業から出発しました。この 2 カ国・1 地域では、当初 300 人程度生存している被害者が対象になると考えられておりましたので、お一人 200 万円の「償い金」をお支払いするには、6 億円が必要だと考えられ、募金の目標額はそのあたりに置かれました。募金額は最初の 2 年間に 4 億円が集まりましたが、以後はすこしづつしか増えず、6 年目の 2000 年 8 月の段階で、4 億 4800 万円でした。そこで基金は重大な決意をもって、「キャンペーン 2000」を開始し、募金の努力をおこなった結果、1 年間でほぼ 1 億円が集められ、2001 年 8 月現在募金総額は 5 億 3900 万円となりました。

フィリピンでは 1996 年 8 月、韓国では 1997 年 1 月、台湾では 1997 年 5 月に事業を開始し、2001 年 6 月までに、この 3 国・地域で 188 人に事業を実施しました。国民からの償い金は 3 億 7600 万円がお渡しされたわけです。

その後 1998 年 7 月オランダでも国民的な償い事業が実施されました。この場合は医療福祉支援事業のみが実施されることになり、基金の事業としては、新しい形となりました。オランダでは 78 名に実施して、2001 年 7 月、事業は基本的には終了しました。

またインドネシアでは、同国政府の方針により元「慰安婦」の方々に対する直接的な事業の代わりに、同国政府の要請により政府資金によって「高齢者福祉施設」事業を支援しています。

5 オランダでの事業

(1) オランダの状況と事業の準備

オランダの植民地東インドは今日のインドネシアです。太平洋戦争において、日本軍はこの地を1942年に占領し、オランダ人(民間人9万人、軍人4万人)全員を抑留・捕虜としました。一部の日本軍当局は収容所に抑留されたオランダ人女性をスマラン他の地の「慰安所」に強制的に連れていき、そこで日本の将兵に対して性的奉仕を強いました。

戦後インドネシアでは「慰安所」に強制的に収容所の女性を連れていった日本軍将校がBC級戦犯裁判で裁かれ、処刑された人も出ました。オランダはサンフランシスコ平和条約に調印し、日本に賠償支払い義務はあるが、日本の経済状況を考えて払わせることはできないとして、その14条(b)により賠償請求権を放棄することにしました。しかし、捕虜・被抑留者を中心とする国民の感情はこれに承服しなかったのです。そこでオランダ政府は、サンフランシスコ平和条約調印に先立って、1951年9月7、8日にスティッカー外相と吉田首相との往復書簡により、この賠償請求権の放棄によってオランダ国民の個々の請求権が消滅することは日本政府は見なさいが、請求に対する賠償を獲得することはできなくなるということを受け入れ、ただし、「連合国諸国民のある種の請求権については自発的に交渉することを望むかもしれない」と留保したのです。このスティッカーと吉田合意に基づいて、1956年3月13日、「オランダ国民のある種の請求権に関する問題の解決に関する」日蘭議定書が結ばれ、日本側は「オランダ国民に与えた苦痛に対する同情と遺憾の念を表明するため」、1千万ドルを「見舞金」として「自発的に提供する」ことになりました。抑留者の死者が2万4千人ですから、これを分ければ、死者一人当たり500ドル弱となります。だが、それでは不満が残ったのです。

そこで1990年対日道義的債務基金(JES)が結成され、日本政府に対して法的責任を主張しています。一人当たり約2万ドルの補償を求める運動が始まりました。大使館の資料では、現在会員は世界35カ国に約7万人いるそうです。JESは「慰安婦」問題も取りあげました。

オランダにおけるアジア女性基金の事業の準備は、在蘭日本大使館によって早くから始められました。オランダ政府は、先の戦争に係わる賠償及び請求権については、サンフランシスコ条約とスティッカー-吉田合意、56年3月13日の議定書によって政府間では解決済みであるので、「慰安婦」問題については、日本側が直接関係者と話し合っしてほしいと表明しました。これによって政府ないし政府に認められた団体による認定がなされないの、元「慰安婦」個人に対する「償いの事業」は実施できないと考えられました。その上でどのような「償いの事業」ができるのか、関係者との話し合いで道を開くことが求められました。オランダの戦争被害者の補償問題に関するNGOで働いている人々の中で、ハウザー将軍に対して協力が要請されました。ハウザー将軍は自身抑留経験を持つ軍の重鎮です。ハウザー将軍は、もしも周囲の関係者が支持するのであれば、自分は力を貸すことを厭わないと応えられました。ついでJES関係者との話し合いが始められました。長い話し合いの末に、日本側が元「慰安婦」の人々の中で基金を受け入れるという人がいれば、それを認めてほしいと申し出たのに対して、JES側は検討を約束し、大使館側とJESの理事会メンバーの間で協議が始まりました。協議の結果、JESはあくまでも国家補償を求めるが、被害者の選択の自由を認める、受け取りたいという被害者がいるなら、JESとして妨害はしないとの回答を出しました。

こうして、「アジア女性基金」の事業を実施するオランダ側の組織として、ハウザー将軍を委員長とするオランダ事業実施委員会(Project Implementation Committee in Netherlands=PICN)が生まれることになりました。

JESの理事であって、元「慰安婦」の問題を担当しておられた弁護士のハマー氏らが、PICNの発足メンバーとなりました。JESの所有する受給申請者のデータがすべてPICNに移譲されました。PICNにアジア女性基金から医療福祉関連の財サービスを提供する事業に資金を提供することになりましたが、PICN側は被害者個人に対する事業を望み、独自に認定を行う用意があることを表明しました。

2年間の準備を経て、1998年7月15日、PICNとアジア女性基金の合意書がハウザー将軍と山口副理事長との間で調印されました。この日、橋本総理はオランダのコック首相にあてて書簡を送り、「慰安婦」とされた人々に対する日本政府のお詫びと反省を表明しました。この総理書簡は、後述されるように元「慰安婦」被害者の方たちに程度こそ違うものの、癒しをもたらしたといえます。

(2) PICNの事業

さて合意書では、アジア女性基金は、国民的な償いの気持ちを表わすために、2億5500万円をオランダ人の「戦時慰安婦」の生活状態の改善のためにPICNに提供することとなっています。この資金は全額が国庫資金から提供されています。2億5500万円から最高1000万円の事務費を除いた金額が事業を希望する被害者のために使われることが決まりました。

PICNは1998年8月、世界の広い地域での新聞広告をもって事業を開始しました。申請受付の最終締め切りは1999年3月15日とされました。106名の申請者の提出した申請書がPICNにより厳密な規準で検討され、事業の受給者として78名が認定されました。認定の規準は、事件当時オランダ国籍をもっていたこと、第二次大戦中に日本占領軍の軍人に物理的に強制されて売春させられたことであり、場所、頻度、災厄の性質、病気の原因も考慮されました。事業の内容は、平均約5

万ギルダー（300 万円）規模の財サービスが提供されることです。PICNが被害者に医療福祉面での希望をきき、その希望にしたがって事業項目をまとめます。この事業実施の費用のために各人に財政的支援がおこなわれました。

さて橋本総理書簡（付録 7）はコック首相宛てのものですが、PICN側から再三の要請があり、1999 年 4 月に至り被害者お一人お一人にお届けすることになりました。

この総理新書簡はフィリピン、韓国、台湾の被害者に対して渡されるために用意された橋本総理書簡の内容を繰り返していますが、この新書簡は、「我が国政府は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、道義的な責任を痛感しており」と筆を起しています。さらにアジア女性基金について、「国民的な償いの気持ちを表すための事業を行っている」として、これに政府が協力すると述べています。オランダにおける基金の医療・福祉分野の事業も「国民的な償いの気持ちを表す」という目的をもつものであることが明確にされています。

本文の内容には、1995 年村山談話も盛り込まれており、「お詫びと反省 apologies and remorse」という言葉が二度繰り返されていますので、明確な印象を与えるものとなっています。

この書簡の写しを受け取った被害者たちからは次のような言葉がハマー委員長に寄せられました。

「また同封されたオランダ王国コック首相への手紙についてもお礼を申します。」

（5 月 26 日）

「私はまた橋本氏のお詫び apology を評価します。私は妹に送って訳してくれるように頼みました。私が休みにリュウマチの治療に行っているとき、夫が電話して、この手紙のことを話してくれました。」（6 月 4 日）

「私はまた橋本氏の手紙に大いに満足しました。あの長い歳月をへて、ついに一

定の形の recognition がきたのです。私は感情を抑えきれず、身体がふるえます。
あなたの努力に対してあらためて感謝申し上げます。」（6月9日）

「私はまた日本の首相の行った声明をととてもうれしく思いました。」（6月30日）

「あなたがわたしのためにして下さり、これからもして下さるすべてのことに対してお礼を申し上げます。この金銭的な補償だけでなく、15歳の少女であった私がうけたあの悲惨さのすべてが認められたことに対してです。そのことが、いまなお口をあけていて、それをかかえて生きていくことに耐えてきたあの傷の痛みを和らげてくれます。」（日付なし）

ハマー委員長（1998年名誉顧問になったハウザー将軍に代わり就任）は、これらの手紙を大使館に伝える際、「受給者の反応は、総じて、過去の痛みはなお消えないが、この事業は気持ちの安らぎを与えてくれ、特に橋本総理の書簡は被害者の痛みを認知してくれているのだという一種の満足感を与えてくれたというものだ」と話されました。

PICNは基金事業を支えるために真剣な活動を続けておられます。1999年11月日本教科書会社が自社の中学校社会科教科書の記述において、「慰安婦として強制的に戦場に送り出された」という記述から「強制的に」を削除する訂正を文部省に申請したことが報道されました。このことがオランダに伝えられると、PICNのハマー委員長は11月15日付けで日本大使に宛てに書簡を送り、「関係した犠牲者の名において、またPICNの委員と顧問全員に代わって、私はこのような意図に強く異議を申し立てます」と申し入れられました。この記事が「犠牲者たちからきわめてエモーショナルな反応を引き起こしている」とされ、記事は「その人たちの感情を非常に傷つけました」、教科書記述が実際弱められるなら、「その人たちの感情はまたもや極度に傷つけられるでしょう」と述べられています。重要なことは、記述の変更は橋本書簡の言葉に反するものであり、このままでは橋本書簡の言

葉が正しくなく、「アジア女性基金とP I C Nの存在自体が正しくないと説明されかねず、日本の次世代が第二次大戦中の日本史に関する正確な史実を知らないままになることを意味しています」と主張されています。手紙のコピーはアジア女性基金にも直接届けられました。

この動きに対して、在オランダ日本大使館側では、日本の検定制度の性格、さらに多様な教科書の記述ぶりを説明し、政府の立場にはなんら変更がないことを説明しました。このことは、あらためて「慰安婦」とされた人々への償い事業は歴史の教訓とする事業の継続によって支えられなければならないことを私たちに示してくれました。

2001年7月13日、ハーグでオランダにおける償い事業終了のセレモニーが行われました。ハマー委員長はその挨拶の中で次のように述べました。

「この事業は戦後53年も経過した後によりやうく立ち上げられており、また、若き日に彼らが耐えなければならなかったようなむごい経験は、その後どのような金額をもってしても本当には償うことができないものですが、それでもある意味で被害者らの人生に、彼らが必要としていた心の安らぎ、そしてある種の正義、をもたらしました。アジア女性基金の活動により、事業給付金という経済的補償のみにとどまらず、橋本首相からの手紙により過去の過ちが認められたことで、彼らの生活状況は大幅に改善されました。」

セレモニーでは、村山理事長と田中真紀子外務大臣からのP I C Nに対する感謝のメッセージが紹介されました。

6 フィリピンにおける事業

(1) フィリピンの状況

日本軍は、1941年12月、アメリカの植民地であったフィリピン・ルソン島へ上陸し、直ちにマニラを陥落させ、1942年1月3日、軍政を実施しました。日本軍の軍政下で、フィリピン人は激しいゲリラ戦を展開し、抵抗運動を行いました。日本軍はゲリラ討伐を理由に、残酷な作戦を実行しました。フィリピンでのBC級戦犯裁判では、起訴381件の内、住民虐殺が138件、強姦が45件と多数を占めています。

フィリピンでは、マニラを始め、占領地の各都市には軍慰安所が設けられ、日本人、朝鮮人、中国人の「慰安婦」が送り込まれましたが、現地のフィリピンの女性も「慰安婦」にされていました。さらに、フィリピンでは、軍の占領地域で多くの女性を強姦し、暴力的に拉致・連行して、監禁し、「慰安婦」とした場合が多く見られます。そのような女性の中には父や夫など家族を目の前で殺された人も少なくありません。

1992年6月、日本軍の「慰安婦」にされた女性に名乗り出るように求めたラジオ放送を聞いたロサ・ヘンソンさんが決意して、ネリア・サンチョ氏らに会い、自らの体験を話しました。9月18日、彼女は初めて記者会見の場に立ちました。ロサ・ヘンソンさんは、最初のレイプのあと、ゲリラに参加したところ、捕らえられて、再びレイプされ、日本軍の司令部に連行されて、9ヶ月間他の女性とともに監禁されて、レイプされ続けたという人でした。

ロサ・ヘンソンさんを助けたのは、人権活動家のネリア・サンチョ氏がつくったリラ・ピリピーナという民間団体です。この団体は、日本政府に謝罪と補償を求めて運動を開始しました。この団体には、被害者の女性約150人が連絡をとってきました。1993年4月、リラ・ピリピーナの支援により、ロサ・ヘンソンさんと他の18

人の元「慰安婦」、ロラ（タガログ語の「おばあちゃん」）たちは原告となって、日本政府の謝罪と補償を求める訴訟を東京地裁に起こしました。原告の数は、最終的に46名となりました。

1995年アジア女性基金が設立されると、リラ・ピリピーナはこれに反対しましたが、ロラたちの中にはアジア女性基金を受け取りたいという人も現れました。ロサ・ヘンソンさんはそのひとりでした。ここにいて、リラ・ピリピーナは、アジア女性基金を受け取ることと訴訟を続けることは両立するとの判断に立って、組織の中にアジア女性基金を受け取るロラを支援する委員会を設置しました。

リラ・ピリピーナの支援を受けて提出された申請書類はフィリピン政府タスクフォース（フィリピン政府の各省庁で構成された慰安婦問題特別委員会）で審査されます。その結果、元「慰安婦」と認定された方には、在フィリピン日本大使館からフィリピン外務省を通して総理のお詫びの手紙が届けられ、基金が「償い金」をお渡しします。併せてフィリピン政府の社会福祉開発省を通して医療・福祉支援事業を実施することになりました。これがフィリピンでの事業のかたちです。

（2）事業の実施

アジア女性基金は、1996年8月13日、フィリピン各紙へ事業内容の公示を行いました。ついで翌8月14日、認定を受けた4人のうち、ロサ・ヘンソン、アナスタシア・コルテス、ルフィナ・フェルナンデスさんの3人に対して、マニラのホテルで償い事業の伝達式が行われました。在フィリピン日本大使が総理書簡をお渡しし、基金の有馬真喜子副理事長（当時）が「償い金」の目録をお渡ししました。人々の前で、ロサ・ヘンソンさんは「いままで不可能と思っていた夢が実現しました。大変幸せです」と話し、コルテスさんが「50年以上、苦しんできましたが今は正義と助けを得られ幸福に思っています」と続けました。ヘルナンデスさんは、「今日皆

様の前に出たのは、総理の謝罪を得られたからです。感謝しています」と発言しました。ヘンソンさんは、記者会見で「これで許すのか」の問いに、「1992年9月に名乗り出てから何度も『許すのか』と聞かれた。そして『許した』と答えてきた。なぜならそうしないと神様が自分を許さないと思う」と答えました。

「償い金」の使途について、後にこの3名の女性は、生まれて初めて大きな病院で自分の身体を検査して、医師の診察を受けたのが嬉しかったと述べています。医療・福祉支援事業はそういう要望を考慮して準備されました。フィリピン社会福祉開発省(DSWD)とアジア女性基金の間で、覚え書きを交わし、1997年1月から事業を開始しました。基金の資金でソーシャルワーカーが雇用され、一人ひとりの要望に添ったサービス、例えば車椅子の提供、バリアフリーへの改造、入院などへの援助がなされました。ソーシャルワーカーは大体10人に1人をつけるという考えで、1999年末現在10人が雇用されました。ソーシャルワーカーは担当しているロラのところを定期的に巡回しています。

申請者の認定の作業はフィリピン政府で行われています。申請書が提出されますと、面接をした上で、お一人おひとりについて認定、非認定の結論を出しています。

フィリピンの元「慰安婦」女性たちの多くは、戦後結婚し、子どもや孫に囲まれて暮らしています。結婚しなかった女性もフィリピンの大家族の中で、姪や甥、姉妹、兄弟と一緒に暮らしている場合が多く、「償い金」を受け取った女性たちの多くが、「貧しさの中でずっと家族や隣人の世話になって来たが、「償い金」で、自分が家族や隣人に死ぬまでにお返しをすることが出来るのが嬉しい」と述べています。多くの場合、医者にかかる以外、自分のためにお金を使っていることはなく、息子や娘あるいは隣人のために使っています。家族によると「償い金」の使途は、雨が降るたびに、家に雨水が漏ったり流れ込み、ドロドロになっていたのをコンクリートの床にした、冷蔵庫を買い母親に栄養のある食べ物を食べさせられるように

なった、車イスを買うことが出来たので外に連れて行くことが出来るようになった等の声を聞きます。苗を買うお金を貸し付け、収穫の中からお米を利息として受け取っていたり、サイド付きのオートバイを買って息子にタクシーの仕事をさせて収入を得る方法を取っている人、サリサリ（雑貨）店を出した人もいます。

1996年8月にロサ・ヘンソンさんと一緒に基金の事業を受け止めたアナスタシア・コルテスさんも、土地と家を買取り、改築し、新しい部屋もつくり、一緒に家族が住めるようになっていきます。電話もひかれ、大きなテレビとビデオも購入されました。通りに面した小さな売店を開き、通学生相手に雑貨を売ることもしています。コルテスさんが経験されたのは、実にむごい蛮行でした。補償請求裁判の訴状によれば、20歳の時、フィリピン軍の兵士で、日本軍の捕虜となっていた夫が脱走してきて、密告され、夫ともに日本軍に連行されたのです。サンチャゴ要塞で夫は殺され、コルテスさんは要塞に留め置かれて、5ヶ月間日本軍の将校と兵士にレイプされ続けたといっています。その後彼女を助けてくれた警官と再婚し、6人の子供をもち、今は4人のお子さんと一緒に暮らしています。孫はみなで25人いるそうです。

リラ・ピリピーナが基金を受け取ろうとする元「慰安婦」を援助すると決定したのちにその経過に不満をもった人々は新しいグループ、マラヤ・ロラズをつくりました。しかし、このグループのロラたちも2000年1月にはアジア女性基金に申請書を提出しました。この人々を支持していたインダイ・サホール氏の女性の人権のためのアジア・センター（ASCENT）もロラたちがそう考えるなら、それに協力するという態度を取るにいたりました。

申請の受付は2001年8月12日に締め切りとなりました。受付した申請書の検討が終わった段階にフィリピンの事業は終了となります。

7 韓国における事業

(1) 韓国の状況

韓国では挺身隊問題対策協議会（挺対協）が当初より強力な活動を展開し、政府にも大きな影響力をもちました。韓国政府は、審議するための委員会を設置し、1998年5月時点までに186人を認定しています。この人々に対して韓国政府は毎月一定額の生活資金を支給しています。すでに、この186人中、死亡した者が34人に達し、生存者は152人、うち海外居住は2人でした。その後、金学順さん、姜徳景さんらが死亡し、2000年現在の生存者は140人余となっています。

韓国政府はアジア女性基金の設立に対しては、当初積極的な評価を下しましたが、やがて否定的な評価に変わりました。挺対協は、日本政府とアジア女性基金に対して否定的な態度を一貫させており、ほぼ変化がありません。アジア女性基金は、日本政府が「慰安婦問題」に対する法的責任を回避するための欺瞞の装置として設置したものであり、解散することが望ましいと見えています。ハルモニたちの態度は、さまざまです。アジア女性基金を批判し拒否する考えの方々もありますが、中には不満はあるが、受け取るという態度の方もいます。そのような考えを公然と表明したため、批判を受け、アジア女性基金拒否を再声明した人も出ました。

挺対協は国連人権委員会への訴えや各国の関係団体との連帯行動などを積極的に続けています。その活動は慰安婦問題が国際社会の問題となるのに影響を及ぼしたと言ってよいでしょう。現在では、法的責任を認めて謝罪し、補償するとともに、責任者を処罰することを求めることに運動の重点を置いています。

(2) 事業の実施

1996年8月基金運営審議会委員からなる対話チームが韓国を訪問し、10数人程の

ハルモニとお目にかかり、事業の内容を説明しました。お目にかかったハルモニの中では、金学順さん他2名の方が基金を拒否すると言明されましたが、他の方々の多くは、償い金が200万円という金額であることは誠意ある措置と認められないという態度でした。挺対協は対話チームの韓国訪問に反対しており、対話チームの事業内容の説明を批判する発表を行いました。

1996年12月に金田君子さん(仮名)がその後の基金側の努力を認めて、基金の事業の受け入れを表明されました。これに対して金田さんに受け取るなという圧力が加えられました。やがて他に6人のハルモニが受け取りを表明されました。そこで1997年1月11日金平輝子理事を団長とする基金の代表団がソウルのホテルで7人のハルモニに総理の手紙をお渡しして、基金事業の実施に入りました。実施のあと、金平団長は口上書を韓国のマスコミ各社に伝え、事業実施の事実を明らかにするとともに、基金の姿勢を説明しました。しかし、一部を除いて、韓国のマスコミはこの実施を非難し、挺対協も抗議して、7名のハルモニたちには強い圧力がかけられました。

この経験はあまりに厳しいものでしたので、基金は一時事業を見合わせて、韓国での事業を実施する条件の整備に集中しました。韓国内では、基金を受け取らせないために、民間の募金を行う運動が起こりました。その集めた基金からハルモニたちに一定額の援助金が支給されましたが、7名のハルモニは対象外に置かれました。

基金は悩んだ末に1998年1月6日、韓国の『ハンギョレ新聞』、『韓国日報』など4紙に事業の内容に関する広告を掲載し、事業の再開に踏み切りました。早速電話がかかってきて、申請書が提出されるようになりました。基金はその人々の申請を検討し、事業を実施しました。

同年3月金大中大統領が就任されました。新政府は同年5月に韓国政府として日本政府に国家補償を要求することはしない、その代わりにアジア女性基金を受け取

らないと誓約する元「慰安婦」には生活支援金 3150 万ウォン、プラス挺対協の集めた資金より 418 万ウォンを支給すると決定しました。実際に韓国政府は 142 人に生活支援金の支給を実施し、基金から受け取った当初の 7 名と基金から受け取ったとして誓約書に署名しなかった 4 名、計 11 名には支給しませんでした。基金は 6 月に原理事長名で大統領に書簡を差しだし、基金の「償い金」と韓国政府の生活支援金は性格が違ふものであり、したがって両立できるものであることを認めてほしいと申し入れました。

その後さまざまな交渉と経過の後に、韓国の政府と世論に配慮して、現在では韓国での事業は停止状態にあります。

基金の事業を受け止められた方々からは次のようなお礼の言葉が基金に寄せられています。「日本政府から、私たちが生きているうちに、このような総理の謝罪やお金が出るとは思いませんでした。日本のみなさんの気持ちであることもよく分かりました。大変ありがとうございます」

さらにある人は、手術を受けるためにお金が必要だということで、基金を受け入れることを決められましたが、当初は基金の関係者には会うこともいやだという態度を示しておられました。しかし、基金の代表が総理の手紙を朗読すると、声をあげて泣き出され、基金の代表と抱き合って、泣き続けられたとのこと。そして、自分の「慰安婦」としての経験や帰国後の苦しみなどを語り出されたそうです。日本政府と国民のお詫びと償いの気持ちを受け止めていただけたと考えることができます。

最初の 7 名以外の方々は受け取りの事実が完全に秘守されていますので、プライバシーは守られていますが、社会的な認知を得ていないため、心理的には苦しい立場に置かれています。基金では償いの事業を受け取られたすべての方々が社会的認知を得られるように願っています。

現在は事業の停止状態が続いています。韓国の事業申請受付は2002年1月をもって終了となります。基金としては、残る期間のうちに韓国の運動団体と韓国政府の理解を得て、事業を再開させていただきたいと思います。そのために日本政府と国民の誠意を理解していただけるように努力したいと考えています。

8 台湾における事業

(1) 台湾における状況

第二次大戦中、日本の植民地であった台湾から多くの男性が日本軍兵士や軍属として徴集され、同時に女性は「看護」や「炊事」「工場での作業」などの名目で軍や警察に召集されました。当時の現地の人々にとって日本軍や警察に逆らうことは、生きる道を絶たれるにも等しかったという背景があります。海外では海南島、フィリピン、中国、インドネシア、ビルマなど、台湾内では各地にあった軍港や軍需工場に隣接する施設に送られ、その多くの女性が「慰安婦」として働かされました。夫や婚約者が兵士として軍に徴用されている間に、被害にあった女性も少なくありません。そういった被害者のほとんどが戦地からもどった夫に事実を打ち明けることができず、何十年間も秘密を抱えて暮らすこととなりました。

第二次大戦後、国共内戦に敗れた中華民国政府が日本から解放された台湾に追い込まれました。1952年日華平和条約が結ばれましたが、中華民国側は賠償請求を放棄することを受け入れました。請求権交渉は行われることになっていましたが、長く行われず、1972年の日中国交回復と同時に日本と台湾は国交関係を失いました。

1992年、台湾の立法院（国会に相当）、外交部、内政部、中央研究院、台北市婦女救援福利事業基金会（略称：「婦援会」）は「慰安婦問題対処委員会」を発足させ、この問題の調査を開始しました。同委員会の委託により、婦援会が被害者の認定や生活支援金の支給等を担うこととなりました。最近の「婦援会」の発表によれば、被害者として認定され生存している台湾人女性は約35名です。認定された被害者には、台湾当局が月々15000元（約6万円）の生活支援金を支給しています。

台湾の被害者も訴訟を提起しています。1999年7月、「台湾慰安婦」被害者9名が日本政府を相手取って東京地方裁判所に訴訟を起し、1人当たり1000万円を請

求しました。

また立法院では1996年3月を始めとして数次にわたり、多数の立法委員が「日本政府が法的責任を認め、謝罪と賠償を行う」ことを求める署名を行っています。

(2) 基金事業の準備と開始

1996年1月、基金の対話チームが初めて台湾に赴き、婦援会を訪問して、被害者4名との懇談を許されました。被害者はアジア女性基金の事業に関心を見せましたが、婦援会は基金を拒否して、国家補償を求めるという方針のもと、以後一切基金との接触を断つようになりました。96年8月、日本に来られた台湾原住民の被害者が基金から「償い金」と総理の手紙を受け取りたいという意志を表明されましたが、思いとどまるようにというさまざまな働きかけがなされました。

基金では、元「慰安婦」個々人の気持ちを尊重すべきだというお考えをもつ弁護士頼浩敏氏に支持をいただいて、氏の萬国法律事務所を申請の受付先に指定して、97年5月台湾の有力3紙に広告を掲載し、事業を開始いたしました。「償い金」は200万円ですが、台湾の場合、医療・福祉援助は一人あたり300万円分としています。広告を見て申請してきた元「慰安婦」の方々には事業を実施する態勢です。

これに対して、反発した台北市の篤志家が97年8月所蔵の書画骨董を寄付し、婦援会がこれを競売に付し、その収益1億7000万円により被害者に一人あたり約50万元(約200万円)のお金を配布しました。その際アジア女性基金からは受け取らないという誓約書の提出が求められました。さらに98年2月台湾立法院の議員たちが当局を動かして、日本政府からの補償の立替金として、被害者一人あたりに50万元(約200万円)を支給することが実現されました。こちらは日本側から補償がくれば、それは台湾当局の方に補填されるということです。

以後、毎年1回、台湾各紙に、ひとりでも多くの被害者に基金の事業についての

情報を提供し、一般の人々にも事業の内容、性質を正確に理解していただくことを
目的として広告の掲載を続けています。

9 インドネシアにおける事業

(1) インドネシアの状況

インドネシアは日本が占領した当時はオランダ領の植民地でしたが、戦後独立してインドネシアとなりました。インドネシアでは、すでに述べたように、居住地の区長や隣組の組長を通じて現地の女性の募集が行われたようです。占領軍の意を受けた村の当局からの要請という形の中には、本人の意志に反して集められた事例も少なくなかったと考えられます。またここでも、部隊が私的につくり、暴力的に女性を連れてきた慰安所の代替物もみられました。

インドネシアでは1992年に「慰安婦問題」が注目を集め、最初に名乗り出た女性が現れました。そこで法律援護協会ジョクジャカルタ支部が1993年に名乗り出た女性の登録を始めました。その後1995年、兵補協会も元「慰安婦」の登録を始めました。これらの登録した女性の数は膨大なものになりました。

この中で在インドネシア日本大使館とインドネシア政府は協議を進めました。その結果、1996年11月14日インタン・スウェノ社会大臣はインドネシアにおける「慰安婦問題」についてインドネシア政府として以下の見解を発表しました。その内容は次のようなものです。「慰安婦問題」はインドネシア民族にとってその歴史の中で忘れ難い暗い側面であり、将来繰返されることのないよう注意を払い、教訓とする必要がある。また、この暴力の犠牲となった女性の終わることのない精神的かつ肉体的な苦渋、痛みを理解している。しかしながら、パンチャシラ哲学を有する民族として、感情的要素が強い措置及び施策に向かわないように、また犠牲となられた女性の方々及びご家族等の名誉を変わず守ることに尽力している。インドネシア政府は1958年に締結された「日本国とインドネシア共和国との間の平和条約」、及び「日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定」によって日本政府の戦時賠

償は解決済みとの認識である。アジア女性基金がインドネシアにおいて行なう「慰安婦問題」に関わる事業・援助はインドネシア政府（特に社会省）を通じて行われるものとし、他の組織や個人を通じて行われることはないとの立場を明確にしています。

結局、インドネシア政府は、元「慰安婦」の認定は困難であること、元「慰安婦」の方々やその家族の尊厳を守らなくてはならないこと、日本・インドネシア間の賠償問題は平和条約等によって解決済みであること等の理由から、元「慰安婦」個人に対する事業ではなく「高齢者福祉施設」整備事業への支援を受けたいという方針を持つにいたっていたのです。このことが96年12月、基金の派遣した役員に、インドネシア社会省及び女性問題担当府高官から説明されました。基金の中には、元「慰安婦」個人への「償い金」の支給を望む声が強かったのですが、日本政府の判断を得て、基金としてこれを受け入れることになりました。

（2）インドネシアでの事業の開始

基金としては施設設置場所については、「慰安婦」被害の発生している地域を優先してほしいなどの要請を行いました。インドネシア政府より、本件事業により建設される施設への入居者の選定に当っては、元「慰安婦」と名乗り出た方や女性が優先されることと共に、場所に関しても、元「慰安婦」の方が多く存在したと思われる地域に重点的に整備されとの確約が得られました。1997年3月25日、インドネシア社会省とアジア女性基金との間で覚書が締結され、事業が開始されました。インドネシア社会省が事業の実施機関となり、基金より日本政府の資金から総額3億8000万円の規模で10年間にわたり支援を行うことになりました。また覚書締結にあたって橋本龍太郎総理大臣（当時）よりスハルト大統領に対し親書が送られました。

初年度及び第2年度の事業として以下の11の施設が完成し、これまでに124名の入居者がありました。

中部ジャワ州・ウェニン・ワルドヨ	(定員10人)
東部ジャワ州・パハギア	(定員10人)
北スマトラ州・アブディ	(定員11人)
南スラウェシ州・マパッカ・スング	(定員11人)
東南スラウェシ州・ミナウラ	(定員9人)
ジャカルタ州・ウサダ・ムリア	(定員20人)
西ジャワ州・チボチョック	(定員10人)
ジョグジャカルタ州・アビヨソ	(定員9人)
西スマトラ州・ジャサ・イブ	(定員10人)
南スマトラ州・ワルガ・タマ	(定員12人)
東カリマンタン州・ニルワナ・プリ	(定員12人)

なお、基金としては完成した施設のうち、7ヶ所の施設の視察を行いました。各施設とも質素ではあるが、清潔かつ明るい雰囲気を作り出そうという施設職員の姿勢と努力が見られました。

1999年スハルト政権が退陣し、省庁再編が行われましたが、新政権も覚書締結の事業を引き続き推進していくことが表明されました。第3年度、第4年度事業は現在進行中です。各年度6カ所の施設を建設することになっています。

10 歴史の教訓とする事業

歴史の教訓とする事業は、基金の「償い事業」と密接不可分な事業、その第4の柱として構想されました。

まず第一は、「慰安婦関係文献」の書誌データの整備です。1997年9月に『「慰安婦」関係文献目録』（ぎょうせい）が出版されました。1996年までの書籍、雑誌論文を集め、全タイトルを日本語と英語で表示しています。巻末に「慰安婦問題」関係年表を付しています。その後この内容はコンピューターに入力され、データベース化されています。

第二に、政府が調査して集めた「慰安婦」関係の資料を悉皆的に影印本として刊行しました。1997年3月から1998年7月にかけて刊行された『政府調査「従軍慰安婦」関係集成』全5巻（龍溪書舎）です。内容は外務省外交資料館、防衛庁戦史室、国立公文書館、国立国会図書館、警察大学図書室、アメリカ国立公文書館所蔵の資料です。

第三に、1996年10月に「慰安婦」関係資料委員会を設置しました。顧問衛藤藩吉、委員は饗庭孝典、浅野豊美、我部政男、倉沢愛子、後藤乾一、高崎宗司、高橋祥起、秦郁彦、波多野澄雄、橋本ヒロ子、和田春樹という顔ぶれです。

この委員会は、96年、97年、98年において、委員の出張および研究委託により、防衛庁戦史室の金原文書の調査、沖縄県所蔵の資料調査、インドネシア、ミクロネシアでの聞き取り調査、アメリカの公文書館、オランダの公文書館、ドイツの公文書館、台湾の公文書館での調査を行ないました。これらの調査報告を含め、1999年2月に『「慰安婦」問題調査報告・1999』を刊行しました。これには6本の論文が収録されました。

これらの刊行物は国内および関係国の公共図書館、大学図書館に寄贈され、各方

面から高い評価を得ています。

なお、2000年より毎年一回海外からの研究者の参加を得て慰安婦問題に関するワークショップを開催しています。

11 基金－6年間の成果

アジア女性基金は、「慰安婦」とされた方々に対する道義的責任を認めた日本政府がお詫びと反省を表す「国民的な償いの事業」を実施し、合わせて今日的な女性の問題にも取り組むために設置した財団法人です。ここでは、故原文兵衛理事長のもとに、外務省、総理府外政審議室の担当官、基金呼びかけ人、理事、運営審議会委員などの民間ボランティア、それに事務局長以下の基金職員という三者が協力して事業を実施してきました。

この6年間の努力の結果は、フィリピン、韓国、台湾174名、そしてオランダ78名、計252名の元慰安婦の方々に日本政府と国民のお詫びと償いの気持ちを届けたことです。この方々のうち、ロサ・ヘンソンさんを始めとして、すでに28名ほどの方々が亡くなられたことを思えば、基金の事業を受け入れられた方々が、いくらかでも苦しみを癒し、心の安らぎを取り戻すことができたということは、われわれの至上の喜びです。

国連人権委員会や人権小委員会に出された報告や、各国の運動団体は、日本政府が法的責任を認めて、国家補償を行い、責任者を処罰せよと求めている、アジア女性基金に対して厳しい批判を引き続き向けています。道義的責任を認めて、努力するというのは、法的責任を認めることを拒否する策略だという否定論やアジア女性基金を解散せよという主張も残念ながらお存在します。しかし、批判は批判として受け止めておりますが、私たちは基金が策略だという意見や基金解散の主張を受け入れるわけには行きません。このような意見に対してはステレオタイプのイメージにとらわれることなく、基金の今日の姿をあらためて正面から見て下さるよう要望しておきます。

基金の事業はこの6年間のあいだに当初設定された枠組みの中で事業を動かす思

想の面で前進があったことに注意が向けられなければなりません。基金の「償い事業」において、国民からの募金に基づく200万円の「償い金」のお渡し当初は唯一の柱と考えられてきました。しかし、基金は単純な「民間団体」ではなく、政府の資金によって運営されている財団法人であり、政府と国民の心と力を合わせて、「国民的な償いの事業」を推進するという目的をもつということが確立されたのです。

2000年9月1日、アジア女性基金が創立5周年を迎え、1999年9月に亡くなられた原文兵衛初代理事長の後を受けて村山富市元総理が新理事長に就任するにあたって、中川秀直内閣官房長官（当時）は談話を発表し、「『基金』を設立し、支援してきた我が国政府の基本認識を明らかに」するとして、「我が国政府としては、いわゆる従軍慰安婦問題に関して道義的な責任を痛感しており、同『基金』を通じて、この問題に誠実に対応してきている」し、それを続けていくということを表明されました。

政府資金による「医療・福祉支援」は、「国民的な償いの事業」における日本政府の分担部分であるとの位置付けも明らかになっています。オランダにおける事業において、「国民からの『償い金』」は実施されず、「医療・福祉支援」のみが実施されたことは、「償い事業」におけるこの要素の重要性を確認することとなっています。中川秀直内閣官房長官（当時）の談話では、「いわゆる従軍慰安婦問題について国民的な償いの気持ちを表すための同『基金』事業はおおむね順調に進んでいる。そのうち、政府は同『基金』に対し政府予算を拠出し、同『基金』を通じて元「慰安婦」の方々に対する医療・福祉支援事業を実施している。」と明確に表明されるに至りました。

法的責任を認めた上での「償い」が実現されるかいなかにはかわりなく、道義的責任を認めたことに基づく「償い」を実施するのが、アジア女性基金の仕事です。

そういうものとして、「償い事業」を完成させていくことが私たちに残された課題
なのです。この点について、何よりも「慰安婦」とされた方々、さらに国際社会と
関係諸国政府、運動団体に理解していただきたいと願っています。

付 録

1. 河野官房長官談話（1993年8月4日）
2. 村山総理あいさつ（1995年7月）
3. 基金呼びかけ人の呼びかけ文（1995年7月18日）
4. 村山総理談話（1995年8月15日）
5. 総理の手紙
6. 基金理事長の手紙
7. 橋本総理のcock首相あての書簡（1998年7月15日）
8. 官房長官談話（2000年9月1日）

参考文献

アジア女性基金編『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』第1-5巻 龍溪書舎、1997年

「『慰安婦』問題関係文献目録」ぎょうせい、1997年

アジア女性基金資料委員会『「慰安婦」問題調査報告・1999』1999年

大沼保昭・下村満子・和田春樹編『「慰安婦」問題とアジア女性基金』東信堂、1998年
方善中「米国資料に現れた〈従軍慰安婦〉の考察」、『国士館論叢』37号、1992年10月

吉見義明編『従軍慰安婦資料集』大月書店、1995年

吉見義明『従軍慰安婦』岩波新書、1995年

吉見義明・林博史編『共同研究日本軍慰安婦』大月書店、1995年

秦郁彦「『慰安婦伝説』—その数量的観察」『現代コリア』1999年1・2号

秦郁彦『慰安婦と戦場の性』新潮社、1999年

蘇智良『慰安婦研究』上海書店出版社、1999年

朱徳蘭編『台湾慰安婦調査と研究資料集』中央研究院中山人文科学研究所、1999年、不二出版、2001年

Chunghce Sarah SOH, From Imperial Gifts to Sex Slavery: Theorizing Symbolic Representation of the 'Comfort Women', Social Science Jpan Journal, Oxford Univ. Press Vol.3, No.1, April 2000.

金富子・宋連玉編『「慰安婦」戦時性暴力の実態』Ⅰ、日本・台湾・朝鮮編、緑風出版、2000年

西野留美子・林博史編『「慰安婦」戦時性暴力の実態』Ⅱ、中国・東南アジア・太平洋編、2000年

関係資料

戦後補償ネットワークFAX

1-30

外務省報道ぶり

31-41

新聞切り抜き

「慰安婦」・戦後問題関連

42-110

新聞切り抜き

女性・人権問題関連

111-179

新聞切り抜き

AWF関連

180-191

戦後補償実現！FAX速報

№ 339

2001. 6. 12

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区板橋 4-5-16-301
FAX: 03 (3237) 0287 TEL: 03 (3237) 0217 URL: members.aol.com/cfrtyc99/sub3.htm
受信料：月額 1000 円 (切手可) 郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通) 013-1173765 同 E-mail: cfrtyc@aol.com

◆被爆者援護法の在外適用命じた 6/1 大阪地裁判決の国側控訴断念求め、動きかけ続く

6月1日大阪地裁が国と大阪府に対して韓国原爆被爆者協会元会長の郭貴勲さん(ハ・ギン、76)に被爆者援護法に基づき未払い手当と2003年5月までの毎月手当を支給するよう命じた判決(本紙前身既報)を国は受け入れて、控訴を断念するよう求める動きが活発に続いている。郭さんと「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」(事務局長=金子哲夫衆院議員)メンバーは6日森山法相、7日坂口厚労相に面談し、控訴断念と被爆者援護法の在外被爆者への即時適用を申し入れた。日本原水爆被害者団体協議会(被団協)は5日に開かれた定期総会で「控訴しないことを政府に要求する特別決議」を採択、韓国原爆被害者協会李鳳儀会長も同日小泉首相に上告しないよう求める書簡を送った。6日議員懇とともに原告弁護団(永嶋清久団長)、韓国の原爆被害者を救援する市民の会(市場淳子会長)も控訴断念と402号通達の廃止を求める要請書を発表。8日韓国・大邱弁護士会(権ヒョク会長)も日本政府の謝罪と南北朝鮮の全被害者に被爆者援護法の適用を求める声明を発表。11日戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会(土屋公敏会長)も控訴断念を求めるコメントを発表し、小泉首相らに送付した。「毎日」(6/3)、「朝日」(6/5)は社説で、ともに「国境なき全員救済」を訴えた。厚労相らは「慎重に検討中」との言葉を繰り返している。

なお、三菱重工広島工場で徴用工として労働させられ被爆した韓国人40人が三菱重工を引き継いだ「菱重」を相手に未払賃金支払いと賠償を求めている三菱広島訴訟の原告側は11日広島高裁に大阪地裁判決を証拠として提出した。(6/3~12 各紙、NHKほか)

◆ILO総会基準適用委・労働者グループ会議が「慰安婦」・強制労働を初めて議題に決定

5日からジュネーブで開催されているILO総会の基準適用委員会・労働者グループ会議は6日「慰安婦」・強制労働問題を日本のILO29号条約違反として特定審査国対象の議題とすることを初めて決定した。昨年のグループ会議でも大激論となったが議題とすることは見送られた。今年は条約適用勧告専門家委員会が3月に発表した年次報告書で「慰安婦」については4度目の勧告(本紙128号参照)を行ったのを受けて、韓国民主労総、韓国労総代表が「日本の連合がILOの分担金を多く出し、『国民基金』にも金を出しているが、政治的な理由で『慰安婦』問題を議題リストから除外すべきでない」「被害者が高齢で時間がない」と提起、フランス代表も「『慰安婦』はぞっとする犯罪」「問題は金でなく、日本政府が罪を認めること」と2度にわたって発言、オランダ代表は「日本政府は被害者が死ぬことだけを待っているのか？ILOへの日本の寄与と『慰安婦』問題は別」と指摘した。ポルトガル代表もドイツの戦後補償と対比し日本政府の努力を要求した。ドイツ代表も「我々とも関係がある。早く解決すべきで、今が最後の機会」と議題とすることを主張、中国代表も「絶対に議題にすべき」と強く主張し、イタリア代表も「先進国と後進国を差別する二重基準は適用してはならない」と同調した。米国代表も「日本政府の対応は不十分」と述べた。これに対し日本の連合は榎本会長代行(自治労委員長)らが「『慰安婦』への補償問題はサ条約と日韓条約で済んでいて、ILOはこうした問題を議論する場ではない。180人が『国民基金』を受け取っていて、問題は解決しつつある」と日本政府と同じ主張を述べ「絶対反対」を主張し、29号条約ではなく、消防員解雇問題に関して87号条約を取り上げるよう主張した。

日本側に同調したのはパキスタン代表だけで、議題に含めることがグループ会議として決定された。しかし、この後の労使政の3者会議で使用者側会議の反対と日本政府側の巻き返して紛糾し、8日に29号に代わって87号違反事例を議題とする折衷案で収拾された。フランス代表は「連合は87号を取引に使っている」と批判し、労働者グループ会議のコートベック議長は3者会議で「失望」を表明し、スポークスマンのエディ氏も「条約を守ることがなぜ政治的と言われるのか。専門家委員会に毎年報告を出すべきだ」と日本側を批判する意見を述べた。(6/8 中央日報・ハンギョレ新聞、9 連合通信、強制労働・全国ネット、韓国人権ニュース)

◆「戦時性的強制被害者問題解決促進法」早期制定求め参院議長らに要請と緊急集会開催

5日韓国国会議員の李美卿さん、台湾立法委員の郭素春・蕭金蘭・楊瓊瓊さんと元「慰安婦」の鄭陳桃(台湾、80歳)さん、アモニタ・バラハディアさん(フィリピン、73)、台湾の王清峰弁護士、フィリピンのネリア・サンチョさん(アジア女性人権評議会)らが井上裕参議院議長や本岡昭次参院議員(民主)らに会い、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法案」の早期制定を要請した。また同日夜には弁護士会館で同法案の早期制定を求める緊急国際集会が開かれ、吉川春子参院議員(共産)、清水澄子参院議員(社民)も出席して、早期の審議入りと成立を訴えた。法案は近く参議院内閣委員会に付託され、19日頃趣旨説明が行われる見込み。

◆教科書問題で各地で集会や「人間の鎖」。北朝鮮代表団入国不許可に抗議

9～12日東京、大阪、福岡など各地で「つくる会」主導の中学歴史教科書に反対する集会が開かれた。東京の集会と文科省前の「人間の鎖」(11日)には金順徳さん(81)ら韓国・フィリピンの元「慰安婦」も参加した。10日福岡で開かれた集会とデモにも李容洙さん(72)が参加した。一方、これらの集会に参加予定だった朝鮮民主主義人民共和国の代表団(団長=黃虎男「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会書記長)に日本政府は入国を許可せず、敵対・牽制する態度を明確にした。代表団は9日北京で日本政府を強く非難した。共和国外務省スポークスマンも11日「無分別な挑発行為」と日本政府の対応を非難した。集会の主催者らも7日小泉首相・森山法相らに抗議文を送った。扶桑社は4日に教科書見本本の市販を開始、新聞に全面広告を掲載するなど採択に向けたキャンペーンを強めている。(6/4～12各紙)

◆ハンセン病元患者に衆参で謝罪決議。補償法案も成立へ

国会は7日衆院、8日参院で「ハンセン病問題に関する決議」を全会一致で採択した。「患者に対する隔離政策により、多くの患者・元患者が人権上の制限、差別等により受けた苦痛と苦難に対し、深く反省し謝罪の意を表明するとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の誠を捧げる」と謝罪し、「隔離政策の継続を許してきた責任を認め」とともに「すみやかに患者、元患者に対する名誉回復と救済等の立法措置を講ずることをここに決意する」とした内容。1日坂口厚労相が原告団に謝罪したのに続いて、7日青森県の木村知事が元患者を訪ね直接謝罪、栃木・鳥取・宮城県知事らも近く謝罪する予定。前文にお詫びを明記した補償法案も12日衆院で可決され、15日にも参院で可決、成立する見込み。東京地裁は12日に和解を勧告し、次回7月17日にも和解成立をめざす方針を示した。戦後補償の解決モデルとして参考になる点が多く、注目される。(6/1～12各紙)

■＜案内＞「慰安婦」問題の早期解決を！第53回サイレント・デモと要請行動

6月20日(水)11:30、参議院議員会館前、13:00 国会議員に資料配布・要請行動。呼びかけ＝「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646・090-4384-1418、F03-3237-0287。

【裁判情報】●6月13日(水)16:30 日鉄釜石、東京地裁 606号。●6月15日(金)日鉄供託金返還裁判判決公判、東京地裁 606号。●6月21日(木)11:00 オランダ POW 訴訟控訴審第9回公判、東京高裁 812号(結審予定)。

戦後補償実現！FAX速報

No. 340

2001. 6. 20

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/cfrtyc99/sub3.htm
■受信料：月額 1000 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通) 013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyc@aol.com

◆ドイツ強制労働補償基金支払い開始。ポーランド、チェコなどに2億マルク以上送金

6月15日ドイツ政府と企業が50億マルクずつ出資して設立した共同基金「記憶・責任・未来」(総額100億マルク=約5400億円)は、ドイツ連邦議会(下院、本紙338号参照)が支払いを承認したのを受けて、同日ポーランドに5700万マルク(約30億8400万円)、チェコに5600万マルク(約30億3000万円)、米国のユダヤ人団体に1億マルク(約54億円)を送金したと発表した。それぞれ1万人分の補償金で、数日中に被害者に届けられた。1人当たりの補償額は5千~1万5千マルク(約27万円~80万円)。補償対象者は約120万人前後と推定され、今後ウクライナ、ベラルーシ、ロシア、さらに他の国の被害者を管轄するIOM(国際移住機関)にも順次送金される。(6/16毎日・共同)

◆被爆者援護法訴訟、国側が控訴。年内に法改正？ ハンセン補償法案成立、7月支給へ

1日大阪地裁が国と大阪府に対して韓国在住の郭貴勲(か・けん)さんにも被爆者援護法に基づいて健康管理手当を支給するよう命じた判決を不服として15日国と大阪府は大阪地裁に控訴した。控訴断念を求める要請が多数行われたが水俣病大阪高裁判決に続いて、人道上の政治判断が優先されたハンセン病元患者の場合と明暗を分けた。坂口厚労相は控訴の理由として、①援護法の立法趣旨は在外被爆者を対象にしていない、②医療手当を受けられない人が健康管理手当だけを受け取ることはできない、③99年3月広島地裁判決では国側が勝訴している、などを挙げたが、在外被爆者への適用も視野に入れた法改正を専門家を加えた第三者機関で検討し、年内にも結論を出すとの考えも明らかにした。

他方、同15日ハンセン病元患者らに補償金を支給する法律が参議院本会議で全会一致で可決され、成立した。法律には「反省」と「お詫び」が前文に明記され、参院厚生労働委員会では原告団や全国ハンセン病療養者入所者協議会の代表ら5人が参考人として招かれ、意見や要望を述べた。同法は22日から施行され、1人800万~1400万円が7月中にも支給される。今年度分682億9500万円は一般会計予備費から支出される。坂口厚労相は16日には熊本県のハンセン病療養所菊池恵楓園を訪れ、「大臣として心からお詫びする」と頭を下げた。沖縄県は23日の沖縄全戦没者追悼式に県内の国立ハンセン病療養所入所者ら約30人が初めて参列すると14日発表した。糸満市の「平和の礎」に県内国立療養所の戦没入所者の名前を刻む要求も出されている。一方、国立療養所多摩全園で暮らす元患者森元美代治さんは、参院選比例区に民主党から立候補することを表明した。20日岡山地裁は12日の東京地裁に続いて和解勧告を行った。同地裁にはこの日新たに元患者ら64人が追加提訴し、原告は347人になった。(6/13~20各紙から)

◆参院内閣委員会で「戦時性的強制被害者問題解決促進法」の趣旨説明

19日参議院内閣委員会で「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の趣旨説明が行われた。本岡昭次参院議員(民主)が法案提案の理由を7分間にわたって説明し、早期の審議を要請した。今国会の会期は29日までで、与党側の同意が得られないため、審議未了で廃案となる見込み。民主・共産・社民3党は秋の臨時国会に再度提出する方針。

◆南北共同宣言から1周年。10カ国220人が戦後補償実現求める国際共同声明発表

南北朝鮮の首脳が初めて握手し、発表された南北共同宣言から1周年の14日、韓国、中

国、台湾、フィリピン、インドネシア、米国、カナダ、フランス、ドイツの市民 220 人の市民が「朝鮮半島の南北和解、自主的平和的統一を支持し、日本に謝罪と補償を求める国際共同声明」を発表し、金大中大統領、小泉首相らに送達した。緊急要請事項として郭貴勲さんへの被害者援護法適用と控訴断念を求める要請も別途、首相、厚労相、法相に対して行われた。三木睦子、土屋公叡、石田雄、鈴木二郎、今村嗣夫、新美隆、田中宏、内海愛子、李仁夏、申恵丰、尹貞玉、張完翼、李炳柱、崔鳳泰、ジョン・プライスさんらが参加している。(6/15 J-K Net)

◆日米外相会談でパウエル国務長官が強制労働に言及

パウエル米国務長官は 17 日米フォックス TV に出演し、18 日の日米首脳会談で元米軍兵士が日本軍捕虜として強制労働させられた問題に言及することを明らかにした。「51 年条約で請求の問題は処理されている」と従来の米政府の立場を堅持しながら、「元兵士にとっては恐ろしい個人的な悲劇だ」と理解と同情を示した。実際にどのように言及されたかはまだ明らかにされていない。(6/18 時事・共同・朝日夕刊、19 毎日)

◆新宿区軍医学校跡地の人骨は研究用標本、外国人混在と厚労省調査結果発表

14 日厚生労働省は東京都新宿区戸山の旧陸軍軍医学校跡地で 89 年に発見された大量の人骨について、人骨は「軍医学校にあった標本や、標本作製のため集められた死体の一部とみられる」とする調査結果を発表した。調査では、①人骨の大部分は黄色人種で、日本人以外も含まれる、②731 部隊との関連は不明、③大部分は空襲で焼失し、残りが終戦後埋められたとみられる、などとしている。今後 DNA 鑑定などの可能性もあり、骨は焼かずに同省が納骨堂をつくり保管するという。人骨問題を考える会では 7 月 21 日(土)14:00、新宿区若松地域センターで報告集会を開く。問合せ T/F0422-36-4357。(6/14 朝日夕刊、15 毎日・読売)

◆歴史教科書、抗議と修正要求続く。香港立法会は反対決議、北朝鮮も 20 項目以上批判

香港の国会に当たる立法会は 5 月 23 日超党派で提案された「日本の歴史教科書改ざんに反対する決議」を全会一致で採択した。右翼によって歴史が歪曲、美化された教科書を合格させた文部科学省を非難し、日本に誠意ある謝罪と賠償を求めた内容だが、香港特別行政区政府はこの決議に不快感を示し、採決時に議場から政府職員を全員引き揚げさせ、日本総領事館も「日本政府の立場は 95 年村山談話を踏襲」という反論声明を発表した。

朝鮮民主主義人民共和国「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会の黄虎男書記長は 19 日までに共同通信に扶桑社版中学歴史教科書の 20 項目以上の批判点を具体的に明らかにした。①皇国史観に基づく、②帝国主義植民地史観に基づく、③戦争責任回避、侵略戦争美化、軍国主義注入、④北朝鮮への敵視感扇動、など。(5/24 大公报、6/19 共同)

■＜案内＞「戦争責任を考える千葉 8 月の会」学習会：朝鮮人強制連行の事実を学ぶ

6 月 23 日(土)13:30、船橋中央公民館 5F 第 7 集会室、講師＝鄭雲模(チン・ウクモ、足尾銅山強制連行被害者、日弁連人権救済申立人)さん、資料代=500 円。連絡先 T/F047-353-6585(大島)。

■＜案内＞ビデオとスライド：今、朝鮮民主主義人民共和国の被害者は

6 月 26 日(火)18:00、JR 三宮駅南・勤労会館(T078-232-1881)、講師＝伊藤孝司(イトウ タカシ)、参加費=500 円。主催＝兵庫県強制連行真相調査団。

■＜案内＞在韓軍人軍属裁判 6/29 提訴報告・支援する会結成集会：原告 10 人が来日！

6 月 29 日(金)18:30、飯田橋・シニアワーク東京、30 日(土)大阪・天満橋・エル大阪 708 号、呼びかけ＝在韓軍人軍属裁判を支援する会準備会 T047-375-0991、06-6939-7540。

【裁判情報】●6 月 22 日(金)11:00 平頂山事件第 18 回公判、東京地裁 709 号。●6 月 29 日(金)14:00 在韓軍人軍属提訴、東京地裁。●7 月 3 日(火)11:00 江原道遺族訴訟控訴審第 15 回公判、東京高裁。●7 月 3 日(火)西松建設第 15 回公判、広島地裁。

戦後補償実現！FAX速報

No. 341

2001. 6. 30

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-18-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆韓国元軍人軍属遺族ら252人が靖国合祀絶止・遺骨返還・謝罪と補償求め東京地裁に提訴

6月29日韓国の太平洋戦争韓国犠牲者遺族会(金景錫会長)、太平洋戦争被害者補償推進協議会(李鍾鎮・張完翼代表)に所属する韓国・米国在住の韓国元軍人・軍属・遺族ら252人が日本政府に靖国合祀絶止・遺骨返還・生死確認・軍事郵便貯金の返還・謝罪・損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。原告本人は90人、遺族162人で、内元軍人が159人、元軍属が93人。内容では靖国合祀絶止請求が55人、遺骨返還が66人、未払い賃金請求が169人、元BC級戦犯が3人、シベリア抑留が2人。訴状では韓国併合条約の無効と各不法行為を主張し、損害賠償・慰謝料・謝罪広告掲載などを求めている。請求総額は約24億6千万円で、謝罪広告を韓国と日本の主要紙に掲載することを求めている。原告を代表して韓国から金幸珍(キム・ベツ、79)、羅鉄雄(ハ・チムン、61)、米国から李英燦(イ・ヨンチャン、64)さんが来日、記者会見と集会で金景錫遺族会会長、張完翼協議会代表とともに理解と支持を訴えた。問合せは在韓軍人・軍属裁判を支援する会 F03-3267-0158、06-6939-7405。(6/30 朝日・毎日・読売)

◆花岡事件生存者・遺族らが慰霊祭に参加のため来日。和解拒否・米国提訴の動きも

花岡蜂起から56年目の6月を迎え、昨年11月の和解後初めての現地大館市での殉難者慰霊祭出席のため被害生存者や遺族ら37人が28日来日した。成田空港で記者会見した原告の李紹海さん(78)は「はく靴も着る服もない苛酷な労働だった。これまでは鹿島に正義を求めての訪日だったが、今回は心が軽やか。皆さんに感謝する。鹿島も歴史を歪曲しないしてほしい」と述べ、原告の父王敏さんを和解直前に亡くした娘の王紅さんは「初めて希望の光がさした」と感想を語り、和解を批判する動きに対しては「和解の意義を理解できていない」と述べた。鹿島から拠出された5億円で設立された花岡平和友好基金の中国側の責任者蘇菊香中国紅十字会秘書長も「被害者の中に考えの違いはあるが、よく話し合って和解の作業を続けていきたい」と語り、改めて被害者986人の「一括解決」を確認した。30日大館市で行われた慰霊式には鹿島側関係者が初めて参加。慰霊式の後、中洞好博常務・東北支店長が被害者・遺族らに「裁判は和解したが残酷な体験や多くの人が亡くなった事実は消え去るものではなく、誠に申し訳ないと思っている」と挨拶、NHKは「直接の謝罪」と報じた。

他方、これに先立ち26日中国河北省石家庄市で開かれた会合で原告を含む一部の生存者・遺族ら20人は和解拒否を確認し、「日本政府と企業の責任の追求を続ける花岡受難者聯宜会」(魯堂鎮会長)を結成した。近く米カリフォルニア州で鹿島に賠償と公開謝罪を求める訴訟を起こすという。

なお、28日に開かれた三菱重工、西松建設の株主総会で、金順吉裁判を支援する会(長崎)・三菱広島・元徴用工被爆者の裁判を支援する会、西松建設裁判を支援する会などはビラ配布や総会での質問を行った。(6/27 朝日・毎日・日経、28 朝日夕刊、29 朝日・毎日、30 時事・共同・NHKほか)

◆米カリフォルニア州上級地裁が和解勧告、日本企業側は拒否。被害者の宣誓証言も実施

米国カリフォルニア州での対日本企業強制労働訴訟で、カリフォルニア州オレンジ郡上級裁判所のウィリアム・マクドナルド判事は先月原告の米国人元捕虜らと被告の三菱・三井など企業側の双方に和解を求めた。米国の対日本企業訴訟での和解勧告は初めて。しかし、企業側はすでにこの勧告を拒否したと伝えられる。一方、ロサンゼルス連邦地裁ピーター・

リクトマン判事は強制労働被害者の韓国系米国人チョン・ジェシユクさん(79)が集団訴訟の迅速な処理のため宣誓証言を求めた申請を受け入れ、6日裁判所書記官立会いの下、被告太平洋セメント側弁護士4人がチョンさんの証言を聴取した。米国の裁判所が韓国系被害者に法廷証言と同じ効力を持つ宣誓証言を命じたのは初めて。なお、米国訴訟へのメディアの関心も高まっており、22日「朝日」朝刊が全面特集、30日にはNHKBS1が「強制労働・過去を問われた独企業」を特集放映した。(6/8ベキシル/韓国戦後補償速報、22朝日、ICR)

◆米下院議員がブッシュ大統領に書簡送り、元米兵捕虜問題の政治決着促す

30日に行われる日米首脳会談を前に26日、米下院のローラバッカー議員(共和)とマイク・ホンダ議員(民主)は連名でブッシュ大統領に書簡を送り、第2次大戦中に日本で強制労働させられた元米兵捕虜らへの補償・謝罪問題を日米両政府が法廷外で政治決着させるよう求めた。現在存命中の元捕虜約2千人のほとんどが80歳代の高齢であることを指摘し、日米両政府の消極的な対応を批判、この問題の解決なしに同盟強化はありえないと訴えた。

また、レイン・エバンス下院議員も先月柳井駐米大使に書簡を送り、同議員らが昨年6月に下院に提出した日本軍の戦争犯罪に関する決議案(HR357)は、「慰安婦」問題などの早期解決を促すもので、日米関係を損なうものではなく、日本政府の明確な謝罪と補償が不可欠であると協力を求めている。(6/27共同、ICR)

◆「国民基金」フィリピンでの「償い金」支給事業来月終了を告知。インドネシアでも論争

女性のためのアジア平和国民基金は今月初めフィリピンの主要紙に広告を出し、「償い金」支給事業の申請を必要書類を添えて8月12日までに提出するよう告知した。今年8月で当初予定の5年の期限を迎える。インドネシアでは「国民基金」が資金提供する高齢者施設建設の是非をめぐる論争が続いている。社会福祉省が「国民基金」の資金でジョクジャカルタのウムブルハルジョ・ツボンガラ・ウレダに施設建設を予定しているが、NGOから反対の声が出ている。4日国民評議会E委員会のムハンマド・ワスル・ウィジャブラナタ副委員長は社会福祉省長官に対し、「躊躇なく『国民基金』の資金で施設を建設するよう」促した。これに対し、法律扶助協会(LBH)ジョクジャカルタ支部長のブディ・ハルトノ弁護士は5日「『国民基金』は日本政府が『慰安婦』問題の責任を逃れるために作った政治的な仕掛けであり、社会福祉省は断固とした姿勢をもって返却するよう」求めた。同支部は高齢者施設建設のために2億8千万ルピア(約3億8千万円)の「国民基金」からの資金を使うことに反対し、拒否の姿勢を以前から明確にしている。(6/4-5Java Post、ICR)

■<案内>7.4. 中国人強制連行殉難者合同追悼会

7月4日(水)18:00、シニアワーク東京講堂(飯田橋)、生存者・遺族代表・関係者ら挨拶、主催=実行委員会、呼びかけ=中国人強制連行を考える会 T03-3503-8588、F03-3581-9035。

■<案内>ここが問題！靖国神社公式参拝・日韓の戦没者遺児らが小泉首相に直言する

7月7日(土)13:30、渋谷勤労福祉会館第1洋室、日韓戦没者遺児の訴え=三浦永光、菅原龍憲、李熙子、参加者からの3分トーク。参加費=500円、主催=平和遺族会全国連絡会 T/F042-574-9210。

■<案内>「植民地犯罪」を問う・学習会

7月7日(土)14:00、食糧会館(麹町)、講演「福沢諭吉のアジア認識」安川寿之輔、問題提起「『大東亜秩序』とは何か」岡本洋一。参加費=500円、主催=「植民地犯罪を問う」実行委員会 T/F0426-44-3140。

【訃報】写真家・新井利男さん：6月18日肺癌で逝去、59歳。樺岡戦犯管理所資料を紹介。

【訃報】「松代大本営の保存をすすめる会」代表青木孝寿さん：25日心不全で逝去、74歳。

戦後補償実現！FAX速報

No. 342 2001. 7. 8.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-C072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
■受信料：月額 1000 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通) 013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆花岡事件生存者・遺族らが合同追悼会に参加。7/7 香港では強制連行などに抗議

7月4日東京で花岡訴訟和解後初めての中国人強制連行殉難者合同追悼会が開かれ、来日した花岡蜂起の生存者 13 名、遺族 21 名が参加した。1953 年に 560 柱の中国人強制連行犠牲者の遺骨が返還された際の貴重なフィルムがビデオ上映された後、新美隆弁護団長が和解以降の動きを報告、花岡殉難者聯誼会、中国紅十字会代表らが挨拶し、被害者の張二牛さん(76)らが当時の様子を涙ながらに証言した。現地大館に「花岡記念館」(仮称)を建設する呼びかけも 1 日に発表され、花岡平和友好基金の被害者・遺族への支給も 9 月頃までには開始される見込み。今後は他の企業がこの花岡モデルを踏襲して和解に動くか、日本政府の責任追及がどこまでできるかなどが課題となる。(7/2 東京、秋田さきがけ、本紙前号参照)

一方、37 年の盧溝橋事件から 64 周年の 7 日、香港で戦時中の中国人強制連行や教科書問題に抗議する集会とデモが行われ、西松建設裁判を支援する会の栗栖薫さんや韓国の「浮島丸爆沈真相究明会」の田在鎮会長らを含む約 300 人が参加、日本総領事館に抗議文を渡した。8 月 6 日には山東省から西松訴訟原告団長の呂学文さん(80)が香港を訪れ、西松建設香港支店に抗議行動を行う予定。(7/5・8 毎日)

◆米國務省報道官、サンフランシスコ平和条約で決着済みを確認

米國務省のパウチャー報道官は 3 日、第 2 次大戦中の日本軍元捕虜らの強制労働補償問題で「問題は決着しているというのが米政府の過去 50 年の立場」と語り、サンフランシスコ平和条約で賠償問題は決着済みとの立場を強調した。「元捕虜らの苦しみには同情する」としながらも「戦争直後に主に日本から接収した財産で補償を受けたことになっている」と指摘、「歴代政権と法廷はこれが最終的な決着と考えている」とも述べた。米議会などで元米兵捕虜問題の政治決着を促す動きが高まってきていること(本紙前号参照)を牽制したものの、裁判所の判断にまで言及したのは勇み足で、反発を呼ぶ可能性がある。(7/4 共同)

◆第 151 国会終わり参院選挙へ。国会図書館法改正案は継続、戦時性的強制被害者

6 月 29 日第 151 国会が閉幕した。衆議院に提出されていた「国立国会図書館法改正案」は議院運営委員会で継続審議に、参議院内閣委員会で審議されていた「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法案」は参議院の改選にともない審議未了・廃案となった。今期参議院に提出された同法案の審議促進・早期成立を求める請願書署名は 40,775 人分。立法化を求める市民団体は 9 月に予定される臨時国会冒頭の同法案再提出と早期審議を求める方針で、次の署名の締切は 8 月末日に。「慰安婦」問題の早期解決を求める月例サイレント・デモは、参院選挙期間中のために今月には行わず、8 月に実施の予定。(6/30 朝日・毎日・読売)

◆国連旧ユーゴ戦犯法廷ミロシェビッチ前大統領公判始まる。人道に対する罪の追及続く

3 日ハーグの国連旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷でミロシェビッチ前ユーゴ大統領の公判が開始された。人道に対する罪、戦争法規・慣例違反で起訴されたが、前大統領は初公判で罪状認否を拒否、戦犯法廷の存在そのものを違法と主張した。欧米の経済援助をテコにした強引な前大統領の身柄引渡しにユーゴ国内は混乱したが、一応平穏に裁判が始まったことを受けて、ボスニア共和国も近く国連戦犯法廷協力法案の国会での承認を得て、カラジッチ被告らの逮捕・引渡しに動く予定。先月 24 日にベネズエラで逮捕されたペルーのモ

ンデシノス前国家情報局顧問も25日ベルーに送還され、取調べが続いている。ベルー側が日本政府に滞日中のフジモリ前大統領の引き渡しを求めるのは時間の問題と見られる。

6月9日にルワンダ虐殺に加担したルワンダ人フツ族修道女、大学教授ら4人に禁固12～20年の禁固を命じ、直ちに収監したベルギーの重罪裁判所には、18日イスラエルのシャロン首相がパレスチナ人によって告訴された。また仏ストラスブールの欧州人権裁判所は先月8日服役中の高齢の元ナチス協力者モーリス・バボン受刑者(90)の釈放請願を棄却した。独ミュンヘン地裁は5月30日元ナチス親衛隊員で強制収容所看守だったアントン・マロット被告(89)に、高齢者としては異例の終身刑を言い渡した。豪ビクトリア州裁判所は5月29日ラトビアのユダヤ人収容所幹部だったコンラッド・カレイズ被告(87)にラトビアへの強制送還を命じている。各地で人道に対する罪の追及が続いている。(各紙から)

◆歴史教科書、日本政府回答で反発拡大へ。批判本続々、書店売・採択めぐり攻防激化

日本政府は9日韓国・中国政府に中学歴史教科書修正要求への回答を行うが、内容は扶桑社など2社の古代史の記述の誤りを認定しただけの「実質ゼロ回答」のため、非公式に回答内容を知った韓国・中国側は反発を強め、態度を硬化させている。8日から韓国を訪れる与党3幹事長は金大中大統領や側近との会談を拒否された。これに先立ち、扶桑社は一部韓国側の主張を受け入れる形で2日に文部科学省に同社版歴史教科書中9ヶ所の訂正を申請している。子どもと教科書ネット21などの市民グループ・個人は6月21日に朝日、7月3・4日に読売・毎日に扶桑社版の不採択を呼びかける意見広告を掲載し、明石書店・大月書店に続いて岩波書店『歴史教科書・何が問題か—徹底検証Q&A』(小森陽一・坂本義和・安丸良夫編)を緊急出版。日教組も『教科書白書2001』(アドバンテージサーバー刊)を刊行。右側からも三浦朱門編著『「歴史・公民」全教科書を検証する』(小学館)は「つくる会」擁護、谷沢永一『「新しい歴史教科書」の絶版を勧告する』(ビジネス社)は批判と激しい論争が続く中、扶桑社の市販本『新しい歴史教科書』は好調な売れ行きで現在ベストセラーのトップ(6/22-28日版調べ、公民も8位)。愛媛県を中心に「教科書があぶない!緊急FAXニュース」も先月26日発刊された(問合せFax0898-76-5040奥村、URL:www.dokidoki.ne.jp/home2/zxvt29/index.htm)。なお、韓国の国会議員らが5月10日東京地裁に扶桑社版の製造・頒布禁止の仮処分申立てを行ったが(本紙336・7号参照)、その後3回の審理が行われ、6月25日には1904年日韓協約以来の歴史を踏まえ、名誉毀損の法律的主張と文部科学相の恣意的検定を明らかにした準備書面を提出した。(各紙から)

■<案内>日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会

7月10日(火)19:00、戦後補償ネット事務所、8月国連人権小委員会・社会権委員会・ダーバン人種差別撤廃世界会議などについて。同連絡会T03-3237-0217、F03-3237-0287。

■<案内>中国からの熱き思い:日本軍性暴力被害者・郭喜翠さん証言&康健弁護士と語る

7月14日(土)14:00、全国教育文化会館(麹町)、参加費=千円。中国人「慰安婦」裁判を支援する会/中国人戦争被害者の要求を支える会T03-3942-8591、F03-3942-8593

■<資料案内>「慰安婦」問題についての海外の議会の動きなど—6/5 集会資料

韓国、台湾、フィリピン、米国の議会の決議(案)、議員の発言などを紹介した貴重な資料集。1部250円+送料180円。申込先=「慰安婦」問題の立法解決を求める会F03-3237-0287。

【裁判情報】●7月12日(木)10:20 731・南京・無差別爆撃事件控訴審第7回公判、東京高裁817号。●7月12日(木)13:20 劉連仁訴訟判決、東京地裁103号(18:20 報告集会、全水道会館4Fホール、参加費=500円)。●7月13日(金)13:30 中国人「慰安婦」第二次訴訟第21回公判(原告郭喜翠さん本人尋問)、東京地裁103号(16:00 報告集会、弁護士会館1003)。

戦後補償実現！FAX速報

No. 343 2001. 7. 14

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店（普通）013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆中国人強制連行・劉連仁訴訟、東京地裁が戦後の救済責任認め2千万円賠償命令

7月12日東京地裁（西岡清一郎裁判長）は、1944年中国山西省から強制連行され、北海道沼田町の明治鉱業昭和鉱業所で働かされ、苛酷な労働に耐えかねて45年7月に逃亡し、58年に石狩当別町で発見させるまで13年間北海道各地で草や海草を食べながら生き抜いた劉連仁（リウ・レン）さん（昨年9月82歳で逝去）が国に損害賠償を求めた訴訟で、請求額どおり2千万円を遺族に対し支払うよう命じた。判決は「閣議決定・次官会議決定に基づいた国策で多くの中国人が意思に反して強制連行され、劉さんが「長期にわたる筆舌に尽くしがたい逃亡生活を強いられた」と被害事実を認定。しかし、国際法や国際慣習法、中国民法や安全配慮義務違反、旧民法に基づく損害賠償請求権はすべて否定しながら、戦後厚生省が保護義務を怠った点を認定し、除斥期間の適用も「原告の被った被害の重大さを考慮すると、正義公平の理念に著しく反している」とし、「このような重大な被害を被った原告に国家として賠償に応ずることは条理にもかたう」と述べ、除斥期間の適用を制限した。強制連行そのものの賠償は避け、13年の逃走生活の重みを強調し、他の戦後補償裁判と異なることを指摘して、他の戦後補償訴訟への波及に歯止めをかけようとした構成。戦後補償裁判の判決で原告側の主張が認容され、賠償が命じられたのは98年4月の関釜裁判下関判決（今年3月広島高裁で逆転棄却、現在最高裁で係争中）について2度目。中国人を原告とする戦後補償裁判での勝訴は初めてで、請求額の満額が認められた画期的な判決。訴訟継承人の長男の劉煥新（リウ・ファン）さん（56）は、父親の遺影を抱きながら「亡くなった父はきっと喜んでくれる」とVサインを示して関係者に謝意を述べた。高橋融弁護士も「強制連行の事実を認め、請求額全額が認められた」と手放して評価した。福田官房長官は同日午後の記者会見で、「厳しい判決だ。関係省庁と協議し、決定したい」と述べた。夕方、劉煥新さんは弁護士とともに首相官邸を訪れ、控訴断念を要求したが、首相は不在で内閣府の面談室で秘書官が対応した。また、翌13日には外務省を訪れ、中国課の職員に控訴断念を求める首相・外相あての申し入れ書を提出、衆参両院議長にも強制連行補償基金の立法を求める要請書を提出した。朝日、毎日、東京、北海道新聞などが13日朝刊1面トップで大きく報じ、朝日、毎日は14日社説と「天声人語」「余録」でも取り上げ、早期解決、過去の清算を呼びかけた。日本政府に強制連行そのものの責任を問う訴訟・運動が今後の課題となる。（7/13各紙）

◆ポーランド大統領がユダヤ人虐殺を謝罪、60年ぶりに真相解明し、歴史を訂正

10日ポーランドのクワシニエフスキ大統領はポーランド東北部のイエドワブネ村で行われた1941年7月に同村でユダヤ人約1600人が虐殺された事件の慰霊式典に出席し、最近明らかになった同村のポーランド人による虐殺を認め、「我々はこの事件に関し、亡くなられた人々と遺族に対し、許しを請わなければいけない」と述べ、謝罪した。同村のユダヤ人ほぼ全員が倉庫に集められ、生きたまま焼き殺されたとされる事件で、ユダヤ人の財産も略奪された。長らくナチス・ドイツによるものとされてきたが、昨年在米のポーランド人社会学者ヤン・グロス氏が著書の中で誤りを指摘し、大きな論議を巻き起こし、最近ポーランド政府「国家記憶研究所」が調査を行い真相を解明。慰霊碑も同日新たな碑文のものに代えられた。（5/28読売、7/11朝日・毎日・読売）

◆米上院にも中南米から強制連行された日系人らへの謝罪・補償法案提出

11 日米国のダニエル・イノウエ上院議員(ハワイ州選出・民主党)は、第2次大戦中に米政府によって中南米から強制連行・収容されながら、補償を受けていない日系人に米政府が謝罪と補償を行うことを定めた法案を上院に提出した。同様の法案はザビエル・ベセラ下院議員らが昨年6月下院に提出している(本紙301号参照)。対象は2300人程度と見られる。補償をすでに受け取っている人も米国在留権・市民権を持っていた人に比べ4分の1の5千ドルしか受け取っていない。(7/12 共同・時事)

また12日には米下院で3月に「米捕虜に関する2001年正義法」(本紙329号参照)を提出したローラバック下院議員が1時間にわたって演説を行い、米軍元捕虜の対日本企業訴訟に裁判の棄却を求める意見書を出した米政府を強く非難し、同法案支持議員が100人を超えたことを報告。第2次大戦中に捕虜として日本企業に強制労働させられた被害者のケースを紹介しながら、反日を目的としたものではなく正義が認知され、元捕虜らの自由と尊厳を求める権利を支持するものであることを強調し、法案への支持を訴えた。(ICR)

◆チリのピノチェト裁判、被告の精神状態理由に中止に。実質的終結

9日チリのサンチャゴ控訴裁判所(高裁)は、73~90年の軍政下での人権侵害事件で殺人・誘拐隠蔽などの罪に問われ起訴されていたピノチェト元大統領(85)の弁護団が心神喪失を理由に裁判の一時停止を求めている訴訟で、弁護団の訴えを認め、裁判の中止を決定した。回復は不能とみられ、元大統領の刑事裁判は開かれぬまま幕を閉じる。(7/10 各紙)

◆歴史教科書問題で韓・中首脳日本側回答に反発。韓国対日措置発動へ。台湾政府も抗議

韓国の金大中大統領は10日の閣議で歴史教科書での日本政府の回答に対し、「衝撃を禁じ得ず、絶対に受け入れられない。日本は真実を教える義務があり、我々にはそれを要求する権利がある」と述べ、関係当局に毅然とした姿勢を指示した。同日山崎自民党幹事長ら与党3党幹事長に会った江沢民中国国家主席は歴史問題を適切に処理する必要性を強調し、日本側に強い不満を表明した。韓国政府は12日教科書問題での日本側の対応への抗議の意思表示として今月中旬に予定していた曹合同参謀本部長の訪日を中止し、9月に予定されていた海上自衛隊練習艦の仁川港寄港の不許可を発表し、軍事交流を中止した。また同日開かれた「歴史歪曲対策会議」で日本の大衆文化開放策の中断、日韓文化交流局長級会議の中断、南アフリカで開かれる世界人種差別撤廃会議に日本の歴史教科書問題を提起することなどを決めた。崔駐日大使は10日川島外務次官、11日小野文部科学次官、12日福田官房長官に会い、抗議。改めて再修正を要求した。韓国国会の「日本の歴史教科書歪曲修正特別委員会」は13日日本に即時修正を求める決議案を満場一致で採択した。決議案は98年の「日韓共同宣言」の破棄検討も盛り込んでいる。台湾外交部も11日日本政府の歴史教科書回答に対し、「歴史の歪曲は許されず、日本政府と国民は歴史事実を正視してこそ、戦争という過ちを繰り返さずにすむ」とする抗議のコメントを発表した。日本側は打つ手が無く、「袋小路」に陥りつつあり、事態を憂慮する声が高まりつつある。(各紙から)

■＜案内＞人骨発見12周年・人骨保存決定 by 厚生労働省一意外とタフだぞ厚生官僚

7月21日(土)14:00、若松地域センター2F 会議室(大江戸線「若松河田町」河田町出口)、発言=川村一之、長谷川順一、ほか。参加費=500円。主催=軍医学校跡地で発見された人骨問題を究明する会 T/F0422-36-4357(鳥居)。

【裁判情報】＜報告＞13 日東京地裁で中国人元「慰安婦」の郭喜翠さんが「今でも声を出して泣くことができないほどの苦しみを受けた」「被害を認めて」と訴えた。＜予定＞●7月18日(木)13:30 中国・細菌戦裁判第24回公判、東京地裁103号(終了後、報告集会/弁護士会館)。

戦後補償実現！FAX速報

No 344 2001. 7. 21.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
■受信料：月額 1000 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆中国人元「慰安婦」8人が名誉回復と戦後の精神被害賠償求め東京地裁に提訴

7月16日中国・海南島で日本軍の「慰安婦」とされ、戦後も差別を受けてきた中国人女性8人が国に損害賠償と首相の謝罪文を求めて東京地裁に提訴した。原告は黄有良さん(74)ら少数民族の女性8人。1940年代初めに島を占領した日本軍に当時14～18歳の原告らが拉致・監禁・暴行され、終戦後も隣人や夫から蔑視されるなど名誉を傷つけられ、PTSDに悩まされている。請求額は1人300万円で総額2400万円。戦後補償裁判で、名誉回復を放置した国の戦後責任にしばって提訴したのは初めて。性暴力被害の救済を裁判所に求めるのは困難であるのと、国会に立法解決案が上程され、立法による解決の可能性が出てきているとの判断に基づくもので、民法723条に基づく名誉回復、名誉回復措置を放置してきたことに対する国家賠償法上の損害賠償を請求する内容。「慰安婦」訴訟は8件目で、中国人性暴力被害者を原告とする訴訟は3件目(内1件は、1次・2次に分訴)。(7/16各紙)

◆中国人強制連行・劉連仁訴訟東京地裁判決控訴断念求め要請続く

国に2千万円の支払いを命じた12日の東京地裁判決(本紙前号参照)を受け、原告で劉連仁さんの長男の劉煥新(リュウ・ファン)さん(56)と弁護団は、国側に控訴断念を求め、連日行動を続けている。17日には厚生労働省と法務省を訪れ、申し入れ書を提出した。首相の劉連仁さんへの謝罪と弔慰表明、中国人強制連行全被害者への謝罪と補償を求める内容で、申し入れ後記者会見した劉さんは「日本が戦争を起こしたことを謝罪するいい機会と思う。事実を認め、このチャンスを生かしてくれるよう期待する」と語った。新宿や首相官邸前で連日街頭行動を行っているほか、首相や法務大臣などへのメール、FAXを呼びかけている。詳細は中国人戦争被害者の要求を支える会www.threeweb.ad.jp/~suopei、Fax03-3942-8593へ。(7/17共同、18朝日)

◆米下院予算案修正条項で元米兵捕虜の対日企業訴訟に対する米政府の反対行動を禁止

18日米国下院はローラバッカー、マイク・ホンダ議員が提案した2002年度予算案修正条項を395対33の圧倒的多数で可決した。この修正条項(H.R. 2500)は、米軍元捕虜の対日本企業訴訟に裁判の棄却を求める意見書を出した米政府を批判し、自国の元捕虜が不利を被る政府の行動に税金を使うことを禁止したもの。米政府が日本政府に同調して「連邦裁判所にすべての賠償問題はサンフランシスコ平和条約で決着済み」として棄却を求めた意見書を提出したことに対する元捕虜や議会の反発を反映したもので、上院でも可決されるとみられる。(7/20共同、21朝日、ICR)

一方、ワシントン連邦地裁で係争中の日本政府相手の「慰安婦」訴訟は8月1日に棄却の可否を判断する。これに向けて内外の法律家、研究者、NGO関係者らが5日付でブッシュ大統領あてに米国政府のダブルスタンダードを批判し、意見書の即時撤回を求める公開書簡を送った。また、12日付韓国日報は、韓国政府が近くワシントン連邦地裁に「日韓協定で『慰安婦』問題の責任を日本政府は逃れられない」とする日本政府への反論意見書を提出する予定と報じた。11日付ワシントン・ポスト紙は「やっかいな日本」と題する社説を掲載し、歴史教科書・司法制度の問題点などから南満洲や「慰安婦」に誠実に向き合おうとしない日本社会を批判した。15日付NYタイムス紙も「慰安婦」問題NY連合代表のジョン・H・

キム弁護士の投書を掲載。「慰安婦」問題ワシントン連合などは韓国から参加する元「慰安婦」の金順徳さんと一緒に23日にワシントンの米國務省前で抗議デモを行う。また24日には米下院議員会館でレイン・エバンス下院議員が金順徳さんとともに記者会見を行い、日本に謝罪を求める予定。(7/11 共同、12 毎日、13 Japan Times、15 朝日、韓国戦後補償速報 No. 22、ICR)

◆韓国国会が全会一致で対日関係見直し要求決議。女性省長官も失望と抗議を表明

韓国の国会は18日日本に歴史教科書の再修正を強く求め、韓国政府に日韓関係の全面的再検討など求める決議を全会一致で採択した。決議は「最近の日本社会の国粹主義的な傾向に深い憂慮を表明」し、韓国側の要求に沿った教科書の再修正を改めて要求。98年の日韓共同宣言の破棄も含む対日関係全般の見直し、日本の国連安保理事会常任理事国入り阻止も積極的に検討するよう求めている。一方、韓明淑女性省長官は20日の記者会見で「日本の歴史教科書が『慰安婦』強制動員の事実に触れていないことに深く失望する。是正されるまであらゆる努力をする」と述べ、8月末から南アフリカのダーバンで開かれる国連人種差別撤廃世界会議でもこの問題を訴えると語った。また、「慰安婦」問題を中学で扱うのは不適当との批判に対しては、「性的ではなく、歴史的・人権的見地からアプローチできる」と反論。韓国の教科書でも十分に触れられていないことも指摘し、政府として被害者の聞き取り調査を行う意向を示した。(7/18 各紙夕刊、20 時事・NHK)

◆「国民基金」オランダ人元「慰安婦」78人への医療福祉支援事業終了を発表

女性のためのアジア平和国民基金(村山富市理事長)は13日オランダの元「慰安婦」に対する医療福祉支援事業が終了し、現地で終了式を行ったと発表した。65歳から90歳の被害者78人が1人約5万ギルダー(約250万円)の医療福祉支援金を受け取ったという。内4人は当時未青年で性暴力を受けた男性。オランダ事業実施委員会(PICN、マルグリット・ハマー事業委員長)に全部で128人から申請があったが、「戦争による貧困で売春を余儀なくされた女性は除外した」という。98年7月から実施されていたものだが、韓国・台湾・フィリピンを対象とした「償い事業」とは異なり、国民からの募金ではなく、政府資金が一時金として被害者に直接支給され、政府方針に反して「個人補償」が行われたことになる。首相の手紙は出されず、代わりに橋本首相(当時)がコック首相にあてに出した書簡のコピーが配布された。少なくとも4人が受取を拒否したが、受取りの可否は最終的に個人の判断に委ねるというオランダの運動体の方針で、大きなトラブルはなかったとされ、政府・基金関係者は「初めての成功」と自賛している。表面的にはフィリピン、韓国のような分裂や混乱はなかったとされるが、実際には対日道義補償請求財団の一部理事が理事会を脱退し、名簿を持ち出して事業実施委員会を設立するなどしたため、現地の関係者間に不信と大きなしこりを残している。「慰安婦」を含む約4万人の会員を擁する対日道義補償請求財団は現在も「国民基金」反対の立場で、東京高裁で日本政府に補償を求めている。(7/14 読売・朝日・毎日・NHK)

■＜案内＞在日の旧植民地出身戦争犠牲者の最高裁判決・国連レポート提出報告集会

7月28日(土)13:00、韓国 YMCA9F ホール(水道橋)、①4/5 石成基さん・陳石一さん最高裁判決、4/13 鄭商根さん、姜富中さん最高裁判決報告、②8月の国連国際人権規約・社会権規約審査委員会カウンターレポート提出に向けて、③「理不尽なり2001・決定版」上映、④当事者・遺族の発言。連絡先＝在日の戦後補償を求める会 T044-288-2997、Fax044-287-2045。

■＜図書案内＞『平壤からの告発—日本軍「慰安婦」・強制連行被害者の叫び—』

日本で最初の朝鮮民主主義人民共和国の戦争被害者のルポ集。8月来日予定の被害者の証言も収録。伊藤孝司文・写真、風媒社ブックレット11、税別800円。ネットでも取扱中。

【裁判情報】●7月31日(火)14:00 オランダ POW 訴訟控訴審第10回公判、東京高裁812号。

戦後補償実現！FAX速報 No. 345 2001. 7. 28

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
■受信料：月額 1000 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆米下院に「慰安婦」への謝罪と補償を求める決議案を提出

7月24日米議会下院にレイン・エバンス議員(民主党・ワシントン州選出)らが日本政府に元「慰安婦」に対して明確な謝罪と補償を求める決議案を提案した。共同提案者はマイク・ホンダ、ペロシー、ミンク、アンダーウッド下院議員ら17人。謝罪と補償のほかに教育と再発防止を日本政府に求めた内容で、同趣旨の決議が昨年も提出されているが(本紙300号参照)、採決に至っていない。決議案提出に当たり、エバンス議員は韓国から来た金順徳さん(キム・スンドク、81)と一緒に記者会見し、「決して沈黙してはいけない」と呼びかけ、下院本会議の趣旨説明でも金順徳さんの勇気ある証言をたたえる演説を行った。前日の23日には米国務省前でデモを行い、ワシントン連邦地裁に「慰安婦」訴訟の棄却を要請する意見書を出した米政府に、棄却要請を撤回するよう求めた書簡を金順徳さんが国務省に提出した。(7/25時事・共同・NHK・ICR)

◆中国人強制連行・劉連仁訴訟、国が東京地裁判決を不服として控訴

中国人強制連行・劉連仁訴訟で国に2千万円の支払いを命じた12日の東京地裁判決(本紙343号参照)を不服として国は23日東京高裁に控訴した。劉さんの保護義務を定めた判決には根拠がない、20年消滅を定めた民法の除斥期間適用は正義公平の理念に反していない、などが控訴の理由。原告で劉連仁さんの長男の劉煥新(リュウ・ファンシン)さん(56)さんは「非常な憤りを感じる。政府は事実を認めるべきだ。日本は国際的にイメージ回復の機会だったのに」と語った。同日、厚労省ではハンセン病訴訟の原告と国の和解に関する基本合意書の調印式が行われ、ハンセン病訴訟は各地で和解が続いているが、水俣病大阪高裁判決(4/27)、被爆者援護法在外適用訴訟大阪地裁判決(6/1)、筑豊炭鉱じん灰訴訟福岡高裁判決(7/19)などで国側は控訴して争う姿勢を崩していない。(7/23各紙夕刊)

◆教科書・靖国で韓国・北朝鮮・中国、反発と警戒強める

ハノイで開かれたASEAN拡大外相会議を舞台に、田中外相は24日中国の唐外相、25日韓国の韓外交通商相と会談したが、いずれも教科書・靖国参拝での小泉政権の態度を厳しく批判され、再考を求められた。唐外相は小泉首相が予定している靖国参拝について日本語で「『やめなさい』と言った」と語り、韓外相も首相の靖国参拝に再考を促し、教科書の再修正を求めた。東京では崔駐日韓国大使が24日自民・公明・保守3与党幹事長に会い、靖国参拝の首相の翻意を要請した。一方、朝鮮民主主義人民共和国の金正日総書記は26日モスクワに向かう途中でタス通信特派員と会見し、小泉政権の歴史認識を厳しく批判し、「日本は過去を清算し、敵対的な政策を変えない限り、日朝関係正常化はありえない」と強調した。教科書採択問題では、先に扶桑社版教科書の採択を決めていた栃木県の「下都賀地区教科書用図書採択協議会」が25日異例の再協議を行い、扶桑社版を不採択とする逆転決定を出した。各地で採択決定が進んでいて全国の公立校での扶桑社版採用はほとんどない可能性が高まってきている。韓国などはこの動きを歓迎している。17日には韓国の元「慰安婦」黄錦周(ファン・グムジュ)さんも韓国挺身隊問題対策協議会代表とともに扶桑社を訪れ、教科書の作り直しを求める文書を手渡した。日弁連の久保井一匡会長も26日「首相の公式

参拝は憲法 20 条 3 項違反」として中止を求める声明を出した。自民党内にも憂慮の声が出始め、田中外相は首相の靖国参拝に反対の意見を述べることを表明するなど 8 月 15 日に向けて緊張が高まってきている。平和遺族会全国連絡会、日本キリスト教協議会靖国問題委員会などは 8 月 2 日 14:00 衆議院第 2 議員会館第 1 会議室で「小泉首相に靖国神社参拝の中止を求める院内集会」を開く。(各紙から)

◆南北朝鮮・在日の被爆者が共同で補償要求運動に取り組みへ

在日本朝鮮人被爆者連絡協議会の李実根会長(リ・シムギン、72)は 6～10 日初めて韓国の大邱を訪れ、郭貴勲さんら在韓被爆者や「原爆被害者とともにする市民会」など支援団体と交流し、南北の被爆者が生きている内に日本から正当な謝罪と賠償を受けるために協力することを明らかにした。今後定期的に会合を持ち、真相究明、全被爆者の共通要求案作成などに取り組む。(7/15 韓国戦後補償速報 No. 22, ICR)

◆ニューヨークで「コリア国際戦犯法廷」開く。米政府、北朝鮮代表の入国を拒否

6 月 23 日ニューヨークで朝鮮戦争時の米軍による住民虐殺や無差別爆撃などを裁く「コリア国際戦犯法廷」が開かれた。「米軍虐殺蛮行真相究明全民族特別調査委員会」、「インターナショナルアクションセンター」、「平和のための米全国在郷軍人会」が共催したもので、世界各国から約 500 人が参加した。元米司法長官のラムゼー・クラーク氏らが国際共同検事団主席検事として南北朝鮮を訪れ、被害者らから多くの証言を得た。証言を予定していた北側の被害者・遺族らに米国政府が入国許可を出さず、韓国と海外在住の被害者・遺族のみによる証言となった。クラーク氏が読み上げた南北共同起訴状は、「米軍が朝鮮戦争時に虐殺した民間人は 160～350 万人」と推定。「各種国際規約や協定、法などすべてに違反した犯罪」と指摘した。12 時間の審理の後、朝鮮戦争に参戦した 16 カ国から選ばれた陪審員らがトルーマン大統領以降の全大統領、国務、国防長官、情報機関責任者、駐韓国軍米軍司令官らに有罪判決を下し、判決文とともに米軍の即時撤退、北朝鮮制裁の撤廃、韓国の被害住民に対する米政府の補償、資料公開などの勧告案が紹介された。24、25 日にはニューヨーク、ワシントンなどで被害者・遺族も参加してデモが行われ、国連本部、ホワイトハウス、米議会前で抗議行動を行った。国連人権委員会や国際司法裁判所に問題提起する。(7/13 朝鮮時報)

◆【訃報】韓国の元「慰安婦」黄オクニムさん逝去

10 日韓国の元「慰安婦」黄オクニム・ハルモニが亡くなり 10 日ソウル江南区三成洞の江南病院で告別式が行われた。黄ハルモニは「一生を棒に振り、子供もいないままこの世を去る。墓に碑石でも立ててほしい」という遺言を残した。(7/10 東亞日報＝韓国戦後補償速報 No. 22)

■＜資料案内＞「不二越訴訟裁判記録集」(全 3 巻、2400 頁)、「不二越闘争報告集」

昨年 7 月に最高裁で和解した不二越訴訟の弁護団、原告団が編集・発行した裁判と運動の記録・報告集。裁判記録は B5 版約 2400 頁で全 3 巻、頒価 15,000 円＋送料 930 円。「最高裁『勝利和解』からあらたな闘いに向けて」と題する報告集には全国の支援団体からのメッセージや原告団長の金景錫さんの自伝なども収録。B5 版 250 頁、頒価 1,800 円＋送料 340 円。問合・申込先＝植民地支配・強制連行・戦後を考える連絡会(不二越訴訟連絡会)T/F076-425-2540。

■＜資料案内＞「花岡延泥の底から・第 8 集—花岡和解特集」

昨年 11 月に東京高裁で和解した花岡裁判の和解特集。弁護団の詳しい経過報告、原告、支援団体関係者らの文章や新聞記事などを収録。B5 版 122 頁頒価千円＋送料 310 円。申込先＝中国人強制連行を考える会 T03-3503-8588、F03-3581-9035。

戦後補償実現！FAX速報 No.346・7 2001.8.11.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
FAX:03(3237)0287 TEL:03(3237)0217 URL:members.aol.com/cfrtyc99/sub3.htm
受信料：月額1000円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 E-mail:cfrtyc@aol.com

◆米上院に「2001年POW支援法案」提出。議会对日本企業訴訟を後押し

7月31日米議会上院にダイアン・ファインスタイン議員(民主党・カリフォルニア州選出)とオリン・ハッチ議員が(共和党・ユタ州)が第2次大戦中に日本軍捕虜となった元米兵を支援する「2001年POW(元捕虜)支援法案」(S.1272)を提出した。この間の対日本企業補償請求訴訟で米国政府が日本政府と協調して原告の元捕虜らに不利になるような動きを示してきたことを牽制する目的の法案で、こうした訴訟では原告に有利になるような時効の規定を適用し、日本企業に対する行動は日本政府に対する行動とは区別して解釈するよう定めた10年間の時限立法。米上下院で日本の戦後補償問題での積極的な対応が目立つ。一方、8月1日ワシントン連邦地裁で「慰安婦」訴訟の審理が開かれたが、双方が主権免除についての見解を闘わせ、審理は続行中。(ICR)

◆証言集会参加予定の北朝鮮被害者らに日本政府入国許可せず。集会は予定どおり開催

「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む集会」(大阪・名古屋)、「平和のための証言集会」(東京)で証言するため入国申請していた朝鮮民主主義人民共和国の「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会(「従対委」)の代表团(団長＝洪善玉同委員長)に対し3日日本政府は入国を認めないと福田官房長官が発表した。法務省・外務省・首相官邸とも入国許可の方針だったが1日の自民党外交関係合同部会で福田外務相アジア太平洋州局長の説明を受けた自民党議員らからの反発が出て、これに配慮した安倍官房副長官らが一転して不許可にしたもの。6月にも教科書問題の国際集会に参加するため入国申請した「従対委」代表団の入国を不許可にしたが、それに続く不許可措置(本紙339号参照)で、首相の靖国参拝問題などへの影響を恐れての政治的判断とみられる。民主党の菅幹事長は同日の記者会見で「今のようないろいろな形で交流を行うべきではないか」と政府の対応を批判した。日本政府が証言のために来日する予定の戦争被害者の入国を阻止したのは初めてで、7日朝鮮人強制連行真相調査団はジュネーブで開催中の国連人権小委員会に文書で通報し、対応を要請した。7日夕刻平壤・東京・大阪で、「従対委」・「平和のための証言集会」実行委・「心に刻む会」実行委が同時に記者会見を行い、それぞれ抗議声明を発表した。10日には大島孝一・西川重則「平和のための証言集会」呼びかけ人代表らが外務省を訪れ、杉浦副大臣に直接抗議した。韓国の太平洋戦争韓国人犠牲者遺族会(金景錫会長)、挺身隊問題対策協議会(金九玉・池銀姫・鄭銀星共同代表)も抗議声明を出した。7日大阪、8日半田、9日名古屋、11日東京で開かれた証言集会では来日予定者のビデオ証言が上映され、7月にも共和国を訪れ、被害者らの話を聞いたフォトジャーナリストの伊藤孝司さんが報告した。東京の集会には韓国から金景錫遺族会会長も駆けつけ、日本政府に抗議し、靖国参拝・合祀反対を訴え、謝罪と賠償を求めた。「平和のための証言集会」実行委員会は解散せず、改めて北朝鮮からの被害者代表団招聘に取り組む意向。(8/3・4 産経、7朝日・毎日・共同、8毎日、11朝日)

◆フィリピン上院にも「慰安婦」問題で新しい決議案提出。調査・立法支援・日本の謝罪要求
7月に米下院に「慰安婦」への謝罪と補償を求める決議案(本紙前号参照)が提出されたのに続いて、2日にフィリピン議会上院に与党院内総務のローレン・レガルダ議員が新しい「慰安婦」問題の早期解決を求める決議案を提出した。「国連などに提出されたマクドゥーガル報告、クマラスワミ報告に基づき、(フィリピン上院)外交関係委員会に調査、立法支援を実施し、アジアの植民地占領および第2次大戦中に若い女性たちを『慰安婦』として世界に知られる性奴隷にしたことに対し、日本政府が公式に明確な謝罪をすべきであると提言することを求める決議案」で、内容はこれまでフィリピン上下院に提出されてきた決議案の中で一番強い内容になっている。同議員は昨年11月に上院に同趣旨の決議案(本紙321号参照)を提案しているが、最近の状況を踏まえて一部修正し、国連人権委や米国決議案などとの連携をめざして再提出したもの。フィリピンでは99年2月に下院人権小委員会で元「慰安婦」への補償法制定を求める決議(ロメオ・カンダソ議員提出)が採択されている。(ICR)

◆参院選挙後、秋の臨時国会に向けて立法運動強化へ

7月29日に投票の行われた参議院選挙で自民党が小泉ブームに乗って大勝し、与党が過半数を制し、共産・社民党が議席を減らした。90年代初めから戦後処理問題に取り組み、国会質問などを行ってきた竹村泰子(民主)、田英夫(社民)、清水澄子(同)、阿部幸代(共産)前議員らが落選し、戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会呼びかけ人の田嶋陽子前法政大教授が当選するなどの動きがあった。また7日～10日開かれた議席指定のための臨時国会で「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の提出にこれまで主導的役割を果たしてきた本岡昭次参院議員(民主党戦後処理問題PT座長)が参議院副議長に選出された。次の臨時国会が9月後半から予定されているが、こうした変化を受けて、今後参議院で戦後補償問題と取り組む各党議員団への働きかけと連携強化が求められる。(各紙より)

◆南北朝鮮・在日の被爆者ら日本政府の責任の重さを強調

5日広島市の平和記念公園内の「韓国人原爆犠牲者慰霊碑」前で韓国人被爆者の慰霊祭が開かれ、韓国人被爆者や遺族ら約200人とともに朝鮮籍の在日本朝鮮人被爆者連絡協議会の李実根会長(リ・シムゴン、72)が初めて出席した。民団広島県本部の朴昭勝団長は援護法の在外被爆者への適用問題について「生き残った被爆者の命ある内に解決すべき問題」と語った。なお、今年4月に民団・総連広島県本部と広島市の3者は、現在の慰霊碑近くに南北統一碑を建てることで合意している。これに先立ち2日原爆資料館で「韓国の原爆被害者を支援する市民の会」などが開いた集会で、韓国人被爆者の郭貴勲さん(クハ・ギョク、77)は、6月の大阪地裁判決の意義を確認し、「私たちは日本によって強制連行され、被爆させられた。日本政府の責任は重い」と訴えた。朝鮮民主主義人民共和国の「反核平和のための朝鮮原爆被害者協会」も5日声明を発表し、「被害者は日帝の植民地時代に強制連行されて原爆の被害を受けた人たち。日本は共和国の被爆者に謝罪、補償はおろか、人道的支援も行っていない」と非難した。(8/5共同、6時事=朝鮮通信、本紙前号参照)

◆香港でも中国人被爆者らが謝罪と補償求めてデモ

6日香港で、戦争中に強制連行され、被爆し、広島地裁で西松建設を相手に謝罪と補償を求めている呂学文さんと支援者や「中国人強制連行を考える会」の田中宏代表(竜谷大教授)、香港のNGO「第2次大戦の史実を守る合同会議」などが西松建設香港支店までデモを行

い、同支店前で「中国人強制連行・西松建設裁判を支援する会」の川原洋子事務局長が「一日も早い謝罪と補償」を求める要請書を読み上げ、手渡した。(8/6 共同、TNHK)

◆小泉首相靖国参拝問題で緊張高まる。韓国から遺族代表ら抗議のため続々来日

靖国公式参拝を明言してきた小泉首相が15日に公式参拝することに抗議・警戒して、韓国から元軍人・軍属らの遺族の来日、靖国神社・日本政府への抗議行動が続いている。太平洋戦争犠牲者遺族会の金鍾大会長ら9人は11日午前から靖国神社で抗議行動を開始し、小泉首相の参拝反対・合祀反対の声明文を読み上げた。ハンストも予定しているが、警備上の問題などもあり、実際にできるかどうかは微妙。太平洋戦争韓国人犠牲者遺族会の金景錫会長らも同日靖国神社を訪れたが、右翼とそれを取り巻く見物人から「朝鮮人帰れ！」の怒号が飛び交い、身の危険を感じたという。14日には太平洋戦争被害者補償推進協議会理事の李熙子理事らも来日し、抗議行動や集会に参加する予定。韓国の主な被害者団体の役員らが東京に終結する。抗議行動は首相官邸前と靖国・武道館周辺で15日まで断続的に続けられる予定。なお、合祀問題に関して韓国政府は7月17日靖国神社に合祀されている韓国人の元日本軍軍人・軍属の位牌の返還を公式に日本政府に要請する方針を明らかにしている。(7/17 韓国日報=韓国戦後補償速報、18 朝日・毎日、8/11 共同・朝日・毎日夕刊)

◆国連人権小委員会始まる。「慰安婦」・教科書・在日朝鮮人人権問題など報告・討議へ

7月30日からジュネーブで国連人権推進保護小委員会が8月17日までの予定で開催されている。6日には朝鮮民主主義人民共和国政府代表が植民地主義と奴隷制が現代の重大な人権侵害の基底にあることを指摘し、20万人以上の朝鮮人女性が被害者にされた「慰安婦」問題で日本に公式謝罪と国家補償を求めた。8日には在日朝鮮人人権協会の白盛基副会長が日本における朝鮮人学校差別を報告、改善を求めた。「慰安婦」・教科書・部落差別・アイヌ民族差別・治安維持法など、来週多くのNGOが発言予定。また13～31日には社会権委員会も開催され、21日には日本についての審査が行われる予定で、在日の戦後補償裁判原告だった姜富中さんやフィリピンの元「慰安婦」らが参加予定。また8月31日～9月7日南アフリカのダーバンで人種差別撤廃世界会議が開催され、8月27～30日にはNGOフォーラムが開かれるが、在韓被爆者で援護法訴訟原告の郭貴勲さんらが参加の予定。日本からも多

◆北海道で日韓の学生が発掘調査で強制労働犠牲者遺体3体を発見

10日北海道根室市朱鞠内で日韓の学生や在日韓国・朝鮮人など百人以上が参加して開かれていた「東アジア共同ワークショップ」強制労働犠牲者の発掘作業が行われ、無造作に埋葬されていた遺体3体を発見、収容した。朱鞠内では戦前・戦中に数千人の日本人と約3千人の朝鮮人が強制労働に従事、少なくとも朝鮮人36人と日本人168人が犠牲になったとされる。遺骨は身元が判明すれば遺族に返還される。(8/10 共同)

◆【訃報】在日韓国人被爆者徐正雨(ソ・ジ ヨウ)さん逝去

1943年に14歳で日本に強制連行され、長崎県・端島(軍艦島)の炭鉱で働かされた後、三菱長崎造船所で被爆、戦後結核で倒れ、入退院を繰り返しながら81年から修学旅行生への語り部活動が続けてきた徐正雨さんが56回目の原爆忌を前に2日心不全のため亡くなり、3日長崎市内で葬儀が行われた。享年72歳。8日被爆体験を語り継ぐ会で「最後の証言」を予定していた。(8/2 共同、3 朝日・毎日)

【裁判情報】扶桑社教科書製造頒布禁止仮処分命令申立訴訟(4人の韓国国会議員が原告。本紙336・7,342号参照):7月27日に「公邦人である大韓民国の名誉を害し、同国国会議員の人格権としての名誉権を害すべき性質の記述」を申立原因とした準備書面と証拠説明書を提出。決定は8月20日過ぎの予定。＜予定＞●8月17日(金)16:00 三菱広島韓国人徴用被害者釜山訴訟第8回公判、釜山地方裁判所。●8月23日(木)10:00 浮島丸訴訟判決公判、京都地裁。●8月23日(木)14:30 日鉄供託金裁判第4回公判、東京地裁606号。

【お詫び】今号発行が遅れましたことをお詫びします。

編集部

【案内】以下は意見広告です。意見広告は有料ですが、情報紹介や広報にご活用下さい。

掲載要領は編集部までお問い合わせ下さい。

編集部

意見広告

もうひとつのシベリア裁判 報告

松本宏(横浜) 木谷丈老(奈良) 池田幸一(大阪) 森本繁造(京都) 加藤木敏雄(日立)の5名は1999年4月シベリア抑留に関わる裁判を弁護士なしで大阪地裁に提訴しその後翌年12月敗訴しましたが直ちに大阪高裁に控訴し目下裁判中でありますのでその請求の趣旨請求の原因該当法律等に関し簡単に報告すると共にその後の経過を報告します。

○シベリア抑留根源追求の発端:「○○殿 あなたの戦後抑留中の御労苦に対し銀杯を贈り衷心より慰労します 平成元年5月12日 内閣総理大臣○○君」之が国債10万円の証書に付された慰労状です。太平洋戦争、昭和20年8月、シベリア、現住所、本籍地等令等特定すべきもの及び歴史的事実は何一つ書いてない。全くの員数的慰労状です。

○昭和20年10月16日閣議が開催され陸相よりシベリヤ抑留の疑いが報告された:
1994年6月上記10月17日の朝日新聞を発見し上記事実を知り更に毎日、日本産業経済に同様な記事あるを発見した。更にこの記事は東京版のみの発表でありその他の道府県には秘密にされ今日に至る迄何も発表されず国民に対する人権侵害である。

○この閣議に於いて各閣僚は何の防衛措置等を言わず黙ってシベリア抑留を承認した:
マ元帥は職責上日本の利益代表でもあったから、この時に各閣僚は先ず「ポツダム宣言違反の疑いあり」(小淵前総理も明言)と云い、更に抑留条件の交渉・人道上の要請を閣議で決定すべきであったが何も言わずその儘了承し結果的に無条件に承認した。

○この無作為が我々を「奴隷的拘束下の強制労働」に追いやったと國を提訴した:
若し何等かの防衛措置を取っていたら少なくとも奴隷的待遇は免れ境遇は総て一変したと考える。之は憲法第18条(奴隷の禁止)同17条(國の賠償責任)國賠法第一条民法第709条(不法行為)等更に根本的に國は國民を守るべしと言う条理にも反する。

(本件に関し御興味ある場合には下記にご連絡下さい。資料送ります。)

(〒235-0045横浜市磯子区洋光台3-15-27 TEL 045-833-6833 松本 宏)

戦後補償実現！FAX速報

No. 348 2001. 8. 18

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
■受信料：月額 1000 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通) 013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆国連人権小委員会、「慰安婦」教科書問題を踏まえ「組織的強姦と性的奴隷」の阻止決議

ジュネーブで開かれていた国連人権推進保護小委員会(国連人権小委員会)は8月16日、「慰安婦」問題に触れた過去の決議に言及した上で、各国が「性的な暴力行為」の加害者を処罰し、被害者への補償を行うよう求め、性的な人権侵害の再発防止のため正確な歴史教育を推進するよう促す決議(E/CN.4/Sub.2/2001/L.32)を全会一致で採択した。同委員会では、南北朝鮮政府代表、NGO のリベレーション、国際友和会(IFOR)、日本友和会(JFOR)、アジア女性人権評議会(AWHRC)、韓国女性団体連合(KWAD)などが「慰安婦」、教科書、靖国参拝、在日朝鮮人差別などを報告、韓国・中国の委員も加わり日本政府を批判。これに対し、横田洋三委員(「国民基金」運営審議会委員長)が「『慰安婦』問題は国際法上解決済み。それゆえ民間基金(「国民基金」)で償っている。170 人がすでに支給を受けた」と反論、朴ソギル委員(韓国)はこれに「お金の問題ではない。私は11歳の少女が日本の警察に連れて行かれたのを覚えている」と再反論、アイデ委員(ノルウェー)も「日本もドイツを見習えるはず」と指摘した。当初の決議案では「教科書の正確さ」とあった表現が、横田委員らの反対で「歴史教育全般」に変わった。

(8/16 共同、17 朝日・毎日、国連 NGO 連絡会)

◆反対押し切り小泉首相 13 日靖国参拝。内外反発。韓国議員らも来日、合祀中止要求

内外の反対を押し切り、13 日午後小泉首相は靖国神社に参拝した。太平洋戦争韓国犠牲者遺族会の金景錫会長らは横断幕を広げて抗議、太平洋戦争犠牲者遺族会の金鍾大会長らも座り込みを続けた。参拝を 13 日に前倒しし、反対者らの待つ正面参道を避け、北門から参拝したことについて金景錫遺族会会長は「小泉ではなく小鼠だ」と姑息さを批判した。14 日には金景錫遺族会会長と太平洋戦争被害者補償推進協議会の李熙子理事が靖国神社社務所を訪れ、合祀取り消しを求める申入書を権宮司・総務課長らに直接手渡した。韓国の超党派議員でつくる「韓日クリスチャン議員連盟」の金泳鎮議員ら 5 人の議員も 16 日来日し、外務省に杉浦副外相を訪ねて抗議、靖国神社にも合祀の即刻中止を求めた。13 日の首相の靖国参拝には韓国、中国などが強く反発、大使を呼んで抗議した。韓国挺身隊問題対策協議会は「過去の歴史に対する反省なしに帝国主義侵略の象徴である神社を参拝するのは、軍国主義を復活させようという陰謀」とする声明を発表、15 日日本大使館前で抗議デモを行った。武術家らの団体「救国決死隊」は 13 日ソウル市内の公園で小指を切り落とす抗議行動を行った。フィリピンのアジア女性人権評議会は「世界平和に対する威嚇であり、国の指導者による軍国主義の容認につながる」と声明、14 日に日本大使館前で元「慰安婦」約 30 人とともに抗議デモを行った。リラ・ピリピーナも 16 日日本大使館前で抗議を行った。北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の朝鮮中央通信も 14 日「20 世紀の歴史の公正な判決と 21 世紀の歴史発展の要求を無視する公然たる挑戦」と非難、台湾外交部報道官も 14 日「近隣国の人民の感情を傷つけた」と批判した。15 日には武部農相、中谷防衛庁長官、村井国家公安委員長、平沼経済産業相、片山総務相の 5 閣僚が靖国神社を参拝した。(各紙から)

◆韓国政府、日本人戦犯 25 人永久入国禁止に

17 日韓国法務省は、97 年に議員立法で改正された出入国管理法に基づき、1910～45 年人種や政治的理由などで虐殺・虐待に関わった日本人戦犯 25 人に永久入国禁止措置をとったと発表した。氏名や犯罪事実は明らかにしていない。「97 年の法改正以来、長期間調査した結果で、最近の日韓関係とは特別な関係はない」と同省は説明する。戦後の国際法廷での BC 級戦犯を対象に、日本の民間団体の協力を得て、米政府保存資料に基づき選定し、今後も分析作業を続け、入国禁止対象者は増える予定という。(8/17 朝日・毎日・読売夕刊)

◆8・15 全国戦没者追悼式で首相初めて「わが国は」と加害主体を明言

15 日日本武道館で開かれた第 56 回全国戦没者追悼式の式辞で小泉首相は「先の大戦において、我が国は、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました」と述べ、初めて「我が国は」という主語を用い、加害の主体を明確にした。細川元首相以来これまでの歴代首相の式辞の主語のほとんどは「この戦いは」だった。ただし、この式辞も「300 万余の」日本の戦没者の後に「また、」で続く文脈で、あくまでアジア諸国が後。13 日の靖国参拝の後だけに、対外的にもほとんど評価されていない。(8/15 各紙夕刊)

◆中学歴史教科書、扶桑社版採択率は 0.03%

15 日までに 2002 年度から小中学校で使用される教科書の採択がすべて終了し、問題の「新しい歴史教科書をつくる会」メンバーが執筆した中学歴史・公民教科書が採択されたのは、公立では東京都と愛媛県の養護学校の一部だけ、私立 9 校に限定され、歴史教科書採択率は 0.03% (生徒数約 1300 人) に留まった。内外の強い批判の声に押された結果で、韓国・中国政府関係者らはこの結果を歓迎した。しかし、唯一「慰安婦」記述を充実させた日本書籍版は、つくる会側から「ワースト 3」のトップとして攻撃されたのが響き、現行本が都内 21 区で使われているのに来年度はわずか 2 区に激減。逆に「慰安婦」記述を削減した東京書籍版は 2 区から 12 区へ大きくシェアを延ばした。議論を呼んでいる左右両極を避け、全国シェア 41% を押さえている東京書籍版に右へ習えて横並びする傾向がさらに強まり、同社版の寡占化が進んだ。次回の中学歴史教科書検定は 4 年後。今後の攻防は高校歴史教科書に移る。(8/17 各紙から)

◆米政府被爆兵士への補償、因果関係証明なしで実施へ

6 日までに米国政府は、原爆投下直後の広島・長崎での清掃作業や冷戦時代の核実験で被爆し、癌や白血病にかかった退役軍人や遺族に対し、発病と被爆の因果関係の証明なしに連邦政府が補償金を支払う方針を固めた。原爆投下後の広島・長崎で被爆した米兵は約 19 万 5 千人、1945 年から 62 年までの核実験によって被爆した米兵は 20 万 5 千人を上回るとみられる。(8/8 毎日・共同)

■＜案内＞強制連行調査ネットワークの集い 2001 大阪・茨木

9 月 8・9 日(土・日)13:00、茨木市市民総合センター、各地からの報告とフィールドワーク(大阪砲兵工廠跡など朝鮮人強制連行跡、大阪港など中国人強制連行跡)、参加費＝集会 2 千円(フィールドワーク代実費)、交流会 4 千円。問合せ＝「茨木市安威地区に戦争と平和を学ぶ公園を」茨木市民の会 T/F06-6337-8027(塚崎)

【裁判情報】8 月 28 日(火)11:00 中国人強制連行第 2 次訴訟第 11 回公判、東京地裁 702 号。

戦後補償実現！FAX速報

No. 349 2001. 8. 25

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
FAX: 03 (3237) 0287 TEL: 03 (3237) 0217 URL: members.aol.com/cfrtyc99/sub3.htm
受信料：月額 1000 円 (切手可) 郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」
銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通) 013-1173765 同 E-mail: cfrtyc@aol.com

◆京都地裁・浮島丸訴訟、国に4500万円支払い命令、「謝罪なし」に原告団怒り

8月23日京都地裁(水上敏裁判長)は終戦直後に京都府舞鶴湾で爆発・沈没した旧海軍の特設輸送船「浮島丸」の韓国人生存者と遺族80人が国に公式謝罪と総額約30億円の損害賠償を求めた訴訟(92年8月から94年8月に3次にわたって提訴)の判決で、「国は強制連行者の安全な送還に配慮する義務を怠った」として生存者15人に対し1人当たり300万円、計4500万円の賠償を命じた。公式謝罪、憲法前文・国家賠償法適用による損害賠償、立法不作为、遺骨返還などの訴えは退けた。元軍属の乗船者は国との間に「旅客運送契約類似の法律関係が成立していた」と認め、安全配慮義務違反と判断したもので、15人以外の原告については、乗船の事実が証明できないことや遺族は「法律関係の当事者でない」との理由で除外された。判決は「徴用によって日本に連れてきていた原告を安全に送り届けることは条理上被告に要請されていた」と述べ、安全配慮義務の前提として強制連行・徴用者の送還についての国の責任を初めて認定した。国を相手に戦後補償を求めた訴訟で原告側の請求が認められたのは98年4月の関釜裁判山口地裁下関支部判決(今年3月広島高裁で逆転棄却、最高裁に上告中、本紙217号参照)、今年7月の中国人強制連行・劉連仁裁判東京地裁判決(東京高裁に控訴、本紙343号参照)について3例目。爆発については日本人乗務員が爆破したとの説があり、その真相究明を求めた訴訟だったが、国側が提出した証拠はわずか3点のみで爆発の原因究明には至らず、判決も「爆雷を前提」としている。判決後の記者会見で、原告団代表の宋斗会さん(ヨ・トケイ、86)は抗議声明を発表し、怒りを込めて真相究明を要求した。当時12歳で一家6人で浮島丸に乗船、母・姉・妹を失った原告の張永道さん(ジャン・ヨンド、68)は「本当に必要なのは真相究明。こんなちっぽけな金を15人がもらっても仕方ない。靖国参拝でいろいろ言われているが日本の義務は我々アジアの霊を弔うことだ」と語り、金泰錫さん(キム・テグ、81)も「他の遺族のことを考えると少しもうれしくない。自分たちが自爆させておいてあんな判決で終わらせるとは許せない」と憤りをこめてコメントした。小野誠之原告側弁護団長は「目的は真相究明だった。判決は爆発の解明に踏み込んでいない。遭難者の名簿も明らかにされなかった。公式謝罪も認めなかった。原告への救済が一部あったが、形式だけ。判決は不十分だが、日本の戦争行為に法のシステムの中で補償すべき点があると認めた。このメッセージを受け止め、今後の流れにつなげるべきだ」と語った。なお、この裁判を通じて国側は安全配慮義務に関する時効を一切主張せず、「原告は事故当時の具体的状況を明らかにしていない」と訴えの無効を主張し、「沈没は不可抗力」との立場を貫いた。これに対し判決は「国側が『爆沈は不可抗力』であったことを主張立証しない限り、賠償責任を免れることはできない」と断じた。福田官房長官は同日「国にとっては厳しい判決と受け止めている。今後の対応は関係省庁で十分検討した上で決めたい」とのコメントを発表した。原告側は公式謝罪を否定した裁判所の姿勢を歴史に残すとし、控訴しない方針。

24日韓国の与党新千民民主党(民主党)はスポークスマン声明で「部分的でも初めて日本政府の責任を認定した点で意味がある」と評価し、「日本の戦後責任を全面的に認めるもので

はなく限界があるが、日本が太平洋戦争の被害者に謝罪し補償を行う新しい出発としなければならない」と強調。「慰安婦」問題などでの「謝罪と補償」を求めた。野党ハンナラ党スポークスマンも「日本政府の公式謝罪と遺族への賠償が棄却され、遺憾。小泉首相が謝罪し、遺族に対しても賠償すべき」とする声明を発表した。

原告や関係者ら約20人は24日舞鶴市を訪れ、遭難現場近くの「殉難者追悼の碑」前で56年目の慰霊祭を行った。海に向かって亡くなった肉親らの名前を呼び、涙ながらに祈りを捧げた。慰霊祭に先立って追悼集会も開かれ、市民ら200人以上が参加した。ソウル市内でも慰霊祭が行われ、出席した遺族らは、改めて日本政府の公式謝罪と賠償を求めた。

23日の判決を読売・毎日・東京は夕刊1面トップ、朝日・産経・日経も1面・社会面で大きく報じ、朝・毎・読は24日朝刊社説、読売は同1面コラム「編集手帳」でも取り上げて、判決を評価し、戦後補償の早期解決と被害者救済を促した。共同も「戦後補償訴訟に新たな流れ」と題し、最近の原告勝訴の流れに注目した解説を配信した。他の訴訟などへの影響が注目される。(8/23~25 共同・時事・NHK、朝日・毎日・読売・日経・産経・東京・京都など各紙から)

◆ホロコースト訴訟、米国で初の和解。オーストリア2銀行が約47億6千万円拠出へ

21日オーストリア銀行と系列のクレディタンシュタルト銀行は、ナチス支配下のオーストリアで起きたユダヤ人虐殺をめぐる米国での賠償請求訴訟で、被害者に対し総額4千万ドル(約47億6千万円)を支払うことで和解が成立したと発表した。1938年から45年にかけて両行の前身企業に不当に扱われた被害者のための基金に3千万ドルを拠出し、オーストリア銀行は別の被害者団体にも拠出する。ロイター通信によれば、米国のホロコースト訴訟で和解が成立したのは初めて。(8/22 読売夕刊)

◆国連社会権規約委員会でも「慰安婦」など戦後補償問題について審議

ジュネーブで開催されていた国連「経済的・社会的・文化的権利委員会」(略称=社会権規約委員会、委員は18人)は21日日本に関する審議を行った。審議に先立ち13日と20日にNGOのブリーフィングが行われた。在日朝鮮人、部落、アイヌ、沖縄、障害者、雇用差別などさまざまな人権侵害が報告されたが、戦後補償関連では在日の元軍属・障害者年金訴訟原告の姜富中さんや同弁護団の小山千穂弁護士、フィリピンの元「慰安婦」フェリシダッド・レイエスさん、リラ・ビリビーナのリチェルダ・エクストレマドゥーラさんらが参加し、日本政府の対応を厳しく批判する報告を行った。21日日本政府報告書の審査が行われ、コスタリカ、ヨルダン、チュニジア、フィリピン(議長)らから「慰安婦」問題についての質問があいついだ。日本政府は外務省の泉人権人道課長が「女性のためのアジア平和国民基金」をとおして「償い事業」を実施し、英文では「apology」と記した首相の手紙を配布していることなどを説明した。委員会の最終所見は31日に発表される予定。(8/21・22 各紙、国連NGO連絡会)

■＜案内＞ “あの日・14才の少女たちに起きたこと” フィリピン元「慰安婦」の女性達の声

9月2日(日)13:00、三鷹市消費者活動センター3F・公会堂ホール、元「慰安婦」のスケッチやキルト・資料展示、ビデオ上映。参加費=500円。主催=フィリピン元「慰安婦」裁判支援ネットワーク・三多摩。T0422-44-8918。

【裁判情報】●9月4日(火)11:00 東京地裁裁判控訴審第7回公判、東京高裁809号。

●9月6日(木)13:30 中国・山西省性暴力被害者裁判第11回公判(原告=趙潤梅・楊秀蓮さん本人尋問)、東京地裁527号。(報告集会:18:30 シニアワーク東京5Fセミナー室)

◆韓国全羅北道議会の李京海議員が衆議院第2議員会館前で8月14日からハンスト中!

今日で12日目。40日を目標にたった一人で決行中。ぜひ支援を! 別紙意見広告参照⇒

もう一つのシベリア裁判 報告 其の二

- 国に対する請求は官報に謝罪公告及び各自内金請求として一人当り3百万円とする：シベリア拘留は全くの奴隷であり、何の理由、期限は何も分からない、何日帰れるのか、労働が終わったら殺されるのか精神的苦勞は幾らなのか実際に経験した人でなければ分からない補償金額は何千万か何億円か、その中の僅かな金額を印として戴きたい、
- 我々の主張に対し内閣総理大臣は旧大日本帝国憲法時代の原則、諸判例を主張する：内閣総理大臣は旧憲法の國家主義的原則である「國家無答責の法理」即ち國の公權力的作用に対しては責任を負う事は無い旨を主張し、その旧大審院の判例を示している、私達はこれに対し非常な不満を感じ、つぎの如く対応した、
- 私達は日本は敗戦により軍國主義的法規其他の取扱を放棄したと主張する：我國は八月一五日ポツダム宣言を遵守し無条件降伏した。ポツダム宣言第6には「無責任なる軍國主義の権力及び勢力は除去される」(意訳)とある。即ち旧明治憲法それに基づく軍國主義的なものは一切自ら放棄した筈であると主張したが國即ち総理大臣は黙して語らない、
- 降伏するとは如何なることか：無条件降伏するとは平和条約等の成立迄は勝者の支配下で服する事であり人類開闢以来の条理である。当時我が國は主權を失っていた。即ちその事は平和条約にハッキリ書いてある。然しその時代に起こったことを平和条約が整った後、その時我が國に主權があったとし日本の法律で裁判したら如何になるか、陸海軍の廃止、戦犯逮捕拘留、天皇の民主化等は憲法違反として総て無効となり、旧明治憲法と共に昔の大日本帝國が再来する事になる。私はこの時の我國の主權の有無に関わればその後の裁判の有効無効に関し大騒ぎとなるのでそれを避けて来た。然し國が当時未だ明治憲法が生きていると旧体制に基づく「國家無答責の法理」を持ち出して来たので、やむを得ず敢えて2000年6月、当時の我國の主權の有無を取り上げる事を決意した、
- 我國に主權がなくマ元帥が統治していたのでその裁判基準で裁判せよと請求した：占領期間中は連合國最高司令官(以下司令官と略称)はポツダム宣言により日本國の民主化を推進して来たのでその基準で裁判せよと要求した。そしてその具体的基準はポツダム宣言の各条項を以て推論すれば次の如き裁判基準となる。即ち司令官の指示に従うものとして裁判せよと主張した。國として異議あればハッキリ反論されたい、又裁合せの上具体的裁判基準を提案されたいと主張したが、何等の回答もない、
- 五月原告は似た状況から具体的事項を推定し異議あれば反論されたいと國に質問した：
 控訴審に於いてお互いの争点を早くする為2001年5月12日付け原告第2準備審面により國に対し16の質問を出したが主なものの内容を示せば大要次の通りである。
 ①若し我々が天皇國の命令に反して一斉に軍艦を離脱したならば内地の状態も大きく異なるので我々は現在の國を救った救世主と考える、國が然らずと云うなれば反論され度い。
 ②原告は我國の敗戦に際しポツダム宣言遵守と宣言したのは其れと同時に國は旧憲法時代の軍國主義的法規及びそれに基づく一切のものを放棄したと考える。以下前項と同じ。
 ③連合國の占領時代にはわが國に主權がなかったから外交権も無かったが、然しマ元帥は我が國の占領責任者であったから当然義理上日本の利益代表者であったと考える。
 従って昭和20年10月16日の國議に於いてソ連抑留はポツダム宣言違反の疑い、拘留条件の交渉、更に人道法上の懸念もマ元帥に出来たものと考え、以下同上
- 以上の質問に対して今月30日迄には回答がある筈であるから一言して置く：我々は國民の権利を以て裁判上國に対して質問を免しているが、問題は現在防衛上、法律上、財政上等色々な業務に関係しているから國の代表とは實際上総理大臣に外ならない。そこで國からの回答及び不回答等は代理の理論に従って総理大臣の言と取り扱うので皆様も同様にお考え願いたい、本件について御質問ある場合は松本宏へお問い合わせ

(本件に関し御興味ある場合には下記にご連絡下さい。資料送ります。)

(〒235-0045横浜市磯子区洋光台3-15-23 TEL 045-333-6133 松本 宏)

歴史教科書の修正を要求する声明書

21世紀の国際潮流に合わせて韓・日両国は、去る1998年に金大中大統領と小渚恵三首相との間で「韓・日パートナーシップ共同宣言」により発展的な両国関係の構築を最終していた。

しかしながら、最近、日本は世界平和に正面から挑発する欺瞞行為をためらいなくやっている。小泉総理が軍国主義の象徴である靖国神社に参拝したことは、軍国主義の復活を祈願することであり、今でも戦争を準備しているものと宣伝布告するに違う所がない。

なおさら憤怒がわしいことは、A級戦犯に参拝してから「今日、日本の繁栄と平和は戦没者たちの犠牲の上に成り立っているものであり、彼らに敬意を表しなければならぬ」と堂々と言っていた。これは、太平洋戦争の犠牲者たちに懺悔するどころか軍国主義の亡霊を呼び起こしている時代錯誤的な行為である点で実に慨嘆しなくて堪らない。

なおかつ、おい曲された歴史教科書に対して、韓国をはじめとしてアジア近隣諸国からの修正要求を顧みず、無視している。このことは、戦争をおこした日本本来の姿を隠し、おい曲された歴史教科書を利用して自国を美化しようとする、無敵な手だてに過ぎないものであろう。

従って、大韓民国全羅北道議会の我々は「小泉総理の靖国神社参拝と歴史教科書再修正の拒否」に対して次のように強く主張する次第である。

1. 小泉総理が国内外の批判と反対を顧みず、去る8月13日靖国神社に参拝したことは反平和的な欺瞞行為であり、絶対許すことの出来ないものとして強く糾弾する。
2. 日本がおい曲された歴史教科書の再修正を拒否していることは、歴史に反する行為であり、韓国を始めてアジア諸国との善隣友好関係に大きく損害を与えるのみでなく、歴史の永遠な敵国であることを自認するもので、直ちに正しい歴史記述に臨むことを強く要求する。

2001年 8月 21日

大韓民国 全羅北道議會 議員 一同



全 羅 北 道 議 會
農 業 經 済 委 員 會



李 京 海

주요업무담당자 15121
전화 0632-351-5638
사무실 0632-282-6808
홈페이지 011-652-5566

Chollabuk-Co Provincial Assembly

LEE, KYUNG HAE

A Member of Agriculture &
Economic Committee

Tel. 0632-351-5555
Home 02-062-351-5552
HP 011-652-5566

戦後補償実現！FAX速報 No.350 2001.9.1.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03(3237)0287 ■TEL: 03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/ofrtyc99/sub3.htm
■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyc@aol.com

◆国連社会権規約委員会も日本についての最終所見で教科書・「慰安婦」問題について勧告

8月31日国連社会権規約委員会(国連人権A規約=経済的社会的文化的権利規約委員会)は、A規約に基づく日本の人権状況の審査(本紙299、349号参照)を終え、最終所見を発表した。教科書問題については「公正で均衡のとれた教科書」の実現を求め、「慰安婦」問題については「女性のためのアジア平和国民基金」で対応しているとする日本政府の主張に対し、被害者の納得が得られていないことなどを指摘し、改善を求めた。社会権規約委員会が日本の戦後補償問題で勧告したのは初めて。最終所見はまた、被差別部落、在日韓国・朝鮮人やアイヌ民族など少数民族に対する差別、職場における男女の待遇格差、長時間労働、阪神大震災の被災者、高齢者への対応を不十分とし、23項目にわたって懸念を表明。日本政府が人権状況を評価する制度を設け、A規約の趣旨が国内法制度に反映されるよう求めた。(9/1共同)

◆ダーバンで国連人種差別撤廃世界会議開催、NGOフォーラムで各国の被害者が証言

国連が呼びかけた人種差別撤廃世界会議の政府間会議が、31日南アフリカのダーバンで始まった。これに先立ちNGOフォーラムが28日から9月1日まで開催され、フィリピンの元「慰安婦」フェデンシア・デイビッドさん、韓国人被爆者の郭貴勲さん、在日本朝鮮人人権協会の金静寅さんらが30日証言し、戦後補償や在日の人権問題などでの日本政府の対応を厳しく批判した。政府間会議には約150カ国からNGOも含めて約6千人が参加する。韓国政府は韓明淑女性大臣を送り、2日に「慰安婦」、教科書問題を取り上げる予定。会議は7日まで開かれ、会議全体の争点は、植民地支配への謝罪と補償、パレスチナ問題などになる見込み。(各紙、国連NGO連絡会)

◆金大中韓国大統領がドク・ベトナム大統領にベトナム戦について「謝罪」

23日韓国の金大中大統領はソウルを訪問したベトナムのチャン・ドク・ルオン大統領との会談で、ベトナム戦争に韓国が軍隊を派兵したことについて「不幸な戦争に加わり、本意ではなかったがベトナム国民に苦痛を与えたことを申し訳なく思う」と述べた。韓国政府スポークスマンが明らかにしたもので、24日付朝日は「謝罪」と報じた。98年12月にベトナムを同大統領が訪れた際は、「過去の一時期、不幸な時期があったのは遺憾だ」との表現だった。「謝罪」を拒否する日本政府へのメッセージともみられる。(8/24朝日)

◆戦時中スイスでユダヤ人や捕虜ら2万7千人が強制労働か？

27日に発売されたドイツの週刊誌「シュピーゲル」は、スイスの専門家チームの研究結果、第2次大戦中にナチス・ドイツによって拘束されたユダヤ人や戦争捕虜の内、約2万7千人がスイス国内にあったドイツ企業の子会社で強制労働させられていたと報じた。スイスでドイツ企業がユダヤ人らを強制労働させていた事実はこれまでも知られていたが、1万人程度とみられていた。今回の調査結果が新たな訴訟につながる可能性も。(8/25共同)

◆本紙前号紹介の韓国全羅北道議会・李京海議員17日目でハンスト中止：30日に同僚議員の説得で小泉首相靖国参拝、教科書歪曲抗議ハンストを中止。救急車で病院に運ばれたが、命に別状はなかったもよう。

◆米で元捕虜らがデモ。講和条約50周年記念式典めぐり外務省憂慮。米大統領は法案拒否

28日米カリフォルニア州サンディエゴのサンディエゴ・ミツビシ前で戦時中日本軍の捕虜となり三菱の工場で労働させられた元米兵のジョージ・コップ、ウッドロー・ハチソンさんが抗議デモを行い、同社に抗議書を提出、強制労働への謝罪と補償に応じるよう訴えた。2人は全米のディーラーにも手紙で三菱車を扱わないよう求めた。抗議行動には三井鉱山で労働させられたレスター・テニーさんら多くの退役軍人も加わって支持を訴えた。9月8日にはサンフランシスコで講和条約調印50周年記念式典が田中真紀子外相らも参加して開催されるが、米国のNGOなどはこれに対抗するイベントを6～9日に開催する。こうした動きに対し外務省幹部は28日憂慮を表明。米国での一連の対日訴訟も「講和条約で請求権は放棄しているが、100%勝てるとは限らない」と述べ、敗訴にならないよう日本側としても万全の体制で臨むべきだと強調した。27日付読売、28日付毎日、29日付毎日、31日付毎日、31日付時事、27日付読売、28日付毎日、29日付毎日、31日付時事

◆在外被爆者問題協議で坂口厚生労働相韓国へ。支援者は座り込み、検討会の傍聴を呼びかけ

坂口厚生労働相は30・31日ソウルを訪問し、大韓赤十字社総裁、韓国保健相らに会い、被爆者援護法の見直しに取り組む方針を韓国側に伝えた。被爆者援護法の在外適用を求めて長崎の「李康寧裁判を支援する会」の約20人は1日、長崎駅前広場で約1時間の座り込みを行った。6月1日の大阪地裁判決(国などが控訴。本紙338、340号参照)を受け、在外被爆者への援護法適用が実現するまで毎月1日に座り込みを続ける方針。同会の平野伸人事務局長は「すべての被爆者が平等に援護を受けられるよう、粘り強く座り込みを続ける。大阪や広島の実地支援者にも呼びかけて全国的な取り組みにしたい」と決意を語った。

一方、厚生労働省は識者ら7人の委員からなる委員会を設け「在外被爆者に関する検討会」を開いている。年内に見直し方針をまとめる予定で、次回第2回が9月4日(火)17:30～合同庁舎5号館9F厚生労働省議室で開かれ、秋葉忠利広島市長や袖井林二郎法政大名誉教授らが意見を述べる。検討会は公開なので、「韓国の原爆被害者を支援する市民の会」(市場淳子事務局長)は傍聴を呼びかけている。先着順のため30分くらい前に入室を。検討会の問合せは、厚生労働省健康局総務課(T03-3595-2207)へ。(8/30・31各紙、9/1共同)

◆【計報】ワシントン「慰安婦」訴訟原告・郭亜英(グォ・ヤン)さん逝去

24日米国ワシントン連邦地裁で係争中の「慰安婦」訴訟原告の郭亜英さんが亡くなった。上海市崇明県江口鎮東華村で生まれ、結婚後の1937年村に侵襲してきた日本軍兵士に強姦され、「慰安所」で39年まで性奴隷にされた。戦後も心身の被害を負っていた。享年88歳。

◆【計報】在日韓国人元軍属・障害者年金請求訴訟原告・石成基(ソク・ツギ)さん逝去

30日在日の戦後補償訴訟の元原告石成基さんが心不全のため亡くなった。韓国慶尚北道出身で、旧日本軍属に徴用され、マーシャル諸島で攻撃され負傷。右腕を切断。援護法による障害者年金を求めて92年提訴したが、今年4月最高裁で敗訴した。判決は差別状態を認めながら上告を棄却した。享年79歳。葬儀は4日(火)11:00横浜市西区の小西斎場で。

【後記】93年9月の本紙創刊から8年目に入り、今号で350号に。終刊は一体いつに？編集部

戦後補償実現！FAX速報 No.351 2001.9.8.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL:members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm
■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail:cfrtyo@aol.com

◆米國で元捕虜ら日本政府を相手取って1兆ドル(120兆円)の賠償請求集団訴訟

9月4日米シカゴ連邦地裁に第2次大戦中にフィリピンで日本軍捕虜となり「パターン死の行進」を生き延びて3年半捕虜生活を送った元陸軍大佐メルビン・ローゼンさんと1942年に捕えられ、捕虜収容所で捕虜たちの治療を強要された元陸軍看護婦エセル・ミレットさんが日本軍から受けた損害として1兆ドル(120兆円)の賠償を求める集団訴訟を起こした。6日付シカゴ・トリビューン紙が報じたところによると、訴訟を取りまとめたアンソニー・ダマト米ノースウェスタン大学教授(国際法)は、最近公開された外交文書から当時の吉田茂首相がオランダ政府に連合国側は個人の賠償請求権を放棄していないと約束していたと指摘し、個人請求権が認められると主張。請求総額は41～45年に旧日本軍によって殺傷された人数を約43万5千人として算定したもので、「日本軍による犯罪行為に比べれば大変控えめ」と述べた。米國務省のパウチャー報道官は、「この問題は決着済みで、賠償請求に根拠がない」と従来の政府見解を繰り返した。(9/7朝日・読売夕刊、8Japan Times=共同)

◆人種差別撤廃世界会議、奴隷制を「人道への罪」と宣言。南北朝鮮代表、日本を厳しく批判

国連主催の人種差別撤廃世界会議の政府間会議が、8日最終宣言と行動計画を採択して閉幕した。難航した宣言では、奴隷制と奴隷貿易を「人道に対する罪」と認定。植民地支配も人種差別などにつながり、アフリカ・アジアの人口とは今もその犠牲者であると非難した。植民地支配への「賠償」は回避され、アフリカ諸国への経済支援を呼びかけるに留まった。米、イスラエル代表団が引き揚げ、混乱した中東問題についてもイスラエルへの名指しの批判を避け、占領下のパレスチナ人への窮状を訴える内容になった。これに先立ち2日韓国政府代表の韓明淑(ハ・ミンソク)女性大臣は発言の中で歴史教科書問題と「慰安婦」問題を「人種差別」として取り上げ日本政府を批判、4日には朝鮮民主主義人民共和国政府代表も創氏改名、強制連行、「慰安婦」、チマチョゴリ事件、教科書問題、首相の靖国参拝を取り上げて人種主義・人種差別を批判した。これに対し日本側は外交官ではなく36歳の丸谷佳織外務政務官(公明党衆院議員)が2日深夜に登壇、政府声明を読み上げて、過去の反省と平和と民主主義への努力を強調した。日本から参加したNGOは共同して7日記者会見を行い、日本政府声明を批判した。日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会では19日(水)19:00、九段社会教育会館(第1学習室)で8月にジュネーブで開かれた国連人権小委員会、社会権規約委員会とダーバン会議の共同報告会を開く(参加費=500円、連絡先=同連絡会F03-3237-0287)。(各紙、国連NGO連絡会、本紙前号参照)

◆日米外相、サンフランシスコで賠償問題決着済みを確認。シンポジウムでは激論

8日米サンフランシスコ・オペラハウスで連合国との講和条約調印50周年記念式典が開かれ、田中外務大臣は元捕虜らの「癒しがたい傷跡」に触れ、「95年村山談話の痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを再確認する」と日本語で述べた。なお、外務省が発表した田中演説の英語訳は「remorse(後悔) and apology(謝罪)」で外には「謝罪」、国内には「お詫び」のダ

ブル・スタンダードを再確認した。式典後パウエル米国務長官は記者団に「元捕虜の痛みや苦しみは認めるが、講和条約で解決済みだ。米政府の立場を法廷や議会に主張していく」と述べ、下院に提出されている元捕虜の裁判支援法案に反対する考えを表明。田中外相との会談でも「ブッシュ政権は講和条約で解決済みとの立場を維持していく」と言明、田中外相もこれに謝意を述べた。民間のジャパン・ソサイエティ・北カリフォルニア支部などが6日から開いた講和条約50周年記念シンポでは、宮沢元首相、シュルツ元国務長官らが招かれて講演したが、7日の分科会では戦後補償をめぐる激しい論争が交わされた。ヒレル・レバイン・ボストン大教授やマイク・ホンダ下院議員は正面からの議論と謝罪と賠償を要求し、「和解は終わっていない」と発言、講和条約や村山談話で決着・謝罪済みと主張する松永元駐米大使やフォーリー前駐日大使らと激しく対立した。一方、NGO側は6～9日にミヤコ・ホテルで「否定の50年―日本とその戦争責任」と題する国際会議と写真展や証言集会を開催。「レイブ・オブ・ナンキン」の著者アイリス・チャンさんや韓国の元「慰安婦」金順徳(金文淑)さん(81)らが参加し、発言・証言した。日本からも土屋公敏弁護士(元日弁連会長)、戸塚悦朗神戸大助教授、記録作家の石田甚太郎さんらが参加した。8日も式典会場前では約200人が抗議行動を行い、補償を求めた。今後米国内での対立が激化するもよう。(各紙、ICR)

◆広島・長崎市長、検討会で在外被爆者への援護法適用を提言

4日開かれた第2回「在外被爆者に関する検討会」で秋葉忠利広島市長は「在外被爆者も国内同様の支援が必要との原則の確立が急務」と主張。伊藤一長長崎市長も援護法の適用を国内に限った通達の廃止と「在外被爆者手当」の給付などを提案した。(9/5毎日)

◆韓国全羅北道議会・李京海議員、第2次議院議員会館前でハンスト継続中

前号でハンスト中止と報じた韓国全羅北道議会の李京海議員(リ・ギョハ、54)は、30日に同僚議員の説得で一旦病院で検査を受けたが、同僚議員らの帰国後ハンストを再開。8日で26日目を迎えた。台風や雨の中でも一人でハンストを続け、頬がこけてきているが、本人の意思は固く、あくまで「29日提出した公開状への小泉首相の回答を求める」という。関係者らはEメールやFAXで小泉首相への働きかけを呼びかけている(⇒www.kantei.go.jp, Fax 03-3581-3883)。現場の支援の問合せは在日大韓基督教西新井教会の韓牧師(090-2917-4586)へ。

【裁判情報】<報告>●浮島丸訴訟は双方が控訴：8月23日京都地裁判決の浮島丸訴訟(本紙349号参照)は、3日国側が「判決のいう運送契約はなかった」として大阪高裁に控訴し、原告側も方針を変更して急きょ6日控訴した。(9/3共同、4朝日・読売、6朝日)

●扶桑社教科書差止仮処分申請は取下げ：5月10日に東京地裁に扶桑社版中学歴史教科書の製造・配布差止めを求めた仮処分申請(本紙336・7号、346・7号参照)を行った韓国の成承熙(成承熙)議員らは、同社版教科書がほとんど採択されなかった結果を受け、「申請の目的は達成された」として4日申請を取り下げた。これに先立ち代理人の今村嗣夫弁護士らが29日ソウルを訪れ韓国国会の委員会で経過を報告、国会議長らから謝辞を受けた。成議員らは「良心を見せた日本国民に感謝する」とのコメントを出した。(9/5朝日・日経・産経)

●中国人強制運行第2次訴訟、裁判官忌避申し立て：8月28日開かれた第11回公判で原告弁護士団は綿引万里子裁判長ら3人の裁判官の忌避を東京地裁に申し立てた。新証人と原告本人尋問を請求したが、裁判長がこの日の弁論で結審しようとしたため。(8/28時事)

<予定>●9月10日(月)13:30 中国・細菌戦裁判第25回公判、東京地裁 103号。

●9月10日(月)13:45 三菱広島元徴用工裁判控訴審第8回公判、広島高裁。

戦後補償実現！FAX速報 No 352 2001. 9. 17.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/cfrtyo99/sub3.htm

■受信料：月額 1000 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆米強制労働訴訟、初の実質審理へ。加州上級裁がサ条約・協定での請求権放棄論を否定

9月15日米カリフォルニア州ロサンゼルス郡上級裁判所(ピーター・リッチマン判事)は、韓国系米国人の鄭在源(ジョン・ジェウォン)さん(79)が小野田セメント(現太平洋セメント)を相手取って戦争中に同社工場で強制労働させられたことへの賠償を請求していた訴訟で、サンフランシスコ講和条約で日本側への請求権は放棄されているとして棄却を求めた被告側の主張を退け、審理の続行を通知した。米国人元捕虜や中国・韓国人らが戦争中の強制労働に対する補償を求め在米の日本企業を相手取って30件以上の訴訟が米国で行われているが、昨年9月に同州の連邦地裁で一括して請求が棄却(本紙310号参照)されていて、実質審理に入るのは今回が初めて。これまでのケースは、日本企業側がサンフランシスコ平和条約で補償問題は決着済みを主張し、日米政府もこの見解を支持し、門前払いされてきた。リッチマン判事は「米国は原告側の要求を放棄させるような条約を批准していない」として、1951年サ条約で対日賠償請求権を放棄したとの解釈を覆した。鄭さんは法政大学生だった1943年に徴兵を拒否し、警察に拘束され、朝鮮に送還。刑務所内での軍事訓練を経て44年1月から朝鮮半島の小野田セメント工場で強制労働させられ、賃金も支払われず、負傷した体数を持つ。97年に米国籍を得、99年10月に同ロス上級裁に提訴(本紙281号参照)。一旦、連邦地裁に移管されたが、原告側の主張が通って州裁に戻されていた。今回の決定に先立ち8月30日に口頭弁論が開かれ、双方が4時間にわたって弁論を行った。9月14日付の決定文は「鄭さんが当時朝鮮人で、のちに米国籍になった」事実を指摘し、金昌禄釜山大助教授、阿部浩己神奈川大教授、岩沢雄司東大教授らの意見書を引用して、サ条約や65年日韓請求権協定で原告の個人請求権が放棄されていないと判断している。1999年に同州で施行された2010年まで時効を延長した民事訴訟法(「ヘイデン法」)に基づいた提訴で、今後も原告側有利とみられる。17日の記者会見で鄭さんは「私が受けた人権抑圧が二度と繰り返されないよう願って訴えを起こした」と語り、バリー・フィッシャー弁護士らは「この決定は(対日請求権がないとの)これまでの定説を打ち破る歴史的なものだ」と述べた。日本政府・企業側にとっては大打撃で、他の米国での訴訟への影響が注目される。米国元捕虜団体なども今回の決定を歓迎し、今後の有利な展開を期待している。原告側弁護士は裁判所の許可を得て近く太平洋セメント東京本社が保管する記録の調査も行う予定。(9/18共同・朝日、ICR)

◆米上院も元捕虜の対日賠償請求権を確認・支持する法案可決

10日米国議会上院はボブ・スミス(共和)、トム・ハーキン(民主)議員らが提案した2002年度国務・司法省予算案関連法修正案(S. 1215)を賛成58票・反対34票で可決した。この法案は先に下院でローラバッカー、ホンダ議員らが提案し7月18日に圧倒的多数で可決された予算案修正条項(H.R. 2500、本紙344号参照)と同趣旨の法案で、元捕虜らが日本企業に第2次大戦中の強制労働の補償を求めた訴訟で米国政府が原告側に不利になるような行動を取ることにより国の予算を使うことを禁じたもの。わずか2日前に日米外相がサンフランシスコで賠償

問題は講和条約で決着済みと宣言したばかりで、駐米日本大使館は必死に上院議員にロビーをかけ票差は下院より縮まったものの、法案成立を阻止できなかった。提案者のスミス議員は「個人が不満を法廷に持ち込むことをなぜ政府がストップできるのか？間違っているし、そんなことが起きてしまったことを率直に恥ずかしく思う」と述べたが、反対にまわったダニエル・イノウエ議員は「講和条約に反するし、日米関係や他の同盟国との関係を損なう」と語った。(9/10AP、11共同・時事・NHK、朝日・毎日夕刊、ICR)

◆小泉首相にフィリピン元「慰安婦」91人謝罪と補償求め書簡。日比首相会談で「関心」約束

10日フィリピンの元「慰安婦」91人が小泉首相に謝罪と補償を求める書簡を送った。「ロラズ・カンパニエラ」に属する元「慰安婦」・性暴力被害者らが7月から全国で集めたもので、91通の手紙が日本の市民団体を經由して11日官邸に届けられた。書簡は「新政権の改革事項のひとつとして最終的で建設的な解決」を求めるとともに、国会に対しても謝罪と補償を行う法案の審議を求めている。一方、12日大統領として初来日したフィリピンのアロヨ大統領は、13日小泉首相と会談した。席上小泉首相は「慰安婦」問題について、「『女性のためのアジア平和国民基金』の“償い事業”は近く終わるが、今後もこの問題に関心をもっていきたい」と述べ、アロヨ大統領も「小泉総理の言葉に感謝したい」と語るに留まり、突っ込んだやりとりは行われなかったもよう。なお、フィリピンでは8月12日に「国民基金」の“償い金”の受付が締め切られ、96年8月から5年に渡った支給事業は近く終了する予定。

(9/10共同、13NHK)

◆韓国元勤労挺身隊員ら不二越本社との交渉を発表

17日ソウルで元「勤労挺身隊」隊員として戦時中に不二越の工場で強制労働させられ、賃金も受け取っていない元隊員の朴貞淑さん(78)らが会見し、10月下旬に来日し不二越東京本社を訪れて、元隊員らへの補償を直接要求すると発表した。不二越は昨年7月に最高裁で被害者の一部と和解し、解決金を支払っているが(本紙302号参照)、他の被害者との交渉は進展していない。(9/17共同)

◆韓国全羅北道議会・李京海議員のハンストは27日目で中止

衆議院第2議員会館前でハンストを続けていた韓国全羅北道議会の李京海(リ・ギョンヘ)議員(54)は9日医師のストップでようやくハンストを27日目で中止。かろうじて台風の直撃を免れ、11日集会に出席後、帰国した。(JNN)

■＜案内＞「慰安婦」問題の早期解決を！第54回サイレント・デモ&請願署名提出行動

9月19日(水)11:30、参議院議員会館前、デモ後資料配布の予定。呼びかけ＝「慰安婦」問題の立法解決を求める会T03-3262-6646、F03-3237-0287

【裁判情報】＜報告＞●中国人強制連行第2次訴訟・裁判官忌避申し立て却下：8月28日の第11回公判で原告弁護団は綿引万里子裁判長ら3人の裁判官の忌避を東京地裁に申し立てたが、12日却下された。＜予定＞●9月25日(火)11:00江原道遺族訴訟控訴審第16回公判、東京高裁817号。●9月25日(火)13:30台湾元「慰安婦」第8回公判(原告本人尋問)、東京地裁627号。●9月26日(水)13:30名古屋三菱第8回公判、名古屋地裁大法廷。

＜報告会の案内＞ジュネーブ国連人権小委・社会権委・ダーバン人種差別撤廃世界会議
日時：9月19日(水)19:00、会場：九段社会教育会館第1学習室(3F、使用者名は「千代田・人権ネット」)、報告：前田朗(東京造形大教授)・金東錫(在日本朝鮮人権協会)・金静寅さん(同)、会場費：500円(資料代込)。主催：日本軍「慰安婦」強制労働国連NGO連絡会、協賛：戦後補償ネット。

Gloria fails to get cash aid for 'sex slaves'

BY STELLA O. GONZALES

TOKYO (via PLDT)—Filipinas forced to work as sex slaves for the Japanese army during World War II would have to wait longer to receive cash compensation for their suffering.

President Macapagal-Arroyo failed to get any tangible commitment from the Japanese government regarding the payment of direct compensation to "comfort women."

What she only got was an assurance from Japanese Prime Minister Junichiro Koizumi that "he will continue to be interested in the issue" even as the Asian Women's Fund is scheduled to end this December.

Ms Macapagal said Koizumi "expressed his regrets, the regrets of the Japanese people" about the sex slaves.

Koizumi will also be writing letters of regret, the same ones then Prime Minister Keizo Obuchi had written in 1999.

Ms Macapagal and Koizumi held a bilateral meeting at the Prime Minister's residence on Thursday and one issue discussed was that of the comfort women. Ms Macapagal said it was Koizumi himself who initiated the discussion on the issue.

The President said she told Koizumi that maybe they could work on "some innovative ways" by which "we could continue to give comfort to these women who are already quite old and there are very few left" when the Asian Women's Fund ends in December.

"I said I hope that in the twilight of their years they can live a more comfortable life," she told Manila-based reporters who covered her four-day visit to Japan.

Ms Macapagal said Koizumi was "very, very sympathetic."

"There was no semblance of false pride (in him) at all," she added.

Asked if she thinks what Koizumi had assured her could already be considered as the compensation comfort women are demanding for, the President said: "How much more explicit can you be than this?"

She was referring to the letter Koizumi was planning to write and the possible substitute to the Asian Women's Fund (AWF).

Tokyo set up the AWF in 1995 to make cash payments to surviving wartime sex slaves. The AWF is funded partly by the Japanese government and partly by donations from Japanese citizens, former soldiers and their families.

A Japanese court had rejected in December a lawsuit filed by 46 Filipino comfort women who were demanding \$8.4-million cash compensation (outside of the AWF) as an acknowledgment that the Japanese army had violated international treaties when it made them sex slaves.

Japan apologizes for 'comfort women'

TOKYO (Via PLDT)—Japanese Prime Minister Junichiro Koizumi sent Filipino comfort women his "sincere apologies" for the abuses they suffered at the hands of Japanese soldiers during World War II.

Koizumi relayed his sentiments in a letter that he handed to President Arroyo during their meeting at his residence in Tokyo Thursday.

"As Prime Minister of Japan, I thus extend anew my most sincere

apologies and remorse to all the women who underwent immeasurable and painful experiences and suffered incurable physical and psychological wounds as comfort women. We must not evade the weight of the past. Nor should we evade our responsibilities for the future," his letter said.

In an unscheduled interview with newsmen, Ms. Arroyo said the Japanese prime minister—a divorcee—con-

tinues to be interested in the issue.

Koizumi, she said, intends to write to all surviving comfort women and extend assistance to them by way of the Asian Women's Fund, which was set up by the Japanese government in 1999 and expires this year.

The President said Koizumi promised to "look for other innovative ways of giving a better life for the few remaining comfort women in the twilight of their years." Turn to page 2

Japan...

From page 1

Philippine Ambassador to Japan Domingo Siazon said the fund has already donated P2 million each to some 120 Filipino comfort women.

Japan has been criticized lately for its revision of its history books, which downplayed the brutal acts of its forces in the countries it conquered during World War II. Even the very existence of comfort women had been glossed over.

Previous administrations had taken the stand that the Japanese government had paid for all its liabilities incurred during the war. Hence, they would no longer act on the plight of surviving comfort women in an official capacity.

Koizumi also said that he acknowledges the abuses during that time constituted a grave affront to the honor and dignity of large numbers of women.

Furthermore, he said, Japan should now take an active part in dealing with violence and other forms of injustice to the honor and dignity of women. Fel V. Maragay, Joel Locsin

CMA asks Japan to help comfort women

TOKYO (Ma P.D.T.) — President Arroyo yesterday asked the Japanese government to come up with a new financial aid program for Filipino "comfort women" in place of the Asian Women's Fund which will end this December.

Prime Minister Junichiro Koizumi, meanwhile, assured Mrs. Arroyo that his government will not turn its back on its responsibility in the past.

of false pride at all. He was very, very sympathetic," the President said in a talk with newsmen after her meeting with Koizumi.

She read a letter from the Japanese leader who reiterated his administration's intention to honor its commitment to the Filipino women who served as sex slaves to Japanese soldiers during World War II.

"We must not evade the responsibility we have," she said. "We cannot evade our responsibilities

for the future. I believe that our country is painfully aware of its moral responsibility with feelings of apology and remorse. We should face up squarely to its past history," Koizumi said in his letter.

The APW was formed by the Japanese government in 1993 after a Tokyo court denied a petition filed by some 50 Filipinos comfort women, asking for \$4.4 million in compensation.

Shady See

Gloria gets deals, promises, apology from Japan

BY STELLA O. GONZALES

TOKYO (via PLDT)—President Macapagal-Arroyo yesterday ended her four-day official working visit to Japan, confident she has reassured Japanese business leaders and officials that the Philippines is safe and attractive for their investments and leaving with several agreements signed and more investments in the pipeline.

She also said that Japanese Prime Minister Junichiro Koizumi had apologized for the ordeal Filipino comfort women endured during World War II.

"I am gratified that Prime Minister Koizumi acknowledged the issue of comfort women," Ms Macapagal said, referring to Filipinas forced to be sex slaves for occupying Japanese troops during World War II.

During four days of meetings with groups of Japanese businessmen, Ms Macapagal addressed investors' concerns about the Philippines, particularly with regard to law and order, labor unrest, infrastructure facilities, telecommunications facilities and the transport system, corruption and bureaucratic red tape.

Officials of the Sumitomo Metal Mining Corp. pledged to invest \$150 million in a nickel processing project in Palawan. The Rio Tuba mining project, which will start operations in 2004, is expected to produce 10,000 tons of nickel and 750 tons of cobalt as mixed sulfides per year.

Ms Macapagal also witnessed the launching of the P25-million Internet Learning Kiosk (iLink) project of Ayala Corp. and Mitsubishi Corp.

Ayala Corp. vice chair Fernando Zobel said iLink

would be implemented in selected Philippine public schools and would begin operations by mid-October.

A loan agreement for the Subic-Clark-Tarlac expressway project was also signed during the visit. To be financed mainly by the Japanese government, the expressway will cut to 30 minutes the current two-hour travel time from Clark to Subic.

The Japan Bank for International Cooperation will provide 41.9 billion yen (\$338.9 million), or 85 percent of the project cost.

Officials of Itoschu Corp. were offered Petron gasoline stations as possible locations for its Family Mart convenience stores.

Uchiro Niwa, president of Itoschu, had told the President his company wanted to renegotiate with San Miguel Corp. for the distribution of the Philippine beer in Japan. He said negotiations initiated 15 years ago went nowhere.

Fujitsu Philippines assured Ms Macapagal the company has been approaching possible partners for joint operations so it would not have to close its plant in Tanauan, Batangas. The President was concerned about possible layoffs because of the plant's overproduction of hard disk drives.

Fujitsu currently has \$800 million in investments in manufacturing and other facilities and employs 11,000 people in the Philippines.

Fujitsu also denied rumors it was transferring its operations out of the Philippines.

Fujitsu Ltd. president Nobuyuki Aikawa told Ms Macapagal that he was impressed with the efficiency and productivity of Filipino workers.

Ms Macapagal said that in a meeting with Koizumi, he expressed his remorse and gave her a

letter to be sent to all comfort women.

"As prime minister of Japan, I would like to extend anew my most sincere apologies and remorse to all the women who underwent immeasurable and terrible experiences and suffered incurable physical and psychological wounds as comfort women," Ms Macapagal quoted Koizumi's letter as saying.

"We must not evade the weight of the past lest we evade our responsibilities for the future," the letter said. *With an AFP report*

Koizumi apologizes to 'lolas'

■ By RECTO MERCENE

Reporter

PRESIDENT Arroyo said yesterday that Japanese Prime Minister Junichiro Koizumi has issued a letter of apology and provided atonement money for the wartime affront its military did to comfort women in Asia.

The President made the announcement during a news conference in Legazpi City, where her plane landed. She attended the feast of Our Lady of Peñafrancia, the venerated virgin in the Bicol region, before returning to Manila.

She returned from a four-day

visit to Japan.

During the news conference, Mrs. Arroyo read a letter from Koizumi, which says: "As Prime Minister of Japan, I just extend anew my most sincere apologies to all the women who underwent immeasurable and painful experiences and suffered incurable and psychological wounds as comfort women."

He said that the involvement of the Japanese military with comfort women during World War II was an affront to the honor and dignity of a large number of women.

He added that the Japanese people "must not evade the

weight of the past nor should shirk their responsibility for the future."

The President is satisfied by Koizumi's statement.

"As a female leader of our country, I am gratified that Prime Minister Koizumi acknowledged the issue of comfort women. He said that the Japanese government recognizes that the issue has affected the honor and dignity of former comfort women," the President said.

She added that the Japanese government has provided atonement money and letters of apology from Koizumi.

GMA's variety of swift justice

WELCOME home, Madam Chief Justice Gloria M. Arroyo. Finally, seeing justice around here delivered with swiftness, is justice even if delivered in decent haste and sloppy justice. Just look at the number of people in Manila, the city and we must not your President Jaime Sin, priests and bishops and

I have a problem, Ma'm, your variety of swift justice. Why did you not demand from Japan and its government its king in behalf of who became victims of every. You stumbled all sure, ignored a world in the advice, I am sure, of al ambassador of the pines. The Japanese Kay. It did not occur to you and using charge d'affaires of the Jingoism that it was only sense which could save zone from being ignored in for much longer.

is booted it, as presidents you did. I like a woman like you, a like your husband, other and women in your service I never forget that Japan

has not been just. Those wonderful guys who gave us Pearl Harbor even now refuse to apologize. So what do people who think like vessels do? They build memorials and shrines for Philippine-Japanese friendship.

This as these ships continue to abuse our women and children and to ignore even the most elementary rules of decorum by wearing rubber sandals, sleeveless shirts and menacing looks while the stupid natives bow and greet even fellow Filipinos in Nippon.

But then, these miserable robots go home with tips, at least you came home with no tip because the master retained 10 percent. And oh yes, your ambassador in Japan, unlike my ambassador friend who writes a column, even brings her personal photographer even to private functions. But I have digressed.

Now my real problem with your brand of swift justice has to do with fear. I fear that in your haste you unwittingly may have allowed the guilty to take a walk. While I cannot think of your husband

UNDER THE SUN

RAUL L. CONTRERAS



I have a problem, Ma'm, with your variety of swift justice. Why didn't you demand it of Japan in behalf of women who became victims of sex slavery by the Japanese soldiers?

been uncharacteristically quiet, as it has been regarding Fidel Ramos, the Expo Centennial deal of the century, IMPSA, PEA, Amari and many more she-naggers.

Now your husband again is accused of involvement in the smuggling of National Food Authority rice by also-called Philippine Consultative Assembly (PCA). First, I hope this PCA has better credentials than the Council on Public Affairs and Liaisons, a one-man movement of a friend bypassed in favor of more clever and brazen wheeler-dealers. Well, this rice smuggling thing is worth more than P30 million, even billions. NFA rice is supposed to help the poor so I will not begrudge your husband's involvement. Neither will I be envious about the millions of Malaysian ringgit for brokering the MNLF-MILF affair. I like men who work for peace and who think big. That your husband has been at work building campaign funds for 2004 only proves his foresight, his ability to jump was ahead of competition (except

band being involved in the alleged P30-million payola scam, you did not help any by absolving him of any wrongdoing or participation in the scandal. His private indiscretions, by all means forgive. They're not our business. But the telecoms franchise caper was and is our business, not a matter of who got the mayordoms pregnant. Ma'm, who were the culprits?

Your interventions in the plunder matter involving Pantaleon Alvarez is a more brazen affront to separation of powers. This character is accused of bastardizing a contract. This P76-million windfall scam involved the wife of Alvarez, a Cabinet member who apparently also has his own version of divestment. Well, thanks again to you and swift justice through which you absolved Alvarez without losing your temper. Your civil society also has

for the Narcopolis) before the recession overtakes us and his still intense fidelity and loyalty to you.

But these are not for you at Bobi Tiglao or any member of your government to say. Much less should you say anything which again would tell us that you spled on your husband (Remember the culprits of the telecom franchise whom you claim to know but still refuse to name?) And never, never—what ever your Chinaman in the snakepit advises—absolve your husband of wrongdoing or participation in mayhem ever again. This matter again is for the legislature and proper agencies to

investigate and (but wait, de Venecia just said "no more investigations"). For the courts to try and render verdict on.

You, Madam Chief Justice, ought to shut up. Let President Jaime Sin or shadow President Ramos or de Villa do the dirty job as mandated by the Constitution.

Meanwhile, take another trip or several more to study at length how the courts in the United States and England conduct their business. But stay away from Osmia in the highest. By the way, Ma'm, I can't recall that you have a law degree. You may be accused of impersonation. What, say, civil society?

寄 附 行 為

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この財団法人は、財団法人女性のためのアジア平和国民基金と称し、アジア女性基金 (Asian Women's Fund) と略称する (以下この寄附行為において「本基金」という。)。

(事務所)

第2条 本基金は、主たる事務所を東京都港区赤坂2丁目17番42号に置く。

2 本基金は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本基金は、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性を啓発するとともに、女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築くための事業を行い、もって、平和で自由かつ人権の尊重される社会の構築とアジア近隣諸国等と我が国との友好に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本基金は、前条の目的を達成するため、国内外において、次の事業を行う。

- (1) 女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、啓発
- (2) いわゆる元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業の実施
- (3) 女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪などの行為を防止する事業及び女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築こうとして行われる事業の実施又はその支援
- (4) 医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等名誉や尊厳を侵害された女性を救済する事業の実施又はその支援
- (5) 女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態又は女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究若しくはその支援
- (6) その他本基金の目的を達成するために必要な事業

2 本基金は、前条の目的を達成するため有益であると認めるときは、前項に掲げる事業につき、政府機関、国際機関その他公益性の高い団体と協力してこれを行うことができる。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本基金の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本基金の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本基金の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

3 運用財産のうち、所得税法第78条第2項第2号又は法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金によって造成された財産に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとし、その方法は、理事会の議決を経、かつ、外務大臣の承認を得て、理事長が別に定める。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本基金の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本基金の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本基金の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、外務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計区分)

第12条 本基金は、一般会計のほか、必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、理事会においてやむを得ないと認める場合を除き、第10条の予算に計上しなければならない。

3 第1項の特別会計から生じた収益又は余剰金は、すべて基本財産又は運用財産に繰り入れなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第13条 本基金の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に外務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第14条 本基金が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、本基金が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 本基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第17条 本基金に、次の役員を置く。

理事 9名以上15名以内

監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。

(役員の選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長1名、副理事長2名及び専務理事1名を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事を複数置く場合は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を外務大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を外務大臣に届け出なければならない。

(役員の職務)

第19条 理事長は、本基金を代表し、その業務を掌理する。

2 副理事長は、本基金を代表し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本基金の常務を統括する。

4. 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本基金の業務を議決し、執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は外務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第22条 役員は無給とする。ただし、特別の事情がある場合は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理 事 会

(構 成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本基金の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第19条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 本基金に、評議員6名以上12名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項につい

て審議し、助言する。

- 5 評議員会には、第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 運営審議会

(運営審議会の設置等)

第34条 本基金に、運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、5名以上12名以内の委員をもって構成する。運営審議会の委員は、識見の高い者の中から、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 運営審議会の委員のうち2名以内は、理事をもって充てることができる。
- 4 運営審議会の委員は、互選により委員長を選任する。
- 5 運営審議会の委員には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「運営審議会の委員」と読み替えるものとする。

(運営審議会の任務)

第35条 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、この基金の行う事業の運営に関する重要事項について審議し、助言を行う。

(運営審議会の運営)

第36条 運営審議会は、理事長の要請により会議を開く。

- 2 運営審議会の会議の議長は、委員長が行う。
- 3 理事は、運営審議会の会議に出席し、必要な説明を行うことができる。
- 4 運営審議会が会議を開いたときは、議事録を作成する。この議事録には、第31条の規定を準用する。
- 5 運営審議会の会議は、これを公開しない。

(必要な事項に関する定め)

第37条 前3条に定めるもののほか、運営審議会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第39条 本基金は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第40条 本基金が解散のときに有する残余財産のうち第7条第3項に規定する寄附金によって造成された財産は、国に寄附するものとする。

2 前項に規定する財産以外の残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て、本基金と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事 務 局

(設置等)

第41条 本基金の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第42条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証憑書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第9章 補 則

(委 任)

第43条 この寄附行為に定めるもののほか、本基金の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、内閣総理大臣及び外務大臣の設立許可があった日から施行する。
- 2 本基金の設立当初の理事・監事及び運営審議会委員は、第18条（役員の選任等）第1項の規定及び第34条（運営審議会の設置等）第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第20条（理事の任期）第1項の規定及び第34条（運営審議会の設置等）第5項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。
- 3 本基金の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条（事業計画及び収支予算）の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 本基金の設立初年度の会計年度は、第16条（会計年度）の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。

附 則（変更認可平成9年3月10日）

変更後の寄附行為は、内閣総理大臣及び外務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（変更認可平成13年5月14日）

変更後の寄附行為は、外務大臣の認可のあった日から施行し、平成13年1月6日から適用する。